

## 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の附属書 I (日本国による関税の撤廃関係)

日本国による関税の撤廃のための実施日程

- 1 協定第 14 条 1 に基づく日本国による関税の撤廃は、この表 2 欄に掲げる品目の関税について同表 3 欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。
  - (a)「A」この協定の効力発生の日から関税を撤廃する。
  - (b)「B」2006 年 4 月 1 日から関税を撤廃する。
  - (c)「C1」この協定の効力発生の日から関税率を 2.8%とし、2.8%から無税までの 8 回の毎年均等な関税の引下げを 2003 年から 2010 年までの各年のそれぞれ 1 月 1 日に行う。
  - (d)「C2」この協定の効力発生の日から関税率を 3.1%とし、3.1%から無税までの 8 回の毎年均等な関税の引下げを 2003 年から 2010 年までの各年のそれぞれ 1 月 1 日に行う。
  - (e)「C3」この協定の効力発生の日から関税率を 3.9%とし、

3.9%から無税までの 8 回の毎年均等な関税の引下げを 2003 年から 2010 年までの各年のそれぞれ 1 月 1 日に行う。

- (f)「D」2004 年 1 月 1 日から関税率を 6.5%とし、6.5%から無税までの 6 回の毎年均等な関税の引下げを 2005 年から 2010 年までの各年のそれぞれ 1 月 1 日に行う。
- 2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表 3 欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。
  - 3 この附属書の規定に従って引下げを実施した後の税率に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する(0.05%は、0.1%とする。)
  - 4 この附属書における記載は、2002 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。

## 新たな時代における経済上の連携に関する 日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

### 附 属 書 I B

日本国による関税の撤廃のための実施日程

- 1 協定第 14 条 1 に基づく日本国による関税の撤廃又は引下げは、この表 2 欄に掲げる品目の関税について同表 4 欄に掲げる次の実施日程区分に従って実施する。
  - (a)「E」2008 年 1 月 1 日から関税を撤廃する。
  - (b)「F5」基準税率から無税までの 6 回の均等な関税の引下げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2012 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。
  - (c)「F6」基準税率から無税までの 7 回の均等な関税の引下げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2013 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。
  - (d)「F7」基準税率から無税までの 8 回の均等な関税の引下げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2014 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。
  - (e)「F10」基準税率から無税までの 11 回の均等な関税の引下げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2017 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。
  - (f)「F15」基準税率から無税までの 16 回の均等な関税の引下

げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2022 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。

- (g)「P」基準税率から 14.9%までの 6 回の均等な関税の引下げを行う。1 回目の引下げは、2008 年 1 月 1 日に行い、その後の引下げは、2008 年 4 月 1 日及びその後の 2009 年から 2012 年までの各年のそれぞれ 4 月 1 日に行う。
- 2 日本国は、この表に掲げる産品に対して同表 4 欄に定める待遇より有利な待遇を許与することができる。
  - 3 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。)。ただし、この 3 の規定は、統一システムの第 0703.10 号に分類される原産品について課される関税であって、この表 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
  - 4 この附属書における記載は、2002 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
  - 5 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、この表 3 欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げに向けた均等な引下げの開始点となるものをいう。

## 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 3 章関係)第 5 条に関する表

### 第 1 節 一般的注釈

- 1 第 5 条の規定の適用に当たっては、各締約国の表 2 欄に掲げる品目について、表 4 欄に掲げる次の区分及び表 5 欄の注釈に定める条件を適用する。
  - (a)表 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税につ

いては、この協定の効力発生の日に撤廃する。

- (b)表 4 欄に「B1」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から 2003 年 4 月 1 日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、2006 年 4 月 1 日に撤廃する。
- (c)表 4 欄に「B2」を掲げた品目に分類される原産品の関税に

については、この協定の効力発生の日から日本国については 0.5 円/kg、メキシコについては 2.6%とし、2010 年 4 月 1 日に撤廃する。

(d)表 4 欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 4 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)表 4 欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 5 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)表 4 欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g)表 4 欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 7 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)表 4 欄に「B8」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 8 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i)表 4 欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 10 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(j)表 4 欄に「Ca」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k)表 4 欄に「D」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から 2004 年 1 月 1 日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、6 年目の初日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l)表 4 欄に「E」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、11 年目の初日に撤廃する。

(m)表 4 欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に表 5 欄の注釈に定める税率まで引き下げる。

(n)表 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表 5 欄の注釈に定める条件に従う。

(o)表 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げの対象から除外される。

2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は切り捨て、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は切り捨てる。ただし、この 2 の規定は、統一システムの第 0203.12 号、第 0203.19 号、第 0203.22 号、第 0203.29 号、第 0206.49 号、第 0210.11 号、第 0210.12 号、第 0210.19 号、第 0703.10 号、第 1602.41 号、第 1602.42 号、第 1602.49 号、第 7901.11 号及び第 7901.12 号に分類される原産品について課される関税であって、次節日本国の表についての注釈 2(b)又は日本国の表 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、2002 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。

4 1(d)から(k)までの規定の適用上、「基準税率」とは、表 3 欄に定める税率であって、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点における税率をいう。

5 この節及び次節に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)その後の毎年の引下げは、毎年 4 月 1 日に行う。

6 1(k)の規定が適用される場合を除くほか、この節及び第 3 節

に定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、引下げは、この協定の効力発生の日から開始し、毎年の当該効力発生の日と同じ日に行う。

7 この節及び次節の規定の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。

8 この節及び第 3 節の規定の適用上、「年」とは、この協定の効力発生の日に開始する 12 箇月毎の期間をいう。

## 第 2 節 日本国の表

### 日本国の表についての注釈

次の 1 から 32 までの規定に定める条件は、メキシコから輸入される原産品であって表 5 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であって表 5 欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、3 年目の終了後に第 5 条 3(a)(i)の規定に従って両締約国が協議する対象となる産品とする。

両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、統一システムの第 3 類又は第 16 類に分類される魚類及びその製品の貿易の促進について協議を行う。両締約国は、相互の同意により、民間部門の代表者を当該協議に招請することができる。

1 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1 年目及び 2 年目については、合計割当数量はそれぞれ 10mtとし、枠内税率は無税とする。

(b)3 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)3 年目については、3,000mt

(ii)4 年目については、4,000mt

(iii)5 年目については、6,000mt

3 年目から 5 年目までの各期間に適用される枠内税率については、2 年目において、第 5 条 3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成 15 年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の 100 分の 10 を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

(c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d)両締約国は、5 年目において、第 5 条 3(a)(i)の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、5 年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)この 1 の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)(その改正を含む。以下同じ。)第 7 条の 5 に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)1 年目については、38,000mt

(ii)2 年目については、53,000mt

- (iii) 3年目については、65,000mt
  - (iv) 4年目については、74,000mt
  - (v) 5年目については、80,000mt
- (b) 1年目から5年目までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。
- (i) 表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kg以下のものについては、482円/kgとする。表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のものについては、535.53円/kgと課税価格との差額とする。表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。
  - (ii) 表2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のものについては、577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額とする。表2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるものについては、4.3%とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (d) 両締約国は、5年目において、第5条3(a)(i)の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、5年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) この2の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第2項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。
- (f) 両締約国は、日本国の豚肉に係る関税制度、特に、分岐点価格制度について検討するため、協議する。
- 3 関税率は、4.3%とする。
- 4 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目については、合計割当数量は10mtとし、枠内税率は無税とする。
  - (b) 2年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 2年目については、2,500mt
    - (ii) 3年目については、4,000mt
    - (iii) 4年目については、6,000mt
    - (iv) 5年目については、8,500mt
 2年目から5年目までの各期間に適用される枠内税率については、1年目において、第5条3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成16年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の10を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合における
- これらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (d) 両締約国は、5年目において、第5条3(a)(i)の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、5年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 5 両締約国間において養殖のきはだまぐろの貿易が開始された場合には、両締約国は、第5条3(a)(i)の規定に従って、養殖のきはだまぐろの取扱いについて協議する。
- 6 (a) 関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の20を減じて得た税率又は3%のうちいずれか高い税率とする。
- (b) 実行最恵国税率が3%以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。
- 7 (a) 関税率は、3%とする。
- (b) 実行最恵国税率が3%よりも低い場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。
- 8 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 1年目については、600mt
    - (ii) 2年目については、700mt
    - (iii) 3年目については、800mt
    - (iv) 4年目については、900mt
    - (v) 5年目以降については、毎年1,000mt
  - (b) 枠内税率は、無税とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 9 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から10年目までの合計割当数量は、それぞれ20,000mtとする。
  - (b) 枠内税率は、無税とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
  - (d) 11年目の初日に関税割当てを廃止する。
- 10 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目及び2年目については、合計割当数量はそれぞれ10mtとし、枠内税率は無税とする。
  - (b) 3年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 3年目については、2,000mt
    - (ii) 4年目については、3,000mt
    - (iii) 5年目については、4,000mt

3年目から5年目までの各期間に適用される枠内税率については、2年目において、第5条3(a)(i)の規定に基づく両締約国間の協議の対象とする。これらの枠内税率は、日本国の平成16年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の10を減じて得た税率又はそれよりも低い税率とする。

- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。(a)の場合におけるこれらの証明書の発給については、市場の開拓及び販売の促進を目的として行われる。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (d)両締約国は、5年目において、第5条3(a)(i)の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、5年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 11(a)関税率は、輸入の時点における実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の20を減じて得た税率又は3%のうちいずれか高い税率とする。
- (b)(a)の規定にかかわらず、一般特惠制度に基づく特惠関税が課される場合には、関税率は、輸入の時点における一般特惠制度に基づく特惠税率から当該特惠税率の100分の20を減じて得た税率又は3%のうちいずれか高い税率とする。
- (c)実行最恵国税率が3%以下である場合には、両締約国は、関税率の問題について協議する。
- 12 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ1,000mtとする。
- (b)枠内税率は、無税とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d)いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 13 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される原産品についての割当数量	統一システムの第2009.12号に分類される原産品についての割当数量	総数量(参考のためのみ掲げられたもの) (注)
1年目	3,850.0	750.0	4,000.0
2年目	4,062.5	937.5	4,250.0
3年目	4,875.0	1,125.0	5,100.0
4年目	5,687.5	1,312.5	5,950.0
5年目	6,200.0	1,500.0	6,500.0

(単位 mt)

注「総数量」とは、統一システムの第2009.11号及び第2009.19号並びに第2009.12号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの

第2009.12号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される産品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される産品の1mtは、統一システムの第2009.12号に分類される産品の5mtに相当するものとする。

- (b)1年目から5年目までの各期間に適用される枠内税率は、輸入の時点における実行最恵国税率に100分の50を乗じて得た税率とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (d)両締約国は、5年目において、第5条3(a)(i)の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について検討するため、特に、5年目の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 14 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ140mtとする。
- (b)枠内税率は、無税とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 15 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ800mtとする。
- (b)枠内税率は、無税とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 16 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ60mtとする。
- (b)枠内税率は、無税とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 17 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a)1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ600mtとする。
- (b)枠内税率は、無税とする。
- (c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸

- 出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 18 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ200mtとする。
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 19 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ70mtとする。
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 20 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、70,000m<sup>2</sup>
- (ii) 2年目については、84,000m<sup>2</sup>
- (iii) 3年目については、101,000m<sup>2</sup>
- (iv) 4年目については、121,000m<sup>2</sup>
- (v) 5年目については、145,000m<sup>2</sup>
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 11年目の初日に関税割当てを廃止する。
- (f) 両締約国は、5年目以降、第5条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用する。
- 21 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、86,715,000円
- (ii) 2年目については、104,058,000円
- (iii) 3年目については、124,870,000円
- (iv) 4年目については、149,844,000円
- (v) 5年目については、179,812,000円
- (vi) 6年目については、215,775,000円
- (vii) 7年目については、258,930,000円
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この21の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。
- 22 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、15,000m<sup>2</sup>
- (ii) 2年目については、18,000m<sup>2</sup>
- (iii) 3年目については、22,000m<sup>2</sup>
- (iv) 4年目については、26,000m<sup>2</sup>
- (v) 5年目については、31,000m<sup>2</sup>
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 11年目の初日に関税割当てを廃止する。
- (f) 両締約国は、5年目以降、第5条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用する。
- 23 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、15,000m<sup>2</sup>
- (ii) 2年目については、18,000m<sup>2</sup>
- (iii) 3年目については、22,000m<sup>2</sup>
- (iv) 4年目については、26,000m<sup>2</sup>
- (v) 5年目については、31,000m<sup>2</sup>
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- (e) 11年目の初日に関税割当てを廃止する。
- (f) 両締約国は、5年目以降、第5条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量に

ついて両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用する。

24 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、697,000円
- (ii) 2年目については、837,000円
- (iii) 3年目については、1,004,000円
- (iv) 4年目については、1,205,000円
- (v) 5年目については、1,446,000円
- (vi) 6年目については、1,735,000円
- (vii) 7年目については、2,082,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この24の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

25 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、23,522,000円
- (ii) 2年目については、28,226,000円
- (iii) 3年目については、33,872,000円
- (iv) 4年目については、40,646,000円
- (v) 5年目については、48,775,000円
- (vi) 6年目については、58,530,000円
- (vii) 7年目については、70,237,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この25の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

26 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、345,555,000円
- (ii) 2年目については、414,666,000円
- (iii) 3年目については、497,600,000円
- (iv) 4年目については、597,120,000円
- (v) 5年目については、716,544,000円
- (vi) 6年目については、859,852,000円
- (vii) 7年目については、1,031,823,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この26の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国

は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

27 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、32,252,000円
- (ii) 2年目については、38,703,000円
- (iii) 3年目については、46,443,000円
- (iv) 4年目については、55,732,000円
- (v) 5年目については、66,878,000円
- (vi) 6年目については、80,254,000円
- (vii) 7年目については、96,305,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この27の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

28 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、250,000足
- (ii) 2年目については、300,000足
- (iii) 3年目については、360,000足
- (iv) 4年目については、432,000足
- (v) 5年目については、518,000足

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 11年目の初日に関税割当てを廃止する。

(f) 両締約国は、5年目以降、第5条3(a)(i)の規定に従って、必要に応じ協議し、6年目以降の合計割当数量について検討する。この場合には、6年目以降の合計割当数量については、協議を行った年の合計割当数量よりも少なくなることはないよう検討する。このような協議により新たな合計割当数量について両締約国間で合意が得られるまでの間は、5年目の合計割当数量を引き続き適用する。

29 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 1年目については、26,704,000円
- (ii) 2年目については、32,045,000円
- (iii) 3年目については、38,453,000円
- (iv) 4年目については、46,144,000円
- (v) 5年目については、55,373,000円
- (vi) 6年目については、66,447,000円
- (vii) 7年目については、79,737,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年

目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この29の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

30 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1年目については、15,726,000円

(ii) 2年目については、18,871,000円

(iii) 3年目については、22,645,000円

(iv) 4年目については、27,174,000円

(v) 5年目については、32,608,000円

(vi) 6年目については、39,130,000円

(vii) 7年目については、46,956,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この30の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

31 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1年目については、65,018,000円

(ii) 2年目については、78,021,000円

(iii) 3年目については、93,625,000円

(iv) 4年目については、112,351,000円

(v) 5年目については、134,821,000円

(vi) 6年目については、161,785,000円

(vii) 7年目については、194,142,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この31の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

32 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1年目から7年目までの合計割当金額は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1年目については、9,507,000円

(ii) 2年目については、11,408,000円

(iii) 3年目については、13,690,000円

(iv) 4年目については、16,428,000円

(v) 5年目については、19,713,000円

(vi) 6年目については、23,656,000円

(vii) 7年目については、28,387,000円

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (b)に規定する枠内税率は、(a)に規定する1年目から7年目までの各期間について、輸入額がそれぞれ(a)に規定する合計割当金額を超えることとなる月の翌月の末日までの間、この32の規定が適用される原産品のうち、関税暫定措置法に規定する輸入申告又は蔵入れ申請がされたものに適用する。

(d) いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当制度の運用に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(e) 8年目の初日に関税割当てを廃止する。

## 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の付表一 (日本国による関税の撤廃関係)

1 協定附属書1第2節柱書き中第1文及び第2文を次のように改める。

次の1から33までに定める条件は、メキシコから輸入される原産品であって表5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。メキシコから輸入される原産品であって表5欄に「R」を掲げた品目に分類されるものは、2014年4月に第5条3(a)(i)の規定に従って両締約国が協議する対象となる産品とする。

2 協定附属書1第2節の注釈1(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 8年目(2012年)については、10,500mt

(BB) 9年目(2013年)については、12,000mt

(CC) 10年目(2014年)については、13,500mt

(DD) 11年目(2015年)については、15,000mt

(EE) 12年目(2016年)については、15,000mt

(ii) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(AA) 表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される

原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成15年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の10を減じて得た税率とする。

(BB) 表2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成15年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の20を減じて得た税率とする。

(CC) 表2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品に適用される枠内税率は、日本国の平成15年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の40を減じて得た税率とする。

(d) 両締約国は、11年目(2015年)において、第5条3(a)(i)の規定に従って、12年目(2016年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目(2016年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目(2016年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

3 協定附属書1第2節の注釈2(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って

行う。

(a) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (i) 8年目(2012年)については、83,000mt
- (ii) 9年目(2013年)については、86,000mt
- (iii) 10年目(2014年)については、90,000mt
- (iv) 11年目(2015年)については、90,000mt
- (v) 12年目(2016年)については、90,000mt

(b) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの各期間に適用される枠内税率は、次のとおりとする。

(i) 表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kg以下のものについては、482円/kgとする。表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下のものについては、535.53円/kgと課税価格との差額とする。表2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。

(ii) 表2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のものについては、577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額とする。表2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるものについては、4.3%とする。

(d) 両締約国は、11年目(2015年)において、第5条3(a)(i)の規定に従って、12年目(2016年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目(2016年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目(2016年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4 協定附属書1第2節の注釈4(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (AA) 8年目(2012年)については、8,600mt
- (BB) 9年目(2013年)については、8,700mt
- (CC) 10年目(2014年)については、8,800mt
- (DD) 11年目(2015年)については、8,900mt
- (EE) 12年目(2016年)については、9,000mt

(ii) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの各期間に適用される枠内税率は、日本国の平成22年度初めにおける実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の100分の40を減じて得た税率とする。

(d) 両締約国は、11年目(2015年)において、第5条3(a)(i)の規定に従って、12年目(2016年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目(2016年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目(2016年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

5 協定附属書1第2節の注釈10(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(b)(i) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの合計割当数量は、それぞれ4,100mtとする。

(ii) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	6月1日から11月30日までの期間に適用される枠内税率	12月1日から5月31日までの期間に適用される枠内税率
8年目(2012年)	7.4%	14.8%
9年目(2013年)	6.8%	13.6%
10年目(2014年)	6.2%	12.4%
11年目(2015年)	5.6%	11.2%
12年目(2016年)	5.0%	10.0%

(d) 両締約国は、11年目(2015年)において、第5条3(a)(i)の規定に従って、12年目(2016年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12年目(2016年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12年目(2016年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 協定附属書1第2節の注釈13(a)、(b)及び(d)の規定に関し、日本国の表に掲げる原産品の関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

年	統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される原産品についての割当数量	統一システムの第2009.12号に分類される原産品についての割当数量	総数量(参考のためにのみ掲げられたもの)(注)
8年目(2012年)	6,360	2,200	6,800
9年目(2013年)	6,520	2,900	7,100
10年目(2014年)	6,680	3,600	7,400
11年目(2015年)	6,840	4,300	7,700
12年目(2016年)	7,000	5,000	8,000

(単位 mt)

注「総数量」とは、統一システムの第2009.11号及び第2009.19号並びに第2009.12号に分類される原産品についての割当数量の合計をいう。ただし、総数量を計算するに当たっては、統一システムの第2009.12号に分類される原産品についての割当数量を統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される製品の相当量に換算する。その換算に当たっては、統一システムの第2009.11号又は第2009.19号に分類される製品の1mtは、統一システムの第2009.12号に分類される製品の5mtに相当するものとする。

(b) 8年目(2012年)から12年目(2016年)までの各期間に適用される枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

年	表2欄に1個の星印(*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に2個の星印(**)を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表2欄に3個の星印(***)を付した品目に分類される原産品の枠内税率
8年目(2012年)	11.4%	13.4%(その率が10.34円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)	9.5%



年	表 2 欄に 1 個の星印(*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表 2 欄に 2 個の星印(**)を付した品目に分類される原産品の枠内税率	表 2 欄に 3 個の星印(***)を付した品目に分類される原産品の枠内税率
9 年目 (2013 年)	10.1%	11.9%(その率が 9.18 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)	8.4%
10 年目 (2014 年)	8.8%	10.4%(その率が 8.02 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)	7.4%
11 年目 (2015 年)	7.5%	8.9%(その率が 6.86 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)	6.3%
12 年目 (2016 年)	6.3%	7.4%(その率が 5.70 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)	5.3%

(d) 両締約国は、11 年目(2015 年)において、第 5 条 3(a)(i)の規定に従って、12 年目(2016 年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12 年目(2016 年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得ら

れるまでの間、12 年目(2016 年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

7 協定附属書 1 第 2 節の注釈に次の 33 を加える。

33 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 8 年目(2012 年)から 12 年目(2016 年)までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 8 年目(2012 年)については、50mt

(ii) 9 年目(2013 年)については、60mt

(iii) 10 年目(2014 年)については、70mt

(iv) 11 年目(2015 年)については、80mt

(v) 12 年目(2016 年)については、90mt

(b) 8 年目(2012 年)から 12 年目(2016 年)までの各期間に適用される枠内税率は、25%又は 12.50 円/kg の従量税率のうちいずれか高い税率とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。両締約国は、これらの証明書を不当に遅滞することなく発給する。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、これらの証明書の発給その他の運用に関する事項に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

(d) 両締約国は、11 年目(2015 年)において、第 5 条 3(a)(i)の規定に従って、12 年目(2016 年)の終了後の合計割当数量及び枠内税率について、特に、12 年目(2016 年)の合計割当数量及び両締約国間の貿易の実績を考慮して協議する。協議の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、12 年目(2016 年)の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

## 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章関係) 第 19 条に関する表

第 1 部 一般的注釈

1 第 19 条の規定の適用に当たっては、第 2 部第 2 節及び第 3 部第 2 節の各締約国の表の 2 欄に掲げる品目について、それぞれの表の 4 欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の 5 欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) 表の 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の 4 欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 4 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の 4 欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 5 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の 4 欄に「B4\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 1 年目及びその後の引下げは、5(a) 及び (b) の規定に従って行う。

(ii) 最終の引下げは、2010 年 1 月 1 日に行う。

(e) 表の 4 欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の 4 欄に「B6」を掲げた品目に分類される原産品の関税

については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 7 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の 4 欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 8 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の 4 欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 10 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の 4 欄に「B9\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの毎年均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。

(i) 1 年目及びその後の引下げは、5(a) 及び (b) の規定に従って行う。

(ii) 最終の引下げは、2015 年 1 月 1 日に行う。

(j) 表の 4 欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(k) 表の 4 欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 16 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(l) 表の 4 欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。

(m) 表の 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。

- (n) 日本国の表の 4 欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の 5 欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
- (o) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(n)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)。ただし、この 2 の規定は、統一システムの第 0703.10 号に分類される原産品について課される関税であって、第 2 部第 2 節の日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この附属書における記載は、2002 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第 2 部第 2 節及び第 3 部第 2 節の各締約国の表の 3 欄に定める税率であって、関税の引下げ又は撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをいう。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、この部及び第 2 部については毎年 4 月 1 日に行い、この部及び第 3 部については毎年 1 月 1 日に行う。
- 6 この部及び第 2 部の規定の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
- 7 この部及び第 3 部の規定の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 12 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 1 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
- 8 関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満の場合には、第 2 部第 1 節及び第 3 部第 1 節に規定する 1 年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この 8 の規定の適用上、第 2 部第 1 節及び第 3 部第 1 節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。))。
- 第 2 部
- 第 1 節 日本国の表についての注釈
- 次の 1 から 10 までの規定に定める条件は、マレーシアから輸入されるマレーシアの原産品であって、次節の日本国の表の 5 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。
- 1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第 155 条に規定する一般的な見直しに際し、第 19 条 3 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 2 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 1 年目及びその後の毎年の合計割当数量は、それぞれ 1,000mt とする。
- (ii) 枠内税率は、無税とする。
- (iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (iv) 両締約国は、4 年目の終了後、第 19 条 3 の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i) に規定する合計割当数量を適用する。
- (b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。
- (i) 毎年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに輸入される原産品については、10.0%
- (ii) 毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに輸入される原産品については、20.0%
- 3 関税率については、次の規定に従って引き下げる。
- (i) この協定の効力発生の日から 28.0%
- (ii) 4 年目の初日から 26.0%
- (iii) 6 年目の初日から 25.0%
- 両締約国は、5 年目において、第 19 条 3 の規定に従って、6 年目の終了後の関税率について交渉する。
- 4 両締約国は、5 年目において、第 19 条 3 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 5 両締約国は、4 年目において、第 19 条 3 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 6 関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定の効力発生の日から 3.0%
- (ii) 3 年目の初日から 2.0%
- (iii) 6 年目の初日から無税
- 7 関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定の効力発生の日から 7.0%
- (ii) 3 年目の初日から 6.0%
- (iii) 5 年目の初日から 3.0%
- (iv) 8 年目の初日から無税
- 8 関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定の効力発生の日から 10.0%
- (ii) 3 年目の初日から 7.0%
- (iii) 5 年目の初日から 3.0%
- (iv) 8 年目の初日から無税
- 9 関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定の効力発生の日から 12.0%
- (ii) 6 年目の初日から 8.0%
- (iii) 11 年目の初日から 4.0%
- (iv) 16 年目の初日から無税
- 10 関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定の効力発生の日から 12.5%
- (ii) 6 年目の初日から 10.0%
- (iii) 11 年目の初日から 5.0%
- (iv) 16 年目の初日から無税

## 戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第3章関係)第14条に関する表

### 第1部 一般的注釈

1 第14条の規定の適用に当たっては、第2部第2節及び第3部第2節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

(a)表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b)表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c)表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d)表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e)表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの13回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f)日本国の表の4欄に「B12\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従って、撤廃する。

(g)表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h)表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って、引き下げる。

(i)表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。

(j)表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

(k)表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、いかなる約束(関税の撤廃、引下げ等)の対象からも除外される。

2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第0203.19号、第0203.22号、第0203.29号、第0206.49号、第0703.10号、第1602.41号、第1602.42号、第1602.49号、第7403.11号、第7403.13号及び第7403.19号に分類される原産品について課される関税であって、第2部第1節の注釈2(b)又は第2部第2節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。

4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、第2部第2節及び第3部第2節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b)その後の毎年の引下げは、この部及び第2部については毎年4月1日に行い、この部及び第3部については毎年1月1

日に行う。

6 この部及び第2部の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。

7 この部及び第3部の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の12月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の1月1日に開始する12箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たっては、1年目が12箇月未満の場合には、第2部第1節及び第3部第1節に規定する1年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第2部第1節及び第3部第1節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

### 第2部

#### 第1節 日本国の表についての注釈

次の1から11までの規定に定める条件は、チリから輸入されるチリの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)1年目については、1,300mt

(ii)2年目については、1,950mt

(iii)3年目については、2,600mt

(iv)4年目については、3,250mt

(v)5年目については、4,000mt

(b)1年目から5年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i)1年目及び2年目については、34.6%

(ii)3年目、4年目及び5年目については、30.8%

(c)(a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d)両締約国は、5年目において、第14条3の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e)この1の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

2 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a)1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i)1年目については、32,000mt

(ii)2年目については、38,750mt

(iii)3年目については、45,500mt

(iv)4年目については、52,250mt

(v)5年目については、60,000mt

(b)1年目から5年目までの枠内税率は、次のとおりとする。

(i)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kg以下のものについては、482円/kgとする。表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目

に分類される原産品のうち、課税価格が 53.53 円/kg を超え、535.53 円を 1.022 で除して得た額以下のものについては、535.53 円/kg と課税価格との差額とする。表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が 535.53 円/kg を 1.022 で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。

(ii) 表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が 577.15 円/kg を 0.643 で除して得た額以下のものについては、577.15 円/kg と課税価格に 0.6 を乗じて得た額との差額とする。表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が 577.15 円/kg を 0.643 で除して得た額を超えるものについては、4.3%とする。

(iii) 表の 2 欄に 3 個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、16.0%とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、5 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

(e) この 2 の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入され、表の 2 欄に 1 個の星印(\*)又は 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第 7 条の 6 第 1 項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第 2 項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

3 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1 年目については、600mt

(ii) 2 年目については、637mt

(iii) 3 年目については、675mt

(iv) 4 年目については、712mt

(v) 5 年目については、750mt

(b) (i) 表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、1 年目から 5 年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 1 年目及び 2 年目については、11.5%

(B) 3 年目、4 年目及び 5 年目については、7.6%

(ii) 表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、1 年目から 5 年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 1 年目及び 2 年目については、19.1%

(B) 3 年目、4 年目及び 5 年目については、12.7%

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、5 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

4 両締約国は、5 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のと

おりとする。

(i) 1 年目については、3,500mt

(ii) 2 年目については、4,000mt

(iii) 3 年目については、4,500mt

(iv) 4 年目については、5,000mt

(v) 5 年目については、5,500mt

(b) 1 年目から 5 年目までの枠内税率は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1 年目及び 2 年目については、10.7%

(ii) 3 年目、4 年目及び 5 年目については、8.5%

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(d) 両締約国は、5 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。

6 両締約国は、3 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

7 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から 10.0%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

8 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(i) 1 年目については、3,700mt

(ii) 2 年目については、3,900mt

(iii) 3 年目については、4,100mt

(iv) 4 年目については、4,300mt

(v) 5 年目については、5,000mt

(b) 枠内税率は、無税とする。

(c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、輸出締約国と協力して関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(d) 両締約国は、5 年目において、第 14 条 3 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量を適用する。

9 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から 19.0%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

10 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から 17.0%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

11 関税については、基準税率から無税までの次の規定に従った引下げにより、撤廃する。

(a) この協定の効力発生の日から 13.8%(その率が 125.00 円/l の従量税率より高いとき又は 50.25 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

(b) 2 年目の初日から 12.7%(その率が 125.00 円/l の従量税率より高いとき又は 33.50 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

(c) 3 年目の初日から 11.5%(その率が 125.00 円/l の従量税率より高いとき又は 16.75 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

(d) 4 年目の初日から 10.4%(その率が 125.00 円/l の従量税率より高いときは、当該従量税率)

- (e) 5年目の初日から9.2%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (f) 6年目の初日から8.1%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (g) 7年目の初日から6.9%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (h) 8年目の初日から5.8%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (i) 9年目の初日から4.6%(その率が125.00円//の従量税率より

- り高いときは、当該従量税率)
- (j) 10年目の初日から3.5%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (k) 11年目の初日から2.3%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (l) 12年目の初日から1.2%(その率が125.00円//の従量税率より高いときは、当該従量税率)
- (m) 13年目の初日から無税

## 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第2章関係)第18条に関する表

### 第1部 一般的注釈

- 1 第18条の規定の適用に当たっては、第2部第2節及び第3部第2節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の3欄に掲げる次の区分、それぞれの表の4欄の注釈に定める条件及びそれぞれの表の5欄に掲げる関税率を適用する。
  - (a) 表の3欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
  - (b) 表の3欄に「B」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄に定めるところに従い、毎年引下げによって撤廃する。
  - (c) 表の3欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、適用のある場合には表の4欄の注釈及び表の5欄に定めるところに従う。
  - (d) 表の3欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の関税割当てに関する注釈及び適用のある場合には表の5欄に定めるところに従う。
  - (e) 表の3欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の4欄の注釈に定めるところに従って交渉する。
  - (f) 表の3欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(e)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。  
この1の規定は、第26条の規定に基づく両締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 2 この部及び第2部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、1銭(100分の1円をいう。)未満の端数は、これを四捨五入する(0.5銭は、1銭とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第0703.10号に分類される原産品について課される関税であって、第2部第2節の日本国の表の5欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この部及び第3部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.01%未満の端数は、これを四捨五入し(0.005%は、0.01%とする。)、従量税の場合には、1サタン(100分の1バーツをいう。)未満の端数は、これを四捨五入する(0.5サタンは、1サタンとする。)。ただし、この3の規定は、第3部第2節のタイの表において関税率表番号の2710.111、2710.192及び2710.193に分類される原産品について課される関税については、適用しない。
- 4 この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。
- 5 この附属書に定める関税の毎年引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

- (a) 1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - (b) その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。
- 6 (a) この附属書の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
    - (b) (a)の規定にかかわらず、第3部第1節9(a)、10(a)及び11(a)に定める関税割当ての実施に当たっては、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の12月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の1月1日に開始する12箇月の期間をいう。
  - 7 関税割当ての実施に当たっては、ある年が12箇月未満の場合には、第2部第1節及び第3部第1節に規定する当該年の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。このようにして減じた合計割当数量を第2部第1節及び第3部第1節の関連する規定に特定する単位で表示した場合において、1.0未満の端数があるときは、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。))。
- ### 第2部
- #### 第1節 日本国の表についての注釈
- 次の1から7までの規定に定める条件は、タイから輸入されるタイの原産品であって、次節の日本国の表の4欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。
- 1 両締約国は、5年目において、第18条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
  - 2 関税割当ては、次の規定に従って行う。
    - (a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
      - (i) 1年目については、4,000mt
      - (ii) 2年目については、5,000mt
      - (iii) 3年目については、6,000mt
      - (iv) 4年目については、7,000mt
      - (v) 5年目以降については、毎年8,000mt
    - (b) 枠内税率は、無税とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
  - 3 関税割当ては、次の規定に従って行う。
    - (a) 合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
      - (i) 1年目については、100mt
      - (ii) 2年目については、150mt
      - (iii) 3年目については、200mt
      - (iv) 4年目については、250mt

- (v) 5年目以降については、毎年 300mt
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 4 両締約国は、5年目又は両締約国が合意する年のいずれか早い年において、第18条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 5 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (a) 合計割当て数量は、毎年 1,200mtとする。
  - (b) 枠内税率は、16.0%とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 6 関税割当ては、3年目から、次の規定に従って行う。
  - (a) 合計割当て数量は、それぞれ次のとおりとする。
    - (i) 3年目については、4,000mt
    - (ii) 4年目以降については、毎年 5,000mt
  - (b) 枠内税率は、3年目の初日から7.65円/kgとする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。
- 7 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (a) 合計割当て数量は、毎年 200,000mtとする。
  - (b) 枠内税率は、無税とする。
  - (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。いずれか一方の締約国の要請があった場合には、両締約国は、関税割当て制度の運用から生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

## 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第2章関係)第20条に関する表

### 第1編 一般的注釈

- 1 第20条の規定の適用に当たっては、次編第2節及び第3編第2節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。
  - (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
  - (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの4回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (g) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
  - (h) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従う。
  - (i) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
  - (j) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(i)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
- 2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第0703.10号、第7403.11号、第7403.12号及び第7801.10号に分類される原産品について課される関税であって、次編第2節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編第2節及び第3編第2節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
  - (a) 1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - (b) その後の毎年の引下げは、この編及び次編については毎年4月1日に行い、この編及び第3編については毎年1月1日に行う。
- 6 この編及び次編の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 7 この編及び第3編の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の12月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の1月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 8 関税割当ての実施に当たっては、1年目が12箇月未満の場合には、次編第1節に規定する1年目の合計割当て数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。))。

## 第2編

### 第1節 日本国の表についての注釈

次の1から6までの規定に定める条件は、インドネシアから輸入されるインドネシアの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第151条に規定する一般的な見直しに際し、第20条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 1年目から5年目までの合計割当数量は、毎年1,000mtとする。

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、5年目において、第20条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、次のとおりとする。

(i) 毎年4月1日から同年9月30日までに輸入される原産品については、10.0%

(ii) 毎年10月1日から翌年3月31日までに輸入される原産品については、20.0%

3 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

(A) 1年目については、100mt

(B) 2年目については、150mt

(C) 3年目については、200mt

(D) 4年目については、250mt

(E) 5年目については、300mt

(ii) 枠内率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、5年目において、第20条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、17.0%とする。

4 両締約国は、4年目において、第20条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる15.0%から13.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

6 (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 1年目から5年目までの合計割当数量は、毎年25,000mtとする。

(ii) 枠内税率は、3.4%とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う。

(iv) 両締約国は、5年目において、第20条2の規定に従って、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から行われる17.0%から12.0%までの8回の毎年均等な引下げにより、削減する。

## 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第2章関係)第16条に関する表

### 第1編 一般的注釈

1 第16条の規定の適用に当たっては、次編の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの4回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率

から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(g) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、5年目において交渉する。

(h) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(g)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2 この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第0703.10号に分類される原産品について課される関税であって、次編の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。

4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編の各締約国の表の3欄に定める税率であって、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適

用する。

(a) 1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、それぞれの年の初日に行う。

- 6 (a) この附属書の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。

(b) (a)の規定にかかわらず、ブルネイ・ダルサラーム国につい

ては、10月1日から3月31日までの間にこの協定が発効する場合には、「年」とは、次の期間をいう。

(i) 1年目については、この協定の効力発生の日から6箇月の期間

(ii) 2年目については、(i)に規定する6箇月の期間の満了の日の翌日からその後の最初の3月31日までの期間

(iii) その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間

## 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

関税の撤廃又は引下げに関する表

### 第1部 一般的注釈

- この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)
- この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。
- この附属書の適用上、「この協定の効力発生の日」とは、第79条1の規定に従ってこの協定が効力を生ずる日をいう。
- この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の引下げは、第4部及び第6部については毎年1月1日に行い、第2部、第8部、第10部、第11部及び第12部については毎年4月1日に行う。
- この附属書のすべての表に定められた段階的な関税の撤廃又は引下げ(第79条2の規定により、この協定の効力発生の日後に自国について効力が生ずるASEAN構成国の表に定められたものを含む。)は、この協定の効力発生の日を開始したものとみなす。

(ASEAN構成国に係る第2部から第11部までは省略)

### 第12部

#### 第1節 日本国の表についての注釈

- 第16条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。

(b) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。

(g) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税に

ついては、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。

(h) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(g)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

- 次の(a)から(bb)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、基準税率から3.8%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b) 関税率については、基準税率から3.9%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c) 関税率については、基準税率から4.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d) 関税率については、基準税率から4.2%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(e) 関税率については、基準税率から5.0%までの8回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(f) 関税率については、基準税率から5.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(g) 関税率については、基準税率から5.3%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(h) 関税率については、基準税率から5.9%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(i) 関税率については、基準税率から6.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(j) 関税率については、基準税率から6.2%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(k) 関税率については、基準税率から6.4%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(l) 関税率については、基準税率から6.6%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(m) 関税率については、基準税率から6.7%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(n) 関税率については、基準税率から7.2%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(o) 関税率については、基準税率から7.4%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(p) 関税率については、基準税率から7.8%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(q) 関税率については、基準税率から8.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(r) 関税率については、基準税率から9.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(s) 関税率については、基準税率から9.3%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。



- (t) 関税率については、基準税率から 10.0%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (u) 関税率については、基準税率から 10.6%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (v) 関税率については、基準税率から 12.5%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (w) 関税率については、基準税率から 15.0%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (x) 関税率については、基準税率から 20.0%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (y) 関税率については、24 円/kg から 12 円/kg までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (z) 関税率については、8.50 円/kg から 4.20 円/kg までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (aa) 関税率については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 8.2%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (ii) 2 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 7.9%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (iii) 3 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 7.5%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (iv) 4 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 7.2%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (v) 5 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 6.9%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (vi) 6 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 6.6%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (vii) 7 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 6.3%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (viii) 8 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 6.0%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (ix) 9 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 5.6%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
  - (x) 10 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 5.3%の従価税率より高いときは、当該従

- 価税率)
- (xi) 11 年目の初日から、1kg につき、課税価格と 73.70 円との差額(その率が 5.0%の従価税率より高いときは、当該従価税率)
- (bb) 関税率については、次の規定に従う。
  - (i) 関税率については、次の規定に従って削減する。
    - (1) この協定の効力発生の日から、27.9%(その率が 21.56 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (2) 2 年目の初日から、26.1%(その率が 20.13 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (3) 3 年目の初日から、24.2%(その率が 18.69 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (4) 4 年目の初日から、22.4%(その率が 17.25 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (5) 5 年目の初日から、20.5%(その率が 15.81 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (6) 6 年目の初日から、18.6%(その率が 14.38 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (7) 7 年目の初日から、16.8%(その率が 12.94 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (8) 8 年目の初日から、14.9%(その率が 11.50 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (9) 9 年目の初日から、13.0%(その率が 10.06 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (10) 10 年目の初日から、11.2%(その率が 8.63 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
    - (11) 11 年目の初日から、9.3%(その率が 7.19 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (ii) (i) の規定にかかわらず、(i) に基づく従量税率が 50% の従価税率より高いときは、関税率は 50% の従価税率とする。

- 3 第 1 部 1 の規定は、統一システムの第 0703.10 号に分類される原産品について課される関税であって、この部の日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 4 この部の規定の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
- 5 特定の産品に関する日本国の実行最恵国税率が、当該産品と同じ関税品目に分類される原産品についてこの部の規定に従って適用される税率より低い場合には、日本国は、当該原産品について、その低い税率を適用する。

## 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章関係) 第 18 条に関する表  
第 1 部 一般的注釈

- 1 第 18 条の規定の適用に当たっては、第 2 部第 2 節及び第 3 部第 2 節の各締約国の表の 2 欄に掲げる品目について、それぞれの表の 4 欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の 5 欄の注釈に定める条件を適用する。
  - (a) 表の 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から撤廃する。
  - (b) 表の 4 欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率

- から無税までの 4 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の 4 欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの均等な引下げにより、次のとおり撤廃する。
  - (i) 1 年目及びその後の引下げは、6(a)及び(b)の規定に従って行う。
  - (ii) 最終の引下げは、2010 年 1 月 1 日に行う。
- (d) 表の 4 欄に「B4\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から 2004 年 1 月 1 日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、

2010年1月1日に撤廃する。

- (e) 表の4欄に「B4\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から2003年12月31日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、5年目の初日に撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表の4欄に「B5\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から2003年12月31日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの5回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、2年目から6年目までの各年の初日に行う。
- (h) 表の4欄に「B5\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から2003年12月31日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、6年目の初日に撤廃する。
- (i) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (j) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (k) 表の4欄に「B10\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から2003年12月31日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、2年目から11年目までの各年の初日に行う。
- (l) 表の4欄に「B10\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から2003年12月31日において当該品目に適用されている実行最恵国税率を適用し、基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、6年目から11年目までの各年の初日に行う。
- (m) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (n) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (o) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (p) フィリピンの表の4欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、同表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (q) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従って交渉する。
- (r) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(q)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。
- 2 この部及び第2部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、1銭(100分の1円をいう。)未満の端数は、これを四捨五入する(0.5銭は、1銭とする。)。ただし、この2の規定は、統一システムの第0703.10号に分類される原産品について課される関税であって、第2部第2節の日本国の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しな

い。

- 3 この部及び第3部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、1.0%未満の端数は、これを四捨五入する(0.5%は、1%とする。)
- 4 この附属書における記載は、2002年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。
- 5 1(b)、(c)、(f)、(g)及び(i)から(m)までの規定の適用上、「基準税率」とは、第2部第2節及び第3部第2節の各締約国の表の3欄に定める税率であって、撤廃に向けた関税の毎年均等な引下げの開始点におけるもののみをいう。
- 6 1(c)、(g)、(k)及び(l)並びに第2部第1節の規定が適用される場合を除くほか、この部から第3部までに定める関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。
- 7 この部から第3部までの規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 8 関税割当ての実施に当たっては、1年目が12箇月未満の場合には、第2部第1節に規定する1年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、第2部第1節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

## 第2部

### 第1節 日本国の表についての注釈

次の1から31までの規定に定める条件は、フィリピンの原産品であって、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

- 1 両締約国は、5年目又は2001年11月14日の世界貿易機関の閣僚会議で採択された閣僚宣言を実施するために世界貿易機関の閣僚会議若しくは一般理事会のいずれか一方が交渉の結果(物品の貿易に関する市場アクセスについての交渉の結果を含む。)の採択に関して先に決定を行う年(以下この節において「多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年」という。)のいずれか早い年において、第18条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 2 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、3,000mt
- (ii) 2年目については、4,000mt
- (iii) 3年目については、5,000mt
- (iv) 4年目については、6,000mt
- (v) 5年目については、7,000mt
- (b) 枠内税率は、8.5%とする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国が行う。
- (d) 両締約国は、5年目において、第18条2の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量、枠内税率及び関税割当てによって認められている割当数量を超えて輸入される原産品に対して適用される関税率(以下この附属書において「枠外税率」という。)について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・

- ラウンド終了の年が 5 年目の初日よりも早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第 18 条 2 の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。
- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から 5 年目までにおいては、(a) 及び (b) に規定する合計割当数量及び枠内税率
- (ii) 6 年目以降の年においては、5 年目の合計割当数量及び枠内税率
- 3 両締約国は、3 年目又は多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年のいずれか早い年において、第 18 条 2 の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 4 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 25.5% から 20.4% までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 5 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 15.0% から 13.5% までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 6 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 11 回の毎年均等な引下げにより、次のとおり削減する。
- (i) 毎年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までに輸入される原産品については、10% から 8% まで削減する。
- (ii) 毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに輸入される原産品については、20% から 18% まで削減する。
- 7 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1 年目については、1,000mt
- (ii) 2 年目については、1,200mt
- (iii) 3 年目については、1,400mt
- (iv) 4 年目については、1,600mt
- (v) 5 年目については、1,800mt
- (b) 枠内税率は、無税とする。
- (c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、5 年目において、第 18 条 2 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d) の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が 5 年目の初日よりも早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第 18 条 2 の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量、枠内税率及び枠外税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。
- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から 5 年目までにおいては、(a) 及び (b) に規定する合計割当数量及び枠内税率
- (ii) 6 年目以降の年においては、5 年目の合計割当数量及び枠内税率
- 8 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 21.3% から 17.0% までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 9 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1 年目については、100mt
- (ii) 2 年目については、200mt
- (iii) 3 年目については、300mt
- (iv) 4 年目については、400mt
- (v) 5 年目については、500mt
- (b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から 9% とする。この枠内税率は、9% から 8% までの 4 回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2 年目から 5 年目までの各年の初日に行う。
- (c) (a) 及び (b) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、5 年目において、第 18 条 2 の規定に従って、5 年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5 年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d) の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が 5 年目の初日よりも早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第 18 条 2 の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。
- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から 5 年目までにおいては、(a) 及び (b) に規定する合計割当数量及び枠内税率
- (ii) 6 年目以降の年においては、5 年目の合計割当数量及び枠内税率
- 10 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から 19.2% とする。
- (b) この関税率については、19.2% から 17.0% までの 5 回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2 年目から 6 年目までの各年の初日に行う。
- 11 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 3.0% から 2.4% までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 12 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 6.0% から 4.8% までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 13 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (a) 1 年目から 5 年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1 年目については、400mt
- (ii) 2 年目については、600mt
- (iii) 3 年目については、800mt
- (iv) 4 年目については、1,000mt
- (v) 5 年目については、1,200mt
- (b) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から 18% とする。この枠内税率は、18% から 16% までの 4 回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2 年目から 5 年

- 目までの各年の初日に行う。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、5年目において、第18条2の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第18条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。
- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率
- (ii) 6年目以降の年においては、5年目の合計割当数量及び枠内税率
- 14 (a) 関税率については、この協定の効力発生の日から19.2%とする。
- (b) この関税率については、19.2%から14.9%までの5回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2年目から6年目までの各年の初日に行う。
- 15 関税割当では、3年目から、次の規定に従って行う。
- (a) 3年目及び4年目の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 3年目については、300mt
- (ii) 4年目については、400mt
- (b) 枠内税率は、3年目の初日から17.65円/kgとする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、4年目において、第18条2の規定に従って、4年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、4年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 16 両締約国は、4年目において、第18条2の規定に従って、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- 17 関税割当では、3年目から、次の規定に従って行う。
- (a) 3年目及び4年目の合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 3年目については、2,000mt
- (ii) 4年目については、3,000mt
- (b) 枠内税率は、3年目の初日から7.65円/kgとする。
- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当では、輸入締約国が関税割当の証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、4年目において、第18条2の規定に従って、4年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、4年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- 18 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる4.5%から4.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 19 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる13.4%から12.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 20 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる23.8%から19.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 21 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる23.0%から20.7%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 22 関税率については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定の効力発生の日から29.3%(その率が22.62円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- (ii) 2年目の初日から28.8%(その率が22.23円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- (iii) 3年目の初日から28.3%(その率が21.85円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- (iv) 4年目の初日から27.8%(その率が21.47円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- (v) 5年目の初日から27.3%(その率が21.08円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- (vi) 6年目の初日から26.8%(その率が20.70円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)
- 23 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる19.1%から17.2%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 24 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる25.5%から23.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 25 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる29.8%から23.8%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 26 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる21.3%から19.2%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 27 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる17.0%から8.5%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 28 関税割当では、次の規定に従って行う。
- (a) 1年目から5年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。
- (i) 1年目については、150.0mt
- (ii) 2年目については、237.5mt
- (iii) 3年目については、325.0mt
- (iv) 4年目については、412.5mt
- (v) 5年目については、500.0mt
- (b) 1年目から5年目までの枠内税率は、次のとおりとする。
- (i) 次節の日本国の表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、この協定の効力発生の日から18.9%とする。この枠内税率は、18.9%から14.7%までの4回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2年目から5年目までの各年の初日に行う。
- (ii) 次節の日本国の表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品の枠内税率は、この協定の効力発生の日から26.8%とする。この枠内税率は、26.8%から20.9%ま

での4回の毎年均等な引下げにより、更に削減する。この毎年の引下げは、2年目から5年目までの各年の初日を行う。

- (c) (a)及び(b)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が関税割当ての証明書を発給して行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (d) 両締約国は、5年目において、第18条2の規定に従って、5年目の終了後の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、5年目の合計割当数量及び枠内税率を適用する。
- (e) (d)の規定にかかわらず、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年が5年目の初日より早い場合には、両締約国は、多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年において、第18条2の規定に従って、多角的貿易交渉に関す

るドーハ・ラウンド終了の年の翌年以降の合計割当数量及び枠内税率について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、次の規定を適用する。

- (i) 多角的貿易交渉に関するドーハ・ラウンド終了の年の翌年から5年目までにおいては、(a)及び(b)に規定する合計割当数量及び枠内税率
  - (ii) 6年目以降の年においては、5年目の合計割当数量及び枠内税率
- 29 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる16.8%から15.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- 30 関税率については、この協定の効力発生の日から30.8円//とする。
- 31 両締約国は、10年目において、第18条2の規定に従って、両締約国間の貿易に関連する事項について交渉する。

## 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第2章関係)第15条に関する表

この附属書の付録1及び付録2は、それぞれ第15条に関する日本国及びスイスの表である。

付録1

第1節 日本国の表についての注釈

- 1 第15条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。
- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
  - (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの4回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (e) 表の4欄に「B9」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (f) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (g) 表の4欄に「B12」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの13回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (h) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (i) 表の4欄に「Pa」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から6.3%とする。
  - (j) 表の4欄に「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から8.1%とする。
  - (k) 表の4欄に「Pc」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から8.5%とす

る。第20条2及び9の規定の適用上、輸入締約国は、二国間セーフガード措置又は暫定的な二国間セーフガード措置をとる日における実行最恵国税率の水準まで輸入関税を引き上げることができる。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請に基づき、この協定の効力発生の日から24箇月以内に、市場アクセスの改善について交渉する。

- (l) 表の4欄に「Pd」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から9.6%とする。
- (m) 表の4欄に「Pe」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から12.0%とする。
- (n) 表の4欄に「Pf」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から12.6%とする。
- (o) 表の4欄に「Pg」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から13.4%とする。
- (p) 表の4欄に「Ph」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から17.0%とする。
- (q) 表の4欄に「Pi」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から19.0%とする。
- (r) 表の4欄に「Pj」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から20.0%とする。
- (s) 表の4欄に「Pk」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から23.8%とする。
- (t) 表の4欄に「Pl」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から27.2%とする。
- (u) 表の4欄に「Pm」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、この協定の効力発生の日から32.0%とする。
- (v) 表の4欄に「Pn」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税の税率については、基準税率から5.0%までの11回の毎

年均等な引下げにより、削減する。

(w) 表の 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の輸入関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。

(x) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a) から (w) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(Qa)から(Qf)までの規定に定める条件は、スイスの関税地域から輸入される日本国又はスイスの原産品であって、次節の日本国の表の 5 欄にこれらの文字を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

(Qa) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (aa) 1 年目については、2.0mt
- (bb) 2 年目については、3.6mt
- (cc) 3 年目については、5.2mt
- (dd) 4 年目については、6.8mt
- (ee) 5 年目については、8.4mt
- (ff) 6 年目及びそれ以降の各年については、10.0mt

(B) 枠内税率は、80.75 円/kg とする。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qa)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qb) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (aa) 1 年目については、600mt
- (bb) 2 年目については、640mt
- (cc) 3 年目については、680mt
- (dd) 4 年目については、720mt
- (ee) 5 年目については、760mt
- (ff) 6 年目については、800mt
- (gg) 7 年目については、840mt
- (hh) 8 年目については、880mt
- (ii) 9 年目については、920mt
- (jj) 10 年目については、960mt

(kk) 11 年目及びそれ以降の各年については、1,000mt

(B) 枠内税率は、29.8%から 14.9%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qb)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qc) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき 100mt とする。

(B) 枠内税率は、20.0% とする。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計

割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qc)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qd) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき 5mt とする。

(B) 枠内税率は、無税とする。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qd)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qe) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 表の 5 欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品の合計割当数量の合計は、各年につき 1,500mt とする。

(B) 枠内税率は、8.0% とする。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qe)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(Qf) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当数量は、各年につき 23mt とする。

(B) 枠内税率は、21.0% とする。

(C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(ii) 表の 5 欄に(Qf)を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から 1(w)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

3 この付録の規定に従って行われる輸入関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)。ただし、この 3 の規定は、統一システムの第 0703.10号に分類される原産品について課される輸入関税であって、次節の日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

4 次節の日本国の表における記載は、2007 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。

5 この付録の規定の適用上、「基準税率」とは、次節の日本国の表の 3 欄に定める税率であって、専ら輸入関税の撤廃及び削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

6 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a) 1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年 4 月 1 日に行う。

7 この付録の規定の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇

月の期間をいう。

- 8 関税割当ての実施に当たっては、1年目が12箇月未満の場合には、この節に規定する1年目の合計割当て数量は、残余の完全な

月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

## 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

第16条に関する表

第1部 一般的注釈

- この附属書における記載は、2007年1月1日に改正された統一システムに従ったものである。
- 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
  - 最初の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - その後の引下げは、毎年4月1日に行う。
- この附属書の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。

第2部

第1節 日本国の表についての注釈

- 第16条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。
  - 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
  - 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの4回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - 表の4欄に「C」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から基準税率を適用する。
  - 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次節の日本国の表の5欄の注釈に定める条件に従い、削減する。
  - 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次の条件に従う。
    - 関税割当ては、次の規定に従って行う。
      - 各年の合計割当て数量は、次のとおりとする。
        - 1年目については、100mt
        - 2年目については、105mt
        - 3年目については、110mt
        - 4年目については、115mt
        - 5年目については、120mt
        - 6年目については、125mt
        - 7年目については、130mt
        - 8年目については、135mt
        - 9年目については、140mt
      - 10年目については、145mt
      - 11年目及びそれ以降の各年については、150mt

(B) 枠内税率は、12.8%とする。  
(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。詳細な規則については、第11条の規定に従って設置される合同委員会がこの協定の効力発生の日に採択する運用上の規則に定める。

(ii) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から5年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 次の(a)から(o)までの規定に定める条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、基準税率から5.0%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(b) 関税率については、基準税率から2.4%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(c) 関税率については、基準税率から4.8%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(d) 関税率については、基準税率から5.5%までの5回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(e) 関税率については、基準税率から8.5%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(f) 関税率については、基準税率から14.9%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(g) 関税率については、基準税率から15.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(h) 関税率については、基準税率から17.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(i) 関税率については、基準税率から17.2%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(j) 関税率については、基準税率から19.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(k) 関税率については、基準税率から19.2%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(l) 関税率については、基準税率から20.7%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(m) 関税率については、基準税率から23.0%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(n) 関税率については、基準税率から23.8%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。

- (o) 関税率については、次の規定に従って削減する。
- (i) この協定の効力発生の日から、29.3%(その率が 22.62 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (ii) 2 年目の初日から、28.8%(その率が 22.23 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (iii) 3 年目の初日から、28.3%(その率が 21.85 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (iv) 4 年目の初日から、27.8%(その率が 21.47 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (v) 5 年目の初日から、27.3%(その率が 21.08 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)
  - (vi) 6 年目の初日から、26.8%(その率が 20.70 円/kg の従量税率より低いときは、当該従量税率)

- 3 この部の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。)。ただし、この 3 の規定は、第 0703.10 号に分類される原産品について課される関税であって、次節の日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 4 関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満の場合には、この節に規定する 1 年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この 4 の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0 とする。))。

## 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章関係) 第 19 条に関する表

### 第 1 編 一般的注釈

- 1 第 19 条の規定の適用に当たっては、次編及び第 3 編の各締約国の表の 2 欄に掲げる品目について、それぞれの表の 4 欄に掲げる次の区分を適用する。
- (a) 表の 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
  - (b) 表の 4 欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (c) 表の 4 欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 8 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (d) 表の 4 欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (e) 表の 4 欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 16 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
  - (f) 表の 4 欄に「Pa」又は「Pb」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、次編のインドの表のそれぞれの注釈に定める条件に従い、削減する。
  - (g) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束の対象から除外される。
- 2 この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。))。ただし、この 2 の規定は、次編のインドの表にお

- いて関税率表番号 84082020 及び 87084000 に分類される原産品について課される関税並びに第 3 編の日本国の表において統一システムの第 0703.10 号、第 7403.11 号、第 7403.12 号、第 7403.13 号、第 7403.19 号、第 7801.10 号、第 7901.11 号及び第 7901.12 号に分類される原産品について課される関税であって、当該日本国の表の 3 欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 この附属書における記載は、2007 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の適用上、「基準税率」とは、次編及び第 3 編の各締約国の表の 3 欄に定める税率をいう。次編のインドの表の 3 欄に掲げる税率は、2007 年 4 月 1 日におけるインドの実行最恵国税率に従ったものである。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 基準税率は、専ら関税の撤廃又は削減に向けた毎年均等な引下げの開始点となる税率である。
  - (b) 1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - (c) その後の毎年の引下げは、それぞれの年の初日に行う。
- 6 (a) この附属書の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
- (b) (a) の規定にかかわらず、次編のインドの表において関税率表番号 84082020 及び 87084000 に分類される原産品に課される関税に関しては、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 12 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 1 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。

## 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章関係) 第 21 条の規定に関する表

### 第 1 編 一般的注釈

- 1 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とす

- る。))。
- 2 この附属書における記載は、2007 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
- 3 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の 3 欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 4 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適



用する。

(a) 1年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。

(b) その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。

- 5 この附属書の適用上、「年」とは、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。

## 第2編

### 第1節 日本国の表についての注釈

- 1 第21条の規定の適用に当たっては、次節の日本国の表の2欄に掲げる品目について、表の4欄に掲げる次の区分を適用する。

(a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に完全に撤廃し、当該原産品は、無税とする。

(b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの4回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。

(c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの6回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6年目の4月1日から無税とする。

(d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの8回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8年目の4月1日から無税とする。

(e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの11回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。

(f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの16回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、16年目の4月1日から無税とする。

(g) 表の4欄に「B16」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの17回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、17年目の4月1日から無税とする。

(h) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(a)から(e)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従い、削減する。

(i) 表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、2(f)から(k)までに規定する条件であって、表の5欄に示されるものに従う。

(j) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、(a)から(i)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、及びこの協定の効力発生の日から5年目に両締約国が交渉する。

(k) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品については、(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

- 2 次の(a)から(k)までに規定する条件は、次節の日本国の表の5欄にこれらの文字を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

(a) 関税率については、この協定の効力発生の日から、2%とする。

(b) 関税率については、この協定の効力発生の日から、3%とする。

(c) 関税率については、この協定の効力発生の日から、4%とす

る。

(d) 関税率については、この協定の効力発生の日から、5%とする。

(e) 関税率については、この協定の効力発生の日から、8%とする。

(f) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当て数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 1年目については、1,000mt

(bb) 2年目については、2,000mt

(cc) 3年目については、3,000mt

(dd) 4年目については、4,000mt

(ee) 5年目及びそれ以降の各年については、5,000mt

(B) 枠内税率は、次のとおりとする。

(aa) 課税価格が53.53円/kg以下の原産品については、482円/kgとする。

(bb) 課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円を1.022で除して得た額以下の原産品については、535.53円/kgと課税価格との差額とする。

(cc) 課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超える原産品については、2.2%とする。

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(ii) 表の5欄に「(f)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1(a)から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(iii) この(f)の規定に従って行われる関税割当てに基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第2項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。

(g) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(A) 合計割当て数量は、各年につき次のとおりとする。

(aa) 1年目については、3,500mt

(bb) 2年目については、4,000mt

(cc) 3年目については、4,500mt

(dd) 4年目については、5,000mt

(ee) 5年目及びそれ以降の各年については、5,500mt

(B) 枠内税率は、次のとおりとする。

(aa) 表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、3.6%とする。

(bb) 表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、6.8%とする。

(cc) 表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、7.6%とする。

(dd) 表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、10.7%とする。

(ee) 表の2欄に5個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、19.1%とする。

(ff) 表の2欄に6個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、それぞれ次のとおりとする。

(AA) 1年目及び2年目については、10.7%

(BB) 3年目及びそれ以降の各年については、8.5%

(C) (A)及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書に

- より行う。
- (ii) 表の 5 欄に「(g)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (j) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (h) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (aa) 1 年目については、1,500mt
- (bb) 2 年目については、3,000mt
- (cc) 3 年目については、4,500mt
- (dd) 4 年目については、5,500mt
- (ee) 5 年目及びそれ以降の各年については、6,500mt
- (B) 枠内税率は、無税とする。
- (C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の 5 欄に「(h)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (j) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (i) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (A) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (aa) 1 年目については、500mt
- (bb) 2 年目については、1,000mt
- (cc) 3 年目については、2,000mt
- (dd) 4 年目については、3,000mt
- (ee) 5 年目及びそれ以降の各年については、4,000mt
- (B) 枠内税率は、無税とする。
- (C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (ii) 表の 5 欄に「(i)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (j) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (j) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (A) 合計割当数量は、各年につき 100mt とする。
- (B) 枠内税率は、無税とする。

- (C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (ii) 表の 5 欄に「(j)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (j) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (k) (i) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (A) 合計割当数量は、各年につき 10mt とする。
- (B) 枠内税率は、無税とする。
- (C) (A) 及び(B)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (ii) 表の 5 欄に「(k)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てにより輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (j) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- 3 前編 1 の規定は、統一システムの第 0203.22 号、第 0203.29 号、第 0703.10 号、第 7403.13 号、第 7403.19 号、第 7901.11 号及び第 7901.12 号に分類される原産品について課される関税であって、2 (f) 又は次節の日本国の表の 3 欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 4 第 30 条 2 (b) の規定の適用上、次節の日本国の表の 5 欄に「G」を掲げた品目に分類される原産品については、2009 年 4 月 1 日における実行最恵国税率が、当該原産品の基準税率に代わって適用される。
- 5 関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満の場合には、この節に規定する 1 年目の合計割当数量は、1 年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この 5 の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する (0.5 は、1.0 とする。)
- 6 次節の日本国の表の 5 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特恵待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。
- 7 この節の規定に基づく関税割当て及び品目証明書の詳細及び手続については、第 3 節に定める。

## 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章(物品の貿易)関係) 第 2.4 条(関税の撤廃又は引下げ)の規定に関する表

### 第 1 編 一般的注釈

- 1 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し (0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する (0.005 は、0.01 とする。)
- 2 この附属書における記載は、2012 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
- 3 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の 3 欄に定める税率であって、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。

4 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

- (a) 1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、毎年 4 月 1 日に行う。

5 この附属書の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。

(第 2 編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

### 第 3 編

#### 第 1 節 日本国の表についての注釈

1 第 2.4 条(物品の貿易—関税の撤廃又は引下げ)の規定の適用

に当たっては、次節(日本国の表)の表の 2 欄に掲げる品目について、表の 4 欄に掲げる次の区分を適用する。

- (a) 表の 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。
- (b) 表の 4 欄に「A\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。
- (c) 表の 4 欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 4 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (d) 表の 4 欄に「B4」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、5 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (e) 表の 4 欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (f) 表の 4 欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 8 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (g) 表の 4 欄に「B7\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。
- (h) 表の 4 欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (i) 表の 4 欄に「B10\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、6 年目から 11 年目までの各年の 4 月 1 日に行う。当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (j) 表の 4 欄に「B10\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、基準税率から無税までの 9 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。この毎年の引下げは、3 年目から 11 年目までの各年の 4 月 1 日に行う。当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (k) 表の 4 欄に「B10\*\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って撤廃する。
- (l) 表の 4 欄に「B10\*\*\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、11 年目の 4 月 1 日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃し、無税とする。
- (m) 表の 4 欄に「B10S」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。当該原産品の関税については、第 2.20 条(物品の貿易—市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し)の規定に従い、この協定の効力発生の後 5 年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。
- (n) 表の 4 欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 16 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、16 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (o) 表の 4 欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税に

ついては、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って削減する。

- (p) 表の 4 欄に「PS」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って削減し、第 2.20 条(物品の貿易—市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し)の規定に従い、この協定の効力発生の後 5 年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。
  - (q) 表の 4 欄に「PS\*」又は「PS\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って削減し、第 2.20 条(物品の貿易—市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し)の規定に従い、この協定の効力発生の後 5 年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。
  - (r) 表の 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。
  - (s) 表の 4 欄に「QS」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従うものとし、第 2.20 条(物品の貿易—市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し)の規定に従い、この協定の効力発生の後 5 年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。
  - (t) 表の 4 欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品は、(a) から (s) までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、この協定の効力発生の後 5 年目の年に両締約国が交渉する。
  - (u) 表の 4 欄に「S」を掲げた品目に分類される原産品は、(a) から (s) までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、当該原産品の関税については、第 2.20 条(物品の貿易—市場アクセス及び競争力の保護に関する見直し)の規定に従い、この協定の効力発生の後 5 年目の年又は両締約国が合意する他の年のいずれか早い年において、両締約国による見直しの対象となる。
  - (v) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- 2 次の(1)から(56)までに規定する条件は、表の 5 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。
- (1) 関税率については、この協定の効力発生の日から、30,600 円/頭とする。
  - (2) 関税率については、この協定の効力発生の日から、51,000 円/頭とする。
  - (3) 関税率については、次のとおりとする。
    - (a) 1 年目については、32.5%
    - (b) 2 年目については、31.5%
    - (c) 3 年目については、30.5%
    - (d) 4 年目については、29.9%
    - (e) 5 年目については、29.3%
    - (f) 6 年目については、28.8%
    - (g) 7 年目については、28.2%
    - (h) 8 年目については、27.6%
    - (i) 9 年目については、27%
    - (j) 10 年目については、26.4%
    - (k) 11 年目については、25.8%
    - (l) 12 年目については、25.3%
    - (m) 13 年目については、24.7%
    - (n) 14 年目については、24.1%
    - (o) 15 年目及びそれ以降の各年については、23.5%
  - (4) 関税率については、次のとおりとする。
    - (a) 1 年目については、30.5%
    - (b) 2 年目については、28.5%

- (c) 3年目については、27.5%
  - (d) 4年目については、27.2%
  - (e) 5年目については、26.9%
  - (f) 6年目については、26.7%
  - (g) 7年目については、26.4%
  - (h) 8年目については、26.1%
  - (i) 9年目については、25.8%
  - (j) 10年目については、25.6%
  - (k) 11年目については、25.3%
  - (l) 12年目については、25%
  - (m) 13年目については、24.1%
  - (n) 14年目については、23.2%
  - (o) 15年目については、22.3%
  - (p) 16年目については、21.3%
  - (q) 17年目については、20.4%
  - (r) 18年目及びそれ以降の各年については、19.5%
- (5) 関税率については、この協定の効力発生の日から、8%とする。
  - (6) 関税率については、この協定の効力発生の日から、2%とする。
  - (7) 関税率については、この協定の効力発生の日から、4%とする。
  - (8) 関税率については、この協定の効力発生の日から、3%とする。
  - (9) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる25.5%から20.4%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (10) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる29.8%から23.8%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (11) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる15%から13.5%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (12) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる21.3%から17%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (13) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる13.20円/kgから11.88円/kgまでの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (14) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる8.50円/kgから3.78円/kgまでの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (15) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる29.8%から25%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (16) 調整金以外の関税の率については、この協定の効力発生の日に撤廃する。調整金に関する規則(係数及びその修正の過程に関するものを含む。)については、手続規則において定めるものとする。
  - (17) 関税率については、この協定の効力発生の日から、23.8%とする。
  - (18) 関税率については、この協定の効力発生の日から、19%とする。
  - (19) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる10%から8%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (20) 関税率については、この協定の効力発生の日から、17%とする。
  - (21) 関税率については、この協定の効力発生の日から、4.1%とする。
- (22) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる30円/kgから24円/kgまでの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (23) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる21.3%から17%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (24) 関税率については、この協定の効力発生の日から、8.1%とする。
  - (25) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる18%から10%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (26) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる15%から12%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (27) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる25.5%から20.4%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (28) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる13%から10.4%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (29) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる13.4%から12.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (30) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる23.8%から19%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (31) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる29.8%から23.8%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (32) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる17%から8.5%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
  - (33) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる16.8%から15.1%までの6回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (34) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
    - (i) 合計割当て数量は、各年につき30頭とする。
    - (ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる3,400,000円/頭から1,700,000円/頭までの8回の毎年均等な引下げにより、削減する。
    - (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
  - (b) 表の5欄に「(34)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (35) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
    - (i) 合計割当て数量は、各年につき次のとおりとする。
      - (A) 1年目については、5,600トン
      - (B) 2年目については、7,280トン
      - (C) 3年目については、8,960トン
      - (D) 4年目については、10,640トン
      - (E) 5年目については、12,320トン
      - (F) 6年目及びそれ以降の各年については、14,000トン
    - (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が40.65円/kg以下のものについては、361円/kgとする。
- (B)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が40.65円/kgを超え、401.65円/kgを1.022で除して得た額以下のものについては、401.65円/kgと課税価格との差額とする。
- (C)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が401.65円/kgを1.022で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。
- (D)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kg以下のものについては、482円/kgとする。
- (E)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が53.53円/kgを超え、535.53円/kgを1.022で除して得た額以下のものについては、535.53円/kgと課税価格との差額とする。
- (F)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が535.53円/kgを1.022で除して得た額を超えるものについては、2.2%とする。
- (G)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、4.3%とする。
- (H)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額以下のものについては、577.15円/kgと課税価格に0.6を乗じて得た額との差額とする。
- (I)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品のうち、課税価格が577.15円/kgを0.643で除して得た額を超えるものについては、4.3%とする。
- (J)表の2欄に5個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、16%とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当では、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(35)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当に基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (c)この(35)の規定に従って行われる関税割当に基づいて輸入される原産品については、日本国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置及び同条第2項に規定する豚肉等に係る特別セーフガード措置を適用しない。
- (36)(a)関税割当では、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A)1年目については、17,000トン
- (B)2年目については、17,400トン
- (C)3年目については、17,800トン
- (D)4年目については、18,200トン
- (E)5年目については、18,600トン
- (F)6年目については、19,000トン
- (G)7年目については、19,400トン
- (H)8年目については、19,800トン
- (I)9年目については、20,200トン
- (J)10年目については、20,600トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、21,000トン
- (ii)枠内税率は、次のとおりとする。
- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、7.6%とする。
- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、30%とする。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、12.7%とする。
- (D)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、96.90円/kgとする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当では、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(36)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当に基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (37)(a)関税割当では、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A)1年目については、40トン
- (B)2年目については、56トン
- (C)3年目については、72トン
- (D)4年目については、88トン
- (E)5年目については、104トン
- (F)6年目については、120トン
- (G)7年目については、136トン
- (H)8年目については、152トン
- (I)9年目については、168トン
- (J)10年目については、184トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、200トン
- (ii)枠内税率は、次のとおりとする。
- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、10.7%とする。
- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、7.6%とする。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、6.8%とする。
- (D)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、8.5%とする。
- (E)表の2欄に5個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、19.1%とする。
- (F)表の2欄に6個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、3.6%とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当では、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当の証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(37)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当に基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (38)(a)関税割当では、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A)1年目については、100トン

- (B)2年目については、110 トン
- (C)3年目については、120 トン
- (D)4年目については、130 トン
- (E)5年目については、140 トン
- (F)6年目については、150 トン
- (G)7年目については、160 トン
- (H)8年目については、170 トン
- (I)9年目については、180 トン
- (J)10年目については、190 トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、200 トン

(ii) 枠内税率は、次のとおりとする。

- (A) 表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる 26.3%から 13.2%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (B) 表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる 29.8%から 14.9%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の 5 欄に「(38)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(39) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A)1年目については、4,000 トン
- (B)2年目については、5,000 トン
- (C)3年目については、5,800 トン
- (D)4年目については、6,600 トン
- (E)5年目については、7,400 トン
- (F)6年目については、8,200 トン
- (G)7年目については、8,900 トン
- (H)8年目については、9,700 トン
- (I)9年目については、10,500 トン
- (J)10年目については、11,300 トン
- (K)11年目については、12,100 トン
- (L)12年目については、12,900 トン
- (M)13年目については、13,700 トン
- (N)14年目については、14,500 トン
- (O)15年目については、15,300 トン
- (P)16年目については、16,100 トン
- (Q)17年目については、16,800 トン
- (R)18年目については、17,600 トン
- (S)19年目については、18,400 トン
- (T)20年目については、19,200 トン
- (U)21年目及びそれ以降の各年については、20,000 トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、プロセスチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3.5を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げるこ

とができる。

(iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の 5 欄に「(39)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(40) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A)1年目については、200 トン
- (B)2年目については、280 トン
- (C)3年目については、360 トン
- (D)4年目については、440 トン
- (E)5年目については、520 トン
- (F)6年目については、600 トン
- (G)7年目については、680 トン
- (H)8年目については、760 トン
- (I)9年目については、840 トン
- (J)10年目については、920 トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、1,000 トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から 25.1%とする。この枠内税率は、2 年目の初日から行われる 25.1%から 13.2%までの 10 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の 5 欄に「(40)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

(41) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。

(i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。

- (A)1年目については、50 トン
- (B)2年目については、55 トン
- (C)3年目については、60 トン
- (D)4年目については、65 トン
- (E)5年目については、70 トン
- (F)6年目については、75 トン
- (G)7年目については、80 トン
- (H)8年目については、85 トン
- (I)9年目については、90 トン
- (J)10年目については、95 トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、100 トン

(ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる 40%から 20%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。

(iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(b) 表の 5 欄に「(41)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (u) までに規定する関税に

- 係る約束の対象から除外される。
- (42) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 1年目については、1,000 トン  
(B) 2年目については、1,400 トン  
(C) 3年目については、1,800 トン  
(D) 4年目については、2,200 トン  
(E) 5年目については、2,600 トン  
(F) 6年目については、3,000 トン  
(G) 7年目については、3,400 トン  
(H) 8年目については、3,800 トン  
(I) 9年目については、4,200 トン  
(J) 10年目については、4,600 トン  
(K) 11年目及びそれ以降の各年については、5,000 トン
- (ii) 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3.5を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。
- (iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b) 表の 5 欄に「(42)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (43) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 1年目については、80 トン  
(B) 2年目については、88 トン  
(C) 3年目については、96 トン  
(D) 4年目については、104 トン  
(E) 5年目については、112 トン  
(F) 6年目については、120 トン  
(G) 7年目については、128 トン  
(H) 8年目については、136 トン  
(I) 9年目については、144 トン  
(J) 10年目については、152 トン  
(K) 11年目及びそれ以降の各年については、160 トン
- (ii) 枠内税率は、この協定の効力発生の日から行われる25.5%から無税までの11回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 表の 5 欄に「(43)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (44) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 1年目については、8,600 トン  
(B) 2年目については、16,340 トン  
(C) 3年目については、24,080 トン  
(D) 4年目については、31,820 トン  
(E) 5年目については、39,560 トン  
(F) 6年目については、47,300 トン  
(G) 7年目については、55,040 トン  
(H) 8年目については、62,780 トン  
(I) 9年目については、70,520 トン  
(J) 10年目については、78,260 トン  
(K) 11年目及びそれ以降の各年については、86,000 トン
- (ii) 枠内税率は、無税とする。
- (iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b) 表の 5 欄に「(44)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (45) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 1年目については、1,100 トン  
(B) 2年目については、1,420 トン  
(C) 3年目については、1,740 トン  
(D) 4年目については、2,060 トン  
(E) 5年目については、2,380 トン  
(F) 6年目及びそれ以降の各年については、2,700 トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、8%とする。  
(B) 表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、17%とする。
- (iii) (i) 及び (ii) の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 表の 5 欄に「(45)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものについては、1 (a) から (u) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (46) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A) 1年目については、5,300 トン  
(B) 2年目については、5,600 トン  
(C) 3年目については、5,900 トン  
(D) 4年目については、6,200 トン  
(E) 5年目については、6,500 トン  
(F) 6年目については、6,800 トン  
(G) 7年目については、7,100 トン  
(H) 8年目については、7,400 トン  
(I) 9年目については、7,700 トン  
(J) 10年目については、8,000 トン  
(K) 11年目及びそれ以降の各年については、8,300 トン
- (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
- (A) 表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、17%とする。

- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、20%とする。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、8%とする。
- (D)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、36%とする。
- (E)表の2欄に5個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、30.6%とする。
- (F)表の2欄に6個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、30%とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(46)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (47)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき100トンとする。
- (ii)枠内税率は、20%とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b)表の5欄に「(47)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (48)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A)1年目については、1,000トン
- (B)2年目については、1,200トン
- (C)3年目については、1,400トン
- (D)4年目については、1,600トン
- (E)5年目については、1,800トン
- (F)6年目については、2,000トン
- (G)7年目については、2,200トン
- (H)8年目については、2,400トン
- (I)9年目については、2,600トン
- (J)10年目については、2,800トン
- (K)11年目及びそれ以降の各年については、3,000トン
- (ii)枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳で、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意によりいつでも当該限度を引き上げることができる。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b)表の5欄に「(48)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (49)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき1,300トンとする。
- (ii)枠内税率は、次のとおりとする。
- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、12.8%とする。
- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、14.9%(その率が11.50円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)とする。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、10.7%とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(49)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (50)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき1,600トンとする。
- (ii)枠内税率は、次のとおりとする。
- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から11.5%とする。この枠内税率は、2年目の初日から行われる11.5%から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から17%(その率が11.50円/kgの従量税率より低いときは、当該従量税率)とし、この枠内税率は、2年目の初日から行われる17%又は11.50円/kgの従量税率から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から9.5%とする。この枠内税率は、2年目の初日から行われる9.5%から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (D)表の2欄に4個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から14.9%とする。この枠内税率は、2年目の初日から行われる14.9%から無税までの10回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b)表の5欄に「(50)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (51)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
- (A)1年目については、180トン
- (B)2年目については、362トン
- (C)3年目については、544トン
- (D)4年目については、726トン
- (E)5年目については、908トン
- (F)6年目については、1,090トン



- (G)7年目については、1,272 トン  
(H)8年目については、1,454 トン  
(I)9年目については、1,636 トン  
(J)10年目については、1,818 トン  
(K)11年目及びそれ以降の各年については、2,000 トン
- (ii)枠内税率は、次のとおりとする。
- (A)表の2欄に1個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる21%から10.5%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (B)表の2欄に2個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる29.8%から14.9%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (C)表の2欄に3個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原産品については、この協定の効力発生の日から行われる21.3%から10.7%までの11回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b)表の5欄に「(51)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (52)(a)関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i)合計割当て数量は、各年につき14,000 トンとする。
- (ii)枠内税率は、無税とする。
- (iii)(i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。輸入締約国は、関税割当て制度を運用するものとし、合計割当て数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。
- (b)表の5欄に「(52)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、1(a)から(u)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (53)関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。
- (a)この協定の効力発生の日から13.1%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は58.63円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (b)2年目の4月1日から11.3%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は50.25円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (c)3年目の4月1日から9.4%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は41.88円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d)4年目の4月1日から7.5%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は33.50円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (e)5年目の4月1日から5.6%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は25.13円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (f)6年目の4月1日から3.8%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は16.75円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (g)7年目の4月1日から1.9%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は8.38円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (h)8年目の4月1日から無税
- (54)関税については、次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、撤廃する。
- (a)この協定の効力発生の日から13.6%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は60.91円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (b)2年目の4月1日から12.3%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は54.82円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (c)3年目の4月1日から10.9%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は48.73円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (d)4年目の4月1日から9.5%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は42.64円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (e)5年目の4月1日から8.2%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は36.55円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (f)6年目の4月1日から6.8%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は30.45円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (g)7年目の4月1日から5.5%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は24.36円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (h)8年目の4月1日から4.1%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は18.27円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (i)9年目の4月1日から2.7%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は12.18円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (j)10年目の4月1日から1.4%(その率が125円//の従量税率より高いとき又は6.09円//の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)
- (k)11年目の4月1日から無税
- (55)表の5欄に「(55)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第7条の3第1項及び第7条の4第1項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。
- (56)表の5欄に「(56)」を掲げた品目に分類される原産品については、日本国の関税暫定措置法第7条の3第1項及び第7条の4第1項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。
- 3(a)一方の締約国は、第2.18条(物品の貿易—特定の農産品に関する特別セーフガード措置)の規定に従い、次の場合にのみ、特別セーフガード措置をとることができる。
- (i)表の4欄に「PS\*」を掲げた品目に分類される原産品については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合
- (A)1年目については、130,000 トン  
(B)2年目については、131,700 トン  
(C)3年目については、133,300 トン  
(D)4年目については、135,000 トン  
(E)5年目については、136,700 トン  
(F)6年目については、138,300 トン  
(G)7年目については、140,000 トン  
(H)8年目については、141,700 トン  
(I)9年目については、143,300 トン  
(J)10年目については、145,000 トン
- (ii)表の4欄に「PS\*\*」を掲げた品目に分類される原産品に

については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

- (A) 1年目については、195,000 トン
- (B) 2年目については、196,700 トン
- (C) 3年目については、198,300 トン
- (D) 4年目については、200,000 トン
- (E) 5年目については、201,700 トン
- (F) 6年目については、203,300 トン
- (G) 7年目については、205,000 トン
- (H) 8年目については、206,700 トン
- (I) 9年目については、208,300 トン
- (J) 10年目については、210,000 トン

(b) 表の 4 欄に「PS\*」又は「PS\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量の合計がそれぞれの発動水準(3(a)(i)及び(ii)に規定する水準をいう。以下この附属書において同じ。)を超えた場合には、特別セーフガード措置をとる締約国は、輸入数量の合計が発動水準を超えた月の翌々月の初日に、第 2.18 条(物品の貿易一特定の農産品に関する特別セーフガード措置)2 の規定に従い関係する関税率を引き上げることができる。

(c) 特別セーフガード措置をとる締約国は、表の 4 欄に「PS\*」又は「PS\*\*」を掲げた品目に分類される原産品の輸入数量について、発動水準を超えた時と当該特別セーフガード措置を実際にとった時との間の輸入数量又は輸入数量が 2 月 1 日から 3 月 31 日までの間に発動水準を超えた場合にはその年の 3 月 31 日までに発動水準を超えた分の輸入数量を、翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の 4 月の輸入数量の合計に含めることができる。

(d) (a) の規定の適用上、特別セーフガード措置がとられる前に締結された契約に基づいて輸送の途中にある原産品は、当該特別セーフガード措置の適用を免除される。この場合において、当該原産品の輸入数量の合計を翌年の発動水準の算定に当たり当該翌年の 4 月の輸入数量の合計に含めることができる。

(e) 第 2.18 条(物品の貿易一特定の農産品に関する特別セーフ

ガード措置)5 の規定に従って行う見直しに関し、両締約国は、この協定の効力発生から 10 年目の年に、10年目の年の後に適用する発動水準について交渉する。両締約国間の合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、10 年目の年の発動水準を適用する。

(f) 第 2.18 条(物品の貿易一特定の農産品に関する特別セーフガード措置)の規定の適用上、1 年目が 12 箇月未満の場合には、(a)に規定する 1 年目の輸入数量の合計は、1 年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この(f)の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)

(g) 表の 4 欄に「PS\*」又は「PS\*\*」を掲げた品目に分類される原産品については、関税暫定措置法第 7 条の 5 に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

4 第 1 編 1 の規定は、統一システムの第 0203.11 号、第 0203.12 号、第 0203.19 号、第 0203.21 号、第 0203.22 号、第 0203.29 号、第 0703.10 号、第 1602.41 号、第 1602.42 号、第 1602.49 号、第 7403.11 号、第 7403.12 号、第 7403.13 号、第 7403.19 号、第 7801.10 号、第 7901.11 号及び第 7901.12 号に分類される原産品について課される関税であって、2(35)又は次節(日本国の表)の表の 3 欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

5 関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満の場合には、この節に規定する 1 年目の合計割当数量は、1 年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この 5 の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)

6 表の 4 欄に「Q」又は「QS」を掲げた品目に分類される原産品の関税割当ての実施に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

## 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定の附属書一 (日本国による関税の撤廃関係)

(第 2 章関係) 第 2.4 条の規定に関する表

第 1 編 一般的注釈

1 第 2.4 条の規定の適用に当たっては、次編第 2 節及び第 3 編第 2 節の各締約国の表の 2 欄に掲げる品目について、それぞれの表の 4 欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の 5 欄の注釈に定める条件を適用する。

(a) 表の 4 欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日に無税とする。

(b) 表の 4 欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 4 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(c) 表の 4 欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 6 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(d) 表の 4 欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 8 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(e) 表の 4 欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 11 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(f) 表の 4 欄に「B10\*」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、11 年目の初日に、基準税率から無税までの引下げにより撤廃する。

(g) 表の 4 欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 16 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(h) 表の 4 欄に「B20」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの 21 回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

(i) 表の 4 欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って削減する。

(j) 表の 4 欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従う。

(k) 表の 4 欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品は、(a) から(j)までに規定する関税に係る約束の対象から除外され、

当該原産品の関税については、表の 5 欄の注釈に定める条件に従って交渉する。

- (1) 表の 4 欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、(a) から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- 2 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05% は、0.1%とする。)、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。)
- 3 この附属書における記載は、2012 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものである。
- 4 この附属書の適用上、「基準税率」とは、各締約国の表の 3 欄に定める税率であって、関税の撤廃又は 引下げの開始点となるものをいう。
- 5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
  - (a) 1 年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
  - (b) その後の毎年の引下げは、毎年 4 月 1 日に行う。
- 6 この附属書の適用上、「年」とは、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までをいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。

## 第 2 編

### 第 1 節 日本国の表についての注釈

1 次の(1)から(16)までに規定する条件は、次節の表の 5 欄にこれらの番号を掲げた品目に分類される原産品について適用する。

- (1) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 13.20 円/kg から 11.88 円/kg までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (2) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 8.50 円/kg から 3.78 円/kg までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (3) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 29.8%から 25%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (4) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 24 円/kg から 12円/kg までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (5) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 18%から 10%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (6) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 24%から 15%までの 11 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (7) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 23.8%から 19%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (8) 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる 21.3%から 17%までの 6 回の毎年均等な引下げにより、削減する。
- (9) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (i) 合計割当数量は、各年につき 1mtとする。
  - (ii) 枠内税率は、無税とする。
  - (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(b) 表の 5 欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。

- (c) 両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の 5 欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が 1mtを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
- (d) 表の 5 欄に「(9)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のもは、前編 1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (10) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (i) 合計割当数量は、各年につき 1mtとする。
  - (ii) 枠内税率は、無税とする。
  - (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の 5 欄に「(10)」を掲げた品目に分類される原産品の輸入量が 1mtを超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
- (c) 表の 5 欄に「(10)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のもは、前編 1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (11) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
    - (A) 1 年目については、1mt
    - (B) 2 年目については、1.1mt
    - (C) 3 年目については、1.2mt
    - (D) 4 年目については、1.3mt
    - (E) 5 年目については、1.4mt
    - (F) 6 年目及びそれ以降の各年については、1.5mt
  - (ii) 枠内税率は、12.8%とする。
  - (iii) (i) 及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b) 両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- (c) 表の 5 欄に「(11)」を掲げた品目に分類される原産品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のもは、前編 1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (12) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
  - (i) 合計割当数量は、各年につき次のとおりとする。
    - (A) 1 年目については、60mt
    - (B) 2 年目については、88mt
    - (C) 3 年目については、116mt
    - (D) 4 年目については、144mt
    - (E) 5 年目については、172mt
    - (F) 6 年目及びそれ以降の各年については、200mt
  - (ii) 枠内税率は、次のとおりとする。
    - (A) 表の 2 欄に 1 個の星印(\*)を付した品目に分類される原産品については、17%とする。

- (B)表の 2 欄に 2 個の星印(\*\*)を付した品目に分類される原製品については、20%とする。
- (C)表の 2 欄に 3 個の星印(\*\*\*)を付した品目に分類される原製品については、8%とする。
- (D)表の 2 欄に 4 個の星印(\*\*\*\*)を付した品目に分類される原製品については、36%とする。
- (E)表の 2 欄に 5 個の星印(\*\*\*\*\*)を付した品目に分類される原製品については、40%とする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b)両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目又は日本国政府がモンゴル国政府による申請を受け、偶蹄類の肉及び肉製品の加熱処理を行うモンゴル国の施設を日本国への輸出のための当該加熱処理を行う資格を有するものとして現地検査を含む必要な手続により指定した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- (c)表の 5 欄に「(12)」を掲げた品目に分類される原製品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原製品以外のものは、前編 1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (13) (a) 関税割当ては、次の規定に従って行う。
- (i) 合計割当数量は、各年につき 1mt とする。
- (ii) 枠内税率は、無税とする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。
- (b)表の 5 欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原製品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。
- (c)両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉するものとし、表の 5 欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原製品の輸入量が 1mt を超えた年の翌年において、その後の合計割当数量について交渉する。
- (d)表の 5 欄に「(13)」を掲げた品目に分類される原製品のうち、関税割当てに基づいて輸入される原製品以外のものは、前編 1(a)から(k)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- (14)両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- (15)両締約国は、第 2.4 条 2 の規定に従い、5 年目又はモンゴル国若しくはその一部が国際獣疫事務局により口蹄疫の清浄国若しくは清浄地域として公に認定された後に日本国政府が行う危険性の評価に基づいて両締約国がモンゴル国からの偶蹄類の肉及び肉製品の輸入が疾病をもたらすおそれがないと合意した年のいずれか早い年において、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。
- (16)表の 5 欄に「(16)」を掲げた品目に分類される原製品については、この附属書に基づく関税上の特惠待遇を受けるために品目証明書を付するものとする。
- 2 前編 1 の規定は、統一システムの第 0703.10 号、第 7403.11 号、第 7403.12 号、第 7403.13 号、第 7403.19 号、第 7801.10 号、第 7901.11 号及び第 7901.12 号に分類される原製品について課される関税であって、次節の表の 3 欄に定める特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。
- 3 関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満の場合には、この節に規定する 1 年目の合計割当数量は、1 年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この 3 の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする)。
- 4 この節の規定に基づく関税割当ての実施及び品目証明書の運用に当たっては、手続規則において詳細な規則を定めるものとする。

## 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 附属書 2-D (日本国による関税の撤廃関係)

### 関税に係る約束

#### 第 A 節 関税の撤廃及び削減

- 1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目の削減のそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための実施区分については、当該一の品目ごとに各締約国の表に明示される。
- 2 段階における暫定的な率については、百分率の 10 分の 1 の位未満は切り捨て、又は税率が貨幣単位で表されている場合には各締約国の表に定めるものとする。
- 3 (a) 4(a)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第 30.5 条(効力発生)1、2 又は 3 の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。
- (i) 当該締約国の表において実施区分の欄に「EIF」以外を掲げる品目について定める関税率については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に最初の削減が行われる。
- (ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、関税削減の 2 回目の段階については、(i)の削減の翌年の 1 月 1 日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の 1 月 1 日に実施される。
- (b) 4(b) (i)に別段の定めがある場合を除くほか、この協定が第 30.5 条(効力発生)4 及び 5 の規定に従って締約国について効力を生ずる場合には、次のとおりとする。
- (i) 当該締約国は、この協定が当該締約国について効力を生ずる日に、この協定が第 30.5 条(効力発生)1、2 又は 3 の規定に従って当該締約国について効力を生じたとしたならば当該締約国が同日までに実施したであろう関税削減の全ての段階を実施する。
- (ii) 当該締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、(i)の規定に従って実施された関税削減の翌年の関税削減については、この協定が当該締約国について効力を生ずる日の後の年の 1 月 1 日に実施され、当該締約国のその後の各年の関税削減については、その後の各年の 1 月 1 日に実施される。
- 4 (a) この協定が第 30.5 条(効力発生)1、2 又は 3 の規定に従って効力を生じた締約国(以下この節において「原締約国」という。)は、この協定が同条 4 又は 5 の規定に従って効力を生じた締

約国(以下この節において「新締約国」という。)について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。

(i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。

(ii) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する。

(b) 原締約国が、(a)(i)の規定に従い、この協定が新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該原締約国の表を適用する場合には、当該新締約国は、当該原締約国について次の規定のいずれを適用するかを選択することができる。

(i) この協定が当該新締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。

(ii) この協定が当該原締約国について効力を生じた日にこの協定が両締約国について効力を生じたものとして当該新締約国の表を適用する。

(c) 原締約国は、第 30.5 条(効力発生)5 に規定する委員会による署名国についての肯定的な決定の日の後 12 日以内に、当該署名国についての(a)の規定に基づく自国の選択について当該署名国及びその他の締約国に通報する。当該署名国は、同条 5 に規定する委員会による当該署名国についての肯定的な決定の日の後 24 日以内に、当該署名国に対して(a)(i)の規定に基づいて自国の表を適用すると自国の選択を通報した各原締約国についての(b)の規定に基づく自国の選択を他の締約国に通報する。

(d) 原締約国は、(c)に定めるところに従って(a)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が新締約国について効力を生ずる日に(a)(ii)に定めるところに従って当該新締約国について自国の表を適用する。新締約国は、(c)に定めるところに従って(b)の規定に基づく選択を通報しない場合には、この協定が当該新締約国について効力を生ずる日に(b)(ii)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する。

(e)(i)(a)(i)に定めるところに従って新締約国について自国の表を適用する原締約国は、第 2.4 条(関税の撤廃)5 の規定に従って当該新締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができる。

(ii) (b)(i)に定めるところに従って原締約国について自国の表を適用する新締約国は、第 2.4 条(関税の撤廃)5 の規定に従って当該原締約国についてこの附属書の自国の表に定める原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げることができる。

(f) この協定の他の規定にかかわらず、この協定が、原締約国が(a)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを選択した新締約国について効力を生ずる日に、

(i) 当該原締約国が当該新締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該原締約国は、その後その繰上げを取り消してはならない。

(ii) 当該新締約国が当該原締約国からの原産品の関税の撤廃時期を一方的に繰り上げる場合には、当該新締約国は、その後その繰上げを取り消してはならない。

5 締約国は、この附属書の当該締約国の表において一の品目について定める実施区分と特定の年における当該一の品目について定める関税率との間に乖離が生ずる場合には、当該一の品目

について定める実施区分に従って要求される率を適用する。

6 この附属書及び締約国の表の規定の適用上、

(a) 「1 年目」とは、

(i) (ii) 及び (iii) に規定する場合を除くほか、この協定が第 30.5 条(効力発生)1 から 3 までの規定に従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいう。

(ii) 原締約国の表において、当該原締約国が 4(a)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを選択した新締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iii) 新締約国の表において、当該新締約国が 4(b)(i)に定めるところに従って自国の表を適用することを選択した原締約国の産品については、この協定が当該新締約国について効力を生ずる年をいう。

(iv) (ii) 及び (iii) の規定にかかわらず、

(A) 締約国の表に定められ、かつ、全ての締約国の原産品について適用される関税割当て又はセーフガード措置の適用上、1 年目とは、この協定が第 30.5 条(効力発生)1 の規定に従っていずれかの締約国について効力を生ずる年をいう。

(B) 締約国の表に定められ、かつ、二以上の締約国(全ての締約国である場合を除く。)の原産品について適用される関税割当て又はセーフガード措置の適用上、1 年目とは、当該締約国の表に定める意味を有する。

(b) 「2 年目」とは、1 年目の後の年をいい、「3 年目」とは、2 年目の後の年をいい、「4 年目」とは、3 年目の後の年をいい、その後も同様とする。

(c) 「年」とは、締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる暦年をいう。

7 この附属書の締約国の表においてセーフガード措置が適用できると特定される品目については、当該締約国が原産品に適用するセーフガード措置の実施方法は、当該締約国の表の付録 B に定める。

#### 第 B 節 関税率の差異

8 この附属書の締約国の表に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、この附属書の当該輸入締約国の表に従って関税上の特惠待遇が要求された時に他の締約国に対して同一の原産品について異なる関税上の特惠待遇を適用する場合には、軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する関税率を適用する。

9 8 の規定の適用上、「軽微な作業」とは、次のものをいう。

(a) 輸送又は保管のために産品を良好な状態に保存することを確保する作業

(b) 包装、再包装、貨物の仕分又は産品を小売用にすること(瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰める作業を含む。)

(c) 産品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈

(d) セット、詰合せ、キット又は複合的な産品を構成することを意図した産品の収集

(e) (a) から (d) までに規定する作業の組合せ

10 8 の規定並びにこの附属書の締約国の表に定める適用可能な規則及び条件にかかわらず、輸入締約国は、輸入者が次のいずれかの関税上の特惠待遇を要求することを認める。

(a) いずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率

(b) 生産工程が行われたいずれかの締約国からの原産品に適用される最も高い関税率

## 附属書 2 - D の日本国の関税率表

### 一般的注釈

- 1 この表における日本国の関税分類番号の 9 桁番号は、日本国の品目表(2015 年 4 月 1 日現在の輸入統計品目表)に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、第 2.16 条(公表)(k)の規定に従って公表される対照表とともに参照される。この表は、2012 年 1 月 1 日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。
- 2 この表に定める基準税率は、2010 年 1 月 1 日における日本国の実行最恵国税率を反映したものである。ただし、その基準税率に 1 個の星印(\*)を付した品目については、この限りでない。これらの品目に適用される基準税率は、この表に別に明示されている。
- 3 この表において、貨幣単位で表されている税率については、日本国の円の 100 分の 1 未満の端数は、四捨五入する。
- 4 第 2.4 条(関税の撤廃)2 の規定に基づく日本国による関税の撤廃又は削減については、次の実施区分を適用する。
  - (a) 実施区分の欄に「EIF」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が日本国について効力を生ずる日から無税とする。
  - (b) 実施区分の欄に「JPEIF\*」を掲げる品目に該当する原産品に課される調整金以外の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に完全に撤廃する。当該産品に課される調整金の額は、関税分類番号 170114.110 の品目に分類される甘しや糖から得られる分蜜糖(乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで 98.5 度未満に相当するもの)に課される調整金の額から 1.50 円/kg を減ずる額とする。
  - (c) 実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる 4 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、4 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (d) 実施区分の欄に「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる 6 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (e) 実施区分の欄に「JPB6\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 20%を削減する。
    - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 5 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (f) 実施区分の欄に「JPB6\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 50%を削減する。
    - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 5 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (g) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、5 年目の 3 月 31 日まで基準税率とし、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (h) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価 25%+40 円/kg まで削減する。

- (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 5 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (i) 実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価 35%+40 円/kg まで削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 5 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (j) 実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる 8 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (k) 実施区分の欄に「JPB8\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 50%を削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 7 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (l) 実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 20%を削減する。
  - (ii) 3 年目の 3 月 31 日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 4 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 5 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (m) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 3 分の 1 を削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から毎年行われる(i)の規定による税率からの 7 回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (n) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価 10% (その率が 125 円/l の従量税率より高いとき、又は 44.67 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日に従価 8.5%(その率が 125 円/l の従量税率より高いとき、又は 35.73 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
  - (iii) 3 年目の 4 月 1 日に従価 7.1%(その率が 125 円/l の従量税率より高いとき、又は 26.80 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
  - (iv) 4 年目の 4 月 1 日に従価 5.7%(その率が 125 円/l の従量税率より高いとき、又は 17.87 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
  - (v) 5 年目の 4 月 1 日に従価 4.2%(その率が 125 円/l の従量税率より高いとき、又は 8.93 円/l の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
  - (vi) 6 年目の 4 月 1 日に従価 2.8%(その率が 125 円/l の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。

- (vii) 7年目の4月1日に従価1.4%(その率が125円/lの従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。
- (viii) 当該原産品は、8年目の4月1日から無税とする。
- (o) 実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価10%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は44.67円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (ii) 2年目の4月1日に従価8.5%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は38.29円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iii) 3年目の4月1日に従価7.1%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は31.90円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iv) 4年目の4月1日に従価5.7%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は25.52円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (v) 5年目の4月1日に従価4.2%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は19.14円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (vi) 6年目の4月1日に従価2.8%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は12.76円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (vii) 7年目の4月1日に従価1.4%(その率が125円/lの従量税率より高いとき、又は6.38円/lの従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (viii) 当該原産品は、8年目の4月1日から無税とする。
- (p) 実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる9回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。
- (q) 実施区分の欄に「JPB10\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価2.2%まで削減する。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの9回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、10年目の4月1日から無税とする。
- (r) 実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる11回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (s) 実施区分の欄に「JPB11\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から10年目の3月31日までは、次の(A)と(B)との差額とする。
- (A) 次の(1)及び(2)の総額
- (1) 1kgについての課税価格に係数を乗じて得た1kgについての額
- (2) 次の表の2欄に掲げる1kgについての額  
この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。
- (3) 次の表の3欄に掲げる率に100%を加えた率
- (4) 次の表の2欄に掲げる1kgについての額を897.59円で除して得た値

1	2	3
年	1kgについての額(円)	パーセント(%)
1	307.87	4.3
2	269.50	3.7

1	2	3
年	1kgについての額(円)	パーセント(%)
3	231.13	3.2
4	192.75	2.7
5	154.38	2.2
6	128.65	1.8
7	102.91	1.4
8	77.19	1.1
9	51.46	0.7
10	25.72	0.3

(B) 1kg についての課税価格

- (ii) 11年目の4月1日から無税とする。
- (t) 実施区分の欄に「JPB11\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価4.3%まで削減する。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの4回の引下げにより従価2.2%まで削減する。
- (iii) 6年目の4月1日から毎年行われる(ii)の規定による税率からの6回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (u) 実施区分の欄に「JPB11\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の25%を削減する。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの10回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (v) 実施区分の欄に「JPB11\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
- (ii) 10年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。
- (iii) 11年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (w) 実施区分の欄に「JPB11\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの10回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (x) 実施区分の欄に「JPB12\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) 8年目の3月31日までは、基準税率とする。
- (ii) 9年目の4月1日から毎年行われる基準税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、12年目の4月1日から無税とする。
- (y) 実施区分の欄に「JPB13\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの12回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、13年目の4月1日から無税とする。
- (z) 実施区分の欄に「JPB13\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の20%を削減する。
- (ii) 6年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。
- (iii) 7年目の4月1日から毎年行われる(ii)の規定による税率からの7回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、13年目の4月1日から無税とする。
- (aa) 実施区分の欄に「JPB13\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
  - (ii) 6年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 7年目の4月1日に(ii)の規定による税率から基準税率の25%を削減する。
  - (iv) 12年目の3月31日までは、(iii)の規定による税率とする。
  - (v) 13年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (bb) 実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、毎年行われる16回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、16年目の4月1日から無税とする。
- (cc) 実施区分の欄に「JPB16\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日から15年目の3月31日までは、次の額のうちのいずれか低いものとする。
    - (A) 各原産品の課税価格と当該各原産品につき20,400.55円に対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額
    - (B) 次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	1kg についての額(円)	パーセント(%)
1	18,288.75	7.9
2	17,069.50	7.4
3	15,850.25	6.9
4	14,631.00	6.3
5	13,411.75	5.8
6	12,192.50	5.3
7	10,973.25	4.7
8	9,754.00	4.2
9	8,534.75	3.7
10	7,315.50	3.1
11	6,096.25	2.6
12	4,877.00	2.1
13	3,657.75	1.5
14	2,438.50	1.0
15	1,219.25	0.5

- (ii) 16年目の4月1日から無税とする。
- (dd) 実施区分の欄に「JPB16\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価25%+40円/kgまで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの15回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、16年目の4月1日から無税とする。
- (ee) 実施区分の欄に「JPB16\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価35%+40円/kgまで削減する。

- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの15回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、16年目の4月1日から無税とする。
- (ff) 実施区分の欄に「JPB16\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
  - (ii) 15年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 16年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (gg) 実施区分の欄に「JPB21\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価25%+40円/kgまで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの20回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、21年目の4月1日から無税とする。
- (hh) 実施区分の欄に「JPB21\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価35%+40円/kgまで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの20回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、21年目の4月1日から無税とする。
- (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの20回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、21年目の4月1日から無税とする。
- (ii) 12年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率からの10回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、21年目の4月1日から無税とする。
- (jj) 実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) (A) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価27.5%まで削減する。
  - (B) 2年目の4月1日から毎年行われる(A)の規定による税率から従価20%までの9回の引下げにより、削減する。
  - (C) 11年目の4月1日から毎年行われる(B)の規定による税率から従価9%までの6回の引下げにより、削減する。
  - (D) 16年目以降、従価9%とする。
  - (ii) (i)の規定にかかわらず、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下この(ii)において「日豪経済連携協定」という。)第1.2条(o)に定義する原産品であって、日豪経済連携協定において第02.01項及び第02.02項に分類されるものの関税が、(i)の規定による関税を下回る場合には、実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品に対して日豪経済連携協定の規定による関税の税率を適用する。
- (kk) 実施区分の欄に「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定が日本国について効力を生ずる日に従価39%まで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる(i)の規定による税率から従価20%までの9回の引下げにより、削減する。
  - (iii) 11年目の4月1日から毎年行われる(ii)の規定による税率から従価9%までの6回の引下げにより、削減する。



(iv) 16年目以降、従価9%とする。

(11) 実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と 393 円/kg に対し 100%に次の表の 3 欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の 2 欄に掲げる額

1	2	3
年	1kg についての額(円)	パーセント(%)
1	93.75	2.2
2	93.75	1.9
3	93.75	1.7
4	93.75	1.4
5	52.50	1.2
6	49.50	0.9
7	46.50	0.7
8	43.50	0.4
9	40.50	0.2
10年目以降	37.50	0

(mm) 実施区分の欄に「JPR5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と 524 円/kg に対し 100%に次の表の 3 欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の 2 欄に掲げる額

1	2	3
年	1kg についての額(円)	パーセント(%)
1	125	2.2
2	125	1.9
3	125	1.7
4	125	1.4
5	70	1.2
6	66	0.9
7	62	0.7
8	58	0.4
9	54	0.2
10年目以降	50	0

(nn) 実施区分の欄に「JPR6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 70%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(oo) 実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 10%を削減し、その後においても、その税率とする。

(pp) 実施区分の欄に「JPR8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 55%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(qq) 実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 50%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(rr) 実施区分の欄に「JPR10」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行わ

れる 6 回の引下げにより、基準税率の 90%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ss) 実施区分の欄に「JPR11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 72%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(tt) 実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 75%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(uu) 実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 11 回の引下げにより、基準税率の 50%を削減する。

(ii) 11年目以降、(i)の規定による税率とする。

(vv) 実施区分の欄に「JPR14」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 15%を削減し、その後においても、その税率とする。

(ww) 実施区分の欄に「JPR15」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 25%を削減し、その後においても、その税率とする。

(xx) 実施区分の欄に「JPR16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 15%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(yy) 実施区分の欄に「JPR17」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が日本国について効力を生ずる日に基準税率の 5%を削減し、その後においても、その税率とする。

(zz) 実施区分の欄に「JPR18」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 25%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

(aaa) 実施区分の欄に「JPR19」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 4 回の引下げにより、基準税率の 15%を削減する。

(ii) 4年目以降、(i)の規定による税率とする。

(bbb) 実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 9 回の引下げにより、基準税率の 60%を削減する。

(ii) 9年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ccc) 実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 9 回の引下げにより、基準税率の 55%を削減する。

(ii) 9年目以降、(i)の規定による税率とする。

(ddd) 実施区分の欄に「JPR22」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる 6 回の引下げにより、基準税率の 60%を削減する。

(ii) 6年目以降、(i)の規定による税率とする。

- (eee)実施区分の欄に「JPR23」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i)この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる6回の引下げにより、基準税率の63%を削減する。
- (ii)6年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (fff)実施区分の欄に「JPR24」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i)この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる6回の引下げにより、基準税率の66.6%を削減する。
- (ii)6年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (ggg)実施区分の欄に「JPR25」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i)この協定が日本国について効力を生ずる日から毎年行われる6回の引下げにより、基準税率の67%を削減する。
- (ii)6年目以降、(i)の規定による税率とする。
- (hhh)実施区分の欄に「JPM1」を掲げる品目に該当する原産品であって、世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品の支払額に加えることができる最大の額(以下この4において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。)は、次のとおりとする。
- (i)1年目については、16.20円/kg
- (ii)2年目については、15.30円/kg
- (iii)3年目については、14.50円/kg
- (iv)4年目については、13.60円/kg
- (v)5年目については、12.80円/kg
- (vi)6年目については、11.90円/kg
- (vii)7年目については、11.10円/kg
- (viii)8年目については、10.20円/kg
- (ix)9年目及びその後の各年については、9.40円/kg
- (iii)実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であって、世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。
- (i)1年目については、7.60円/kg
- (ii)2年目については、7.20円/kg
- (iii)3年目については、6.80円/kg
- (iv)4年目については、6.40円/kg
- (v)5年目については、6円/kg
- (vi)6年目については、5.60円/kg
- (vii)7年目については、5.20円/kg
- (viii)8年目については、4.80円/kg
- (ix)9年目及びその後の各年については、4.40円/kg
- (jjj)実施区分の欄に「TRQ」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この表の付録A(日本国の関税割当て)に定める当該品目に適用可能な関税割当ての条件に従うものとする。
- (kkk)実施区分の欄に「MFN」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、輸入の時における実行最恵国税率とする。
- 5 この表において「SG-[n]」の表示を掲げる品目に該当する原産品については、この表の付録B-1(農産物セーフガード措置)及び付録B-2(林産物セーフガード措置)に定める対応するセーフガード措置の適用を受ける。
- 6 この表に定める関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a)1年目の引下げは、この協定が日本国について効力を生ずる日に行う。
- (b)その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。
- 7 この表の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 8 4に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、次の(a)又は(b)の場合を除き、毎年均等であるものとする。
- (a)この附属書の第A節(関税の撤廃及び削減)3(b)(i)、4(a)(ii)及び4(b)(ii)に規定する場合
- (b)4において別段の定めがある場合
- 9 (a)オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、市場アクセスを増大させる観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため、この協定が日本国及び当該要請を行った締約国について効力を生ずる日の後7年を経過する日以後に協議する。
- (b)日本国及び他の国又は関税地域の関連する法的手続(日本国が当該他の国又は関税地域に対して特惠的な市場アクセスを供与する国際協定又はその改正の効力発生に必要とされるもの)が完了した後、オーストラリア、カナダ、チリ、ニュージーランド又はアメリカ合衆国の要請に基づき、日本国及び当該要請を行った締約国は、原産品に対し当該国際協定において当該原産品と同じ品目に分類される産品に与えられるものと同等の待遇を付与する観点から、日本国が当該要請を行った締約国に対して行った原産品の待遇についての約束(この表における関税、関税割当て及びセーフガードの適用に関するもの)について検討するため協議する。日本国及び当該要請を行った締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、当該要請の日の後1箇月以内に協議する。
- (c)この9のいかなる規定も、この協定の他の規定に基づく日本国の権利又は義務に影響を及ぼすものと解してはならない。
- 10 この表の付録C(関税率の差異)の規定は、付録Cに規定する原産品について日本国が他の締約国に対して異なる関税率を適用する場合について適用する。

## 付録A 日本国の関税割当て

### 第A節 一般規定

- 1 日本国の関税率表についての一般的注釈4(jjj)の規定の適用上、同表の「備考」欄に「TWQ-n」又は「CSQ-n」を掲げる品目に該当する原産品の関税は、この協定が日本国について効力を生ずる日からこの付録に定める当該品目の関税割当ての条件に従って規律される。
- 2 この付録における関税の毎年の引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a)1年目の引下げは、この協定が日本国について効力を生ずる日に行う。
- (b)その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。
- 3 この付録の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 4 この付録において、各関税割当ての表題における品名は、必ず

しも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの付録の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更し、又は当該適用範囲に代わるものではない。

## 第B節 環太平洋パートナーシップの全ての締約国向け関税割当て(TWQ)

### 1 TWQ-JP1 小麦製品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	7,500
2	8,000
3	8,500
4	9,000
5	9,500
6	10,000
7年目及びその後の各年	10,000

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190410.221、190420.221、190430.010、190490.210 及び 210690.214 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この TWQ-JP1 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、日本国の農林水産省(以下「MAFF」という。)又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約(以下「SBS」という。)方式を用いて運用する。同国は、この 1 に定める関税割当てに基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

### 2 TWQ-JP2 主として小麦で作られた調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	15,000
2	16,500
3	18,000
4	19,500
5	21,000
6	22,500
7年目及びその後の各年	22,500

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190190.242、190190.247、190190.252 及び 190190.267 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP2 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当て

の証明書を発給する。

### 3 TWQ-JP3 小麦粉、ペレット、ロールにかけた調製品及び調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	5,000
2	5,500
3	6,000
4	6,500
5	7,000
6	7,500
7年目及びその後の各年	7,500

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 110100.011、110100.091、110290.210、110311.010、110319.210、110320.110、110320.510、110419.111、110419.121、110429.111、110429.121、110811.010、190120.131、190120.151、190190.151 及び 190190.171 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この TWQ-JP3 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この 3 に定める関税割当てに基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

### 4 TWQ-JP4 加熱による調理をしてないうどん、そうめん及びそば

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100
2年目及びその後の各年	100

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190219.092 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP4 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 5 TWQ-JP5 大麦又は裸麦の調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100

年	合計割当数量(mt)
2	103
3	106
4	109
5	112
6	115
7年目及びその後の各年	115

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190120.141、190190.161、190420.231、190490.310 及び 210690.216 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)この TWQ-JP5 の規定に基づく関税割当では、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当の外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この 5 に定める関税割当に基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 6 TWQ-JP6 大麦又は裸麦の粉、ひき割りしたもの及びペレット

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	300
2	340
3	380
4	420
5	460
6	500
7年目及びその後の各年	500

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110290.110、110319.110、110320.410、110419.410、110429.410 及び 190410.231 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)この TWQ-JP6 の規定に基づく関税割当では、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当の外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この 6 に定める関税割当に基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 7 TWQ-JP7 大麦及び裸麦

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(e)及び(f)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(1kg についての額)
1	25,000	7.6
2	30,000	7.2
3	35,000	6.8
4	40,000	6.4
5	45,000	6.0
6	50,000	5.6
7	55,000	5.2
8	60,000	4.8
9	65,000	4.4
10年目及びその後の各年	65,000	4.4

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 100310.010 及び 100390.019 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)この TWQ-JP7 の規定に基づく関税割当では、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当の外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。輸入者と生産者との間の取引契約に基づき、より長い船積みのための期間が認められる。

(e)この TWQ-JP7 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が製品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(f)SBS 取引の際に製品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該製品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 8 TWQ-JP8 シュレッドチーズの原料として使用するフレッシュチーズ

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年における合計割当数量について、シュレッドチーズの原料として使用するナチュラルチーズの国内生産見込数量を考慮に入れた上で日本国の法令又は省令に定め、かつ、当該国内生産見込数量に 3.5 を乗じて得られる数量を下回らない数量を限度として定めること。

(ii)輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラルチーズであって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に(i)に掲げる比率を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であ

って、(a)に定める要件を満たさないものの関税率は、次の実施区分に従って取り扱う。

脂肪分が全重量の45%を超えないクリームチーズについては、日本国の関税率表についての一般的注釈4(bb)に定める実施区分「B16」

脂肪分が全重量の45%を超えるクリームチーズについては、日本国の関税率表についての一般的注釈4(oo)に定める実施区分「JPR7」

その他のものについては、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号040610.090の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTWQ-JP8の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 9 TWQ-JP9 バター

(a)各年における他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量(b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量(mt)によって表示されるもの及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(全乳換算数量(mt))	バターについての枠内税率
1	39,341	35%+290 円/kg
2	40,652	35%+261 円/kg
3	41,964	35%+232 円/kg
4	43,275	35%+203 円/kg
5	44,587	35%+174 円/kg
6	45,898	35%+145 円/kg
7	45,898	35%+116 円/kg
8	45,898	35%+87 円/kg
9	45,898	35%+58 円/kg
10	45,898	35%+29 円/kg
11	45,898	35%
12 年目及びその後の各年	45,898	35%

(b)このTWQ-JP9の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
040510.129	12.34
040510.229	15.05
040520.090	12.34
040590.190	12.34
040590.229	15.05

(c)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号040510.129、040510.229、040520.090、040590.190及び040590.229の品目に該当する原産品について適用する。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTWQ-JP9の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 10 TWQ-JP10 脱脂粉乳

(a)各年における他の締約国からの(d)に規定する品目に該当す

る原産品の合計割当数量(b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量(mt)によって表示されるもの及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(全乳換算数量(mt))	脱脂粉乳(砂糖を加えてないもの)についての枠内税率	脱脂粉乳(砂糖を加えたもの)についての枠内税率
1	20,659	25%+130 円/kg	35%+130 円/kg
2	21,348	25%+117 円/kg	35%+117 円/kg
3	22,036	25%+104 円/kg	35%+104 円/kg
4	22,725	25%+91 円/kg	35%+91 円/kg
5	23,413	25%+78 円/kg	35%+78 円/kg
6	24,102	25%+65 円/kg	35%+65 円/kg
7	24,102	25%+52 円/kg	35%+52 円/kg
8	24,102	25%+39 円/kg	35%+39 円/kg
9	24,102	25%+26 円/kg	35%+26 円/kg
10	24,102	25%+13 円/kg	35%+13 円/kg
11	24,102	25%	35%
12 年目及びその後の各年	24,102	25%	35%

(b)このTWQ-JP10の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
040210.129	6.48
040210.212	6.48
040210.229	6.48
040221.212	6.84
040221.229	6.84
040229.291	6.84

(c)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号040210.129、040210.212、040210.229、040221.212、040221.229及び040229.291の品目に該当する原産品について適用する。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのTWQ-JP10の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 11 TWQ-JP11 粉乳及びバターミルクパウダー

(a)各年における他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量(b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量(mt)によって表示されるもの及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(全乳換算数量(mt))	バターミルクパウダー(砂糖を加えてないもの)についての枠内税率	バターミルクパウダー(砂糖を加えたもの)についての枠内税率	粉乳についての枠内税率
1	1,500	25%+200円/kg	35%+200円/kg	30%+210円/kg
2	1,650	25%+180円/kg	35%+180円/kg	30%+189円/kg
3	1,800	25%+160円/kg	35%+160円/kg	30%+168円/kg
4	1,950	25%+140円/kg	35%+140円/kg	30%+147円/kg
5	2,100	25%+120円/kg	35%+120円/kg	30%+126円/kg
6	2,250	25%+100円/kg	35%+100円/kg	30%+105円/kg

年	合計割当数量 (全乳換算数量(mt))	バターミルクパウダー(砂糖を加えてないもの)の枠内税率	バターミルクパウダー(砂糖を加えたもの)の枠内税率	粉乳についての枠内税率
7	2,250	25%+80円/kg	35%+80円/kg	30%+84円/kg
8	2,250	25%+60円/kg	35%+60円/kg	30%+63円/kg
9	2,250	25%+40円/kg	35%+40円/kg	30%+42円/kg
10	2,250	25%+20円/kg	35%+20円/kg	30%+21円/kg
11	2,250	25%	35%	30%
12年目及びその後の各年	2,250	25%	35%	30%

(b)この TWQ-JP11 の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
040221.119	8.9
040221.129	13.43
040229.119	8.9
040229.129	13.43
040390.113	6.48
040390.123	8.57
040390.133	13.43

(c)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 040221.119、040221.129、040229.119、040229.129、040390.113、040390.123 及び 040390.133 の品目に該当する原産品について適用する。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP11 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 12 TWQ-JP12 粉乳

(a)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量((b)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量(mt))によって表示されるものを超えないこと。

年	合計割当数量(全乳換算数量(mt))
1	20,000
2	24,000
3	28,000
4	32,000
5	36,000
6	40,000
7	44,000
8	48,000
9	52,000
10	56,000
11	60,000

年	合計割当数量(全乳換算数量(mt))
12年目及びその後の各年	60,000

(ii)輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b)この TWQ-JP12 の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、それぞれ同表の上欄に掲げる関税分類番号によって表示される原産品の重量について、全乳換算数量を算定するための係数を示す。

関税分類番号	換算係数
040221.119	8.9
040221.129	13.43

(c)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 040221.119 及び 040221.129 の品目に該当する原産品について適用する。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP12 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 13 TWQ-JP13 ココアを含有する調製食料品

(a)各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	5,500	20.3
2	5,500	19.3
3	5,500	18.3
4	5,500	17.4
5	5,500	16.4
6	5,500	15.4
7	5,500	14.5
8	5,500	13.5
9	5,500	12.5
10	5,500	11.6
11	5,500	10.6
12年目及びその後の各年	5,500	10.6

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.290 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP13 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 14 TWQ-JP14 ココアを含有する調製食料品

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	4,000
2	4,800
3	5,600
4	6,400
5	7,200
6	8,000
7	8,800
8	9,600
9	10,400
10	11,200
11	12,000
12年目及びその後の各年	12,000

(ii) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.290 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP14 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 15 TWQ-JP15 調製食用脂

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	1,500	20.3
2	1,580	19.3
3	1,660	18.3
4	1,740	17.4
5	1,820	16.4
6	1,900	15.4
7	1,980	14.5
8	2,060	13.5
9	2,140	12.5
10	2,220	11.6
11	2,300	10.6
12年目及びその後の各年	2,300	10.6

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 210690.291 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP15 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 16 TWQ-JP16 無糖れん乳

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税

とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	1,500
2	2,150
3	2,800
4	3,450
5	4,100
6	4,750
7年目及びその後の各年	4,750

(ii) 当該原産品が常温(およそ摂氏 1 度から 32 度まで)において液状であること。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040291.129 及び 040291.290 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP16 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 17 TWQ-JP17 加糖れん乳

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	750
2年目及びその後の各年	750

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040299.129 及び 040299.290 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP17 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 18 TWQ-JP18 ココアを含有するチューインガムその他の砂糖菓子

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	180
2	198
3	216
4	234
5	252
6	270
7	288
8	306
9	324
10	342
11	360
12年目及びその後の各年	360

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.111 及び 180620.119 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP18 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

19 TWQ-JP19 ココア調製品(砂糖を加えたもので 2kg 以下のものに限る。)

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	2,700
2	2,930
3	3,160
4	3,390
5	3,620
6	3,850
7	4,080
8	4,310
9	4,540
10	4,770
11	5,000
12年目及びその後の各年	5,000

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180632.211、180632.219、180690.211 及び 180690.219 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP19 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

20 TWQ-JP20 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	8,600

年	合計割当数量(mt)
2	8,940
3	9,280
4	9,620
5	9,960
6	10,300
7	10,640
8	10,980
9	11,320
10	11,660
11	12,000
12年目及びその後の各年	12,000

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 170290.219、190120.239、190190.217、190190.248、190190.253、210112.110、210112.246、210120.246、210690.251、210690.271、210690.272、210690.279 及び 210690.281 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP20 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

21 TWQ-JP21 えんどう及び豆の調製品

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	380
2	464
3	548
4	632
5	716
6	800
7年目及びその後の各年	800

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 200540.190、200551.190 及び 200599.119 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP21 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

22 TWQ-JP22 キャンデー類、ホワイトチョコレート及び菓子

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	3,000
2	3,300
3	3,600
4	3,900
5	4,200



年	合計割当数量(mt)
6	4,500
7	4,800
8	5,100
9	5,400
10	5,700
11	6,000
12年目及びその後の各年	6,000

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 170490.210、170490.230 及び 170490.290 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP22 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 23 TWQ-JP23 チョコレート

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	9,100
2	9,990
3	10,880
4	11,770
5	12,660
6	13,550
7	14,440
8	15,330
9	16,220
10	17,110
11	18,000
12年目及びその後の各年	18,000

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180631.000、180632.100 及び 180690.100 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP23 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 24 TWQ-JP24 調製食料品

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	1,920
2	2,028
3	2,136
4	2,244
5	2,352
6	2,460

年	合計割当数量(mt)
7	2,568
8	2,676
9	2,784
10	2,892
11	3,000
12年目及びその後の各年	3,000

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 210690.590 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP24 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 25 TWQ-JP25 検糖計の読みで98.5度未満の甘しゅ糖

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	20.0
2	20.5
3	21.0
4	21.5
5	22.0
6	22.5
7	23.0
8	23.5
9	24.0
10	24.5
11	25.0
12年目及びその後の各年	25.0

(ii) 当該原産品が、小売用の包装容器入りにしたものであり、かつ、1容器当たりの正味重量が 1kg 以下のものであること。

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 170113.000 及び 170114.190 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP25 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 26 TWQ-JP26 ココア粉

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	5,000	28.4
2	5,500	27.0
3	6,000	25.7
4	6,500	24.3

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
5	7,000	23.0
6	7,500	21.6
7	7,500	20.3
8	7,500	18.9
9	7,500	17.6
10	7,500	16.2
11	7,500	14.9
12年目及びその後の各年	7,500	14.9

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180610.100 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP26 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

**27 TWQ-JP27** ココア調製品(砂糖を加えたもので2kgを超えるものに限る。)

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	12,000	26.9
2	13,320	25.9
3	14,640	24.9
4	15,960	23.9
5	17,280	22.9
6	18,600	21.8
7	18,600	20.8
8	18,600	19.8
9	18,600	18.8
10	18,600	17.8
11	18,600	16.8
12年目及びその後の各年	18,600	16.8

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.190 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP27 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

**28 TWQ-JP28** 調製食料品

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	2,200	26.7
2	2,250	25.4
3	2,300	24.1
4	2,350	22.9
5	2,400	21.6
6	2,450	20.3

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
7	2,500	19.0
8	2,550	17.8
9	2,600	16.5
10	2,650	15.2
11	2,700	14.0
12年目及びその後の各年	2,700	14.0

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190190.211 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP28 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

**29 TWQ-JP29** しょ糖の含有量が全重量のうち50%を超える調製食料品

(a) 各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	10,500	28.7
2	10,680	27.6
3	10,860	26.5
4	11,040	25.4
5	11,220	24.3
6	11,400	23.3
7	11,580	22.2
8	11,760	21.1
9	11,940	20.0
10	12,120	18.9
11	12,300	17.9
12年目及びその後の各年	12,300	17.9

(b) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190190.219 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP29 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

**30 TWQ-JP30** 調製食料品(砂糖が最大の成分のものに限る。)

(a) 他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	50
2	55
3	60
4	65
5	70
6	75
7年目及びその後の各年	75

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 210690.282 及び 210690.510 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP30 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 31 TWQ-JP31 砂糖及び酪農品を含有する調製食品

(a)各年における他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	5,500	28.7
2	6,040	27.6
3	6,580	26.5
4	7,120	25.4
5	7,660	24.3
6	8,200	23.3
7	8,200	22.2
8	8,200	21.1
9	8,200	20.0
10	8,200	18.9
11	8,200	17.9
12年目及びその後の各年	8,200	17.9

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 210690.284 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP31 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 32 TWQ-JP32 砂糖

(a)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、日本国の法令に従って払い戻される調整金の対象となることを条件として、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年における他の締約国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	500
2年目及びその後の各年	500

(ii)当該原産品が、日本国の法令に定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する証明書を付して輸入されること。

(b)他の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 170112.100、170112.200、170114.110、170114.200、170191.000、170199.100、170199.200、170290.110、170290.211、170290.521 及び 210690.221 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP32 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って証明書を発給する。

### 33 TWQ-JP33 でん粉

(a)各年における(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	7,500
2年目及びその後の各年	7,500

(b)(i)他の締約国からの関税分類番号 110812.090、110813.090、110814.090、110819.019 及び 110819.099 の品目に該当する原産品の枠内税率は、当該原産品がでん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するために輸入される場合に限り、25%を超えない範囲の調整金の対象となることを条件として、無税とする。

(ii)関税分類番号 110812.090 の品目に該当する原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率は、12.5%とする。

(iii)関税分類番号 190120.159(砂糖を加えてないものに限る。)及び 190190.179(砂糖を加えてないものに限る。)の品目に該当する原産品の枠内税率は、16%とする。

(iv)関税分類番号 110813.090、110814.090、110819.019 及び 110819.099 の品目に該当する原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率は、25%とする。

(v)関税分類番号 110820.090、190120.159(砂糖を加えたものに限る。)及び 190190.179(砂糖を加えたものに限る。)の品目に該当する原産品の枠内税率は、25%とする。

(c)他の締約国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 110812.090、110813.090、110814.090、110819.019、110819.099、110820.090、190120.159 及び 190190.179 の品目に該当する原産品について適用する。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TWQ-JP33 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 第C節 国別関税割当て(CSQ)

### 1 CSQ-JP1 アメリカ合衆国の米

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(e)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	50,000
2	50,000
3	50,000
4	52,000
5	54,000
6	56,000
7	58,000
8	60,000

年	合計割当数量(mt)
9	62,000
10	64,000
11	66,000
12	68,000
13	70,000
14年目及びその後の各年	70,000

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 100610.010、100620.010、100630.010、100640.010、110290.310、110319.510、110320.350、110419.250、110429.250、190120.122、190120.162、190190.142、190190.587、190410.211、190420.211、190490.120及び210690.517の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP1 の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において収穫される場合又は同国において収穫される米から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) この CSQ-JP1 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この 1 に定める関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

## 2 CSQ-JP2 オーストラリアの米

(a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(e)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	6,000
2	6,000
3	6,000
4	6,240
5	6,480
6	6,720
7	6,960
8	7,200
9	7,440
10	7,680
11	7,920
12	8,160
13	8,400
14年目及びその後の各年	8,400

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 100610.010、100620.010、100630.010、100640.010、110290.310、110319.510、110320.350、110419.250、110429.250、190120.122、190120.162、190190.142、190190.587、190410.211、190420.211、190490.120及び210690.517の品

目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP2 の規定の適用上、産品が、オーストラリアにおいて収穫される場合又は同国において収穫される米から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) この CSQ-JP2 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この 2 に定める関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

## 3 CSQ-JP3 アメリカ合衆国の混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	10,500
2	10,800
3	11,100
4	11,400
5	11,700
6	12,000
7年目及びその後の各年	12,000

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190120.222、190120.232、190120.235及び190120.243の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP3 の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料(当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの)から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP3 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 4 CSQ-JP4 アメリカ合衆国以外の締約国の混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) アメリカ合衆国以外の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	6,800
2	7,040
3	7,280
4	7,520
5	7,760
6	8,000
7年目及びその後の各年	8,000

(b) アメリカ合衆国以外の締約国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般

的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

- (c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190120.222、190120.232、190120.235 及び 190120.243 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) この CSQ-JP4 の規定の適用上、産品が次のいずれかの材料からアメリカ合衆国以外の一又は二以上の締約国において生産される場合には、当該産品は、アメリカ合衆国以外の締約国からの産品とする。
- (i) アメリカ合衆国以外の一又は二以上の締約国において生産される材料
- (ii) 当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類される材料((i)に規定する材料を除く。)
- (iii) (i) 及び (ii) に規定する材料の組合せ
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP4 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 5 CSQ-JP5 アメリカ合衆国の小麦

- (a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(1kgについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(1kgについての額(円))
1	114,000	16.2	16.1
2	120,000	15.3	15.1
3	126,000	14.5	14.2
4	132,000	13.6	13.2
5	138,000	12.8	12.3
6	144,000	11.9	11.3
7	150,000	11.1	10.4
8	150,000	10.2	9.4
9	150,000	9.4	8.5
10年目及びその後の各年	150,000	9.4	8.5

- (b) CSQ-JP5 の規定の適用上、
- (i) グループ 1 とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウェスタン・ホワイト、カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト(日本向けブレンド)の小麦の銘柄をいう。
- (ii) グループ 2 とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。
- (c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (d) (a) から (c) までの規定は、関税分類番号 100111.010、100119.010、100191.011、100191.019、100199.011、100199.019 及び 100860.210 の品目に該当する原産品について適用する。
- (e) この CSQ-JP5 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国にお

いて収穫される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

- (f) この CSQ-JP5 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。
- (g) この CSQ-JP5 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。
- (h) SBS 取引の際に産品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 6 CSQ-JP6 オーストラリアの小麦

- (a) オーストラリアからの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(1kgについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(1kgについての額(円))
1	38,000	16.2	16.1
2	40,000	15.3	15.1
3	42,000	14.5	14.2
4	44,000	13.6	13.2
5	46,000	12.8	12.3
6	48,000	11.9	11.3
7	50,000	11.1	10.4
8	50,000	10.2	9.4
9	50,000	9.4	8.5
10年目及びその後の各年	50,000	9.4	8.5

- (b) CSQ-JP6 の規定の適用上、
- (i) グループ 1 とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウェスタン・ホワイト、カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト(日本向けブレンド)の小麦の銘柄をいう。
- (ii) グループ 2 とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。
- (c) オーストラリアからの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

- (d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 100111.010、100119.010、100191.011、100191.019、100199.011、100199.019 及び 100860.210 の品目に該当する原産品について適用する。
- (e)この CSQ-JP6 の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (f)この CSQ-JP6 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。
- (g)この CSQ-JP6 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。
- (h)SBS 取引の際に産品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 7 CSQ-JP7 カナダの小麦

- (a)カナダからの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(g)及び(h)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の当該各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ1)(1kgについての額(円))	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(グループ2)(1kgについての額(円))
1	40,000	16.2	16.1
2	42,167	15.3	15.1
3	44,333	14.5	14.2
4	46,500	13.6	13.2
5	48,667	12.8	12.3
6	50,833	11.9	11.3
7	53,000	11.1	10.4
8	53,000	10.2	9.4
9	53,000	9.4	8.5
10年目及びその後の各年	53,000	9.4	8.5

- (b)CSQ-JP7 の規定の適用上、
- (i)グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター、ウェスタン・ホワイト、カナディアン・ウェスタン・レッド・スプリング及びオーストラリア・スタンダード・ホワイト(日本向けブレンド)の小麦の銘柄をいう。
- (ii)グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

- (c)カナダからの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一時的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 100111.010、100119.010、100191.011、100191.019、100199.011、100199.019 及び 100860.210 の品目に該当する原産品について適用する。
- (e)この CSQ-JP7 の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (f)この CSQ-JP7 の規定に基づく関税割当ては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定されるものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。
- (g)この CSQ-JP7 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が産品のために支払った額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。
- (h)SBS 取引の際に産品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益は、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 8 CSQ-JP8 アメリカ合衆国の煎っていない麦芽

- (a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	20,000
2	22,400
3	24,800
4	27,200
5	29,600
6	32,000
7年目及びその後の各年	32,000

- (b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一時的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110710.029 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d)この CSQ-JP8 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP8 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 9 CSQ-JP9 オーストラリアの煎っていない麦芽

- (a)オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

- (i) 1年目については、72,000mt
- (ii) 2年目及びその後の各年については、72,000mt
- (b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110710.029 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) このCSQ-JP9の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP9の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。
- (f) (i)(a)(i)の規定にかかわらず、この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までについては、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

(A) この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる時に、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の第 2.30 条(配分)2 の規定に従って算定される割当数量が、同国からの経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下この付録において「日豪経済連携協定」という。)第 1.2 条(o)に定義する原産品(第 1107.10 号に分類されるもの)の当該年の合計割当数量を超える場合には、日豪経済連携協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、この協定に基づく同国からの原産品の合計割当数量に算入される。

(B) この協定が日本国及びオーストラリアについて効力を生ずる時に、この協定に基づくオーストラリアからの原産品の第 2.30 条(配分)2 の規定に従って算定される割当数量が、同国からの日豪経済連携協定第 1.2 条(o)に定義する原産品(第 1107.10 号に分類されるもの)の当該年の合計割当数量を超えない場合には、この協定に基づく合計割当数量は、0 とし、(a)に定める枠内税率は、適用しない。

(ii) 2年目の4月1日から2023年3月31日までについては、日豪経済連携協定に基づくオーストラリアからの原産品の合計割当数量は、この協定に基づく同国からの原産品の合計割当数量に算入される。

(iii) (a)(ii)の規定にかかわらず、2023年4月1日からは、この協定に基づく合計割当数量は、0 とし、(a)に定める枠内税率は、適用しない。

10 CSQ-JP10 カナダの煎っていない麦芽

- (a) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	89,000
2年目及びその後の各年	89,000

- (b) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110710.029 の品目に該当する原産品について適用する。

- (d) このCSQ-JP10の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP10の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

11 CSQ-JP11 アメリカ合衆国の煎った麦芽

- (a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	700
2	735
3	770
4	805
5	840
6	875
7	910
8	945
9	980
10	1,015
11	1,050
12年目及びその後の各年	1,050

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110720.020 の品目に該当する原産品について適用する。

- (d) このCSQ-JP11の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP11の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

12 CSQ-JP12 オーストラリアの煎った麦芽

- (a) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	3,000
2年目及びその後の各年	3,000

- (b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110720.020 の品目に該当する原産品について適用する。

- (d) このCSQ-JP12の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP12の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

13 CSQ-JP13 カナダの煎った麦芽

- (a) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおり

とする。

年	合計割当数量(mt)
1	4,000
2年目及びその後の各年	4,000

(b) カナダからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110720.020 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP13 の規定の適用上、産品がカナダにおいて収穫される大麦又は裸麦から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP13 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 14 CSQ-JP14 アメリカ合衆国のプロセスチーズ

(a) 各年におけるアメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	100	36.3
2	105	32.7
3	110	29.0
4	115	25.4
5	120	21.8
6	125	18.1
7	130	14.5
8	135	10.9
9	140	7.2
10	145	3.6
11	150	0
12年目及びその後の各年	150	0

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040630.000 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) (i) この CSQ-JP14 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(ii) (i) の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)又は日本国及びアメリカ合衆国以外の締約国からの材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)を含む場合であっても、これらの材料の価額が当該産品の価額の 10%を超えないときは、当該産品は、アメリカ合衆国からの産品として取り扱われる。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP14 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 15 CSQ-JP15 オーストラリアのプロセスチーズ

(a) 各年におけるオーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	100	36.3
2	105	32.7
3	110	29.0
4	115	25.4
5	120	21.8
6	125	18.1
7	130	14.5
8	135	10.9
9	140	7.2
10	145	3.6
11	150	0
12年目及びその後の各年	150	0

(b) オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040630.000 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) (i) この CSQ-JP15 の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(ii) (i) の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料(統一システムの第四類に分類されるもの)又は日本国及びオーストラリア以外の締約国からの材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)を含む場合であっても、これらの材料の価額が当該産品の価額の 10%を超えないときは、当該産品は、オーストラリアからの産品として取り扱われる。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP15 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 16 CSQ-JP16 ニュージーランドのプロセスチーズ

(a) 各年におけるニュージーランドからの(c)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量及び各年における当該原産品の枠内税率は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	100	36.3
2	105	32.7
3	110	29.0
4	115	25.4
5	120	21.8
6	125	18.1
7	130	14.5
8	135	10.9
9	140	7.2
10	145	3.6
11	150	0
12年目及びその後の各年	150	0

(b) ニュージーランドからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040630.000 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) (i) この CSQ-JP16 の規定の適用上、産品がニュージーラ



ンドにおいて生産され、かつ、当該製品の生産に使用される材料(統一システムの第4類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該製品は、同国からの製品とする。

(ii)(i)の規定にかかわらず、産品が非締約国からの材料(統一システムの第4類に分類されるもの)又は日本国及びニュージーランド以外の締約国からの材料(統一システムの第4類に分類されるもの)を含む場合であっても、これらの材料の価額が当該製品の価額の10%を超えないときは、当該製品は、ニュージーランドからの産品として取り扱われる。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP16の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

17 CSQ-JP17 ホエイ(アメリカ合衆国の無機質を濃縮したものの)

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、次のとおり削減する。

(i)各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(%)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。)(%)
1	1,000	31.8	22.7
2	1,300	28.6	20.4
3	1,600	25.4	18.1
4	1,900	22.2	15.9
5	2,200	19.0	13.6
6	2,500	0	0
7	2,800	0	0
8	3,100	0	0
9	3,400	0	0
10	3,700	0	0
11	4,000	0	0
12年目及びその後の各年	4,000	0	0

(ii)原産品の灰分の含有率が11%以上であること。

(b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が25%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

乳たんぱくの含有率が25%以上45%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

乳たんぱくの含有率が45%以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号040410.129及び040410.169の品目に該当する原産品について適用する。

(d)このCSQ-JP17の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該製品の生産に使用される材料(統一システムの第4類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該製品は、同国からの産品とする。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-

JP17の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

18 CSQ-JP18 ホエイ(オーストラリアの無機質を濃縮したものの)

(a)オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、次のとおり撤廃する。

(i)各年におけるオーストラリアからの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(%)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。)(%)
1	4,000	31.8	22.7
2	4,100	28.6	20.4
3	4,200	25.4	18.1
4	4,300	22.2	15.9
5	4,400	19.0	13.6
6	4,500	0	0
7	4,600	0	0
8	4,700	0	0
9	4,800	0	0
10	4,900	0	0
11	5,000	0	0
12年目及びその後の各年	5,000	0	0

(ii)原産品の灰分の含有率が11%以上であること。

(b)オーストラリアからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が25%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

乳たんぱくの含有率が25%以上45%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

乳たんぱくの含有率が45%以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号040410.129及び040410.169の品目に該当する原産品について適用する。

(d)このCSQ-JP18の規定の適用上、産品がオーストラリアにおいて生産され、かつ、当該製品の生産に使用される材料(統一システムの第4類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該製品は、同国からの産品とする。

(e)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこのCSQ-JP18の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

19 CSQ-JP19 ホエイ(アメリカ合衆国の乳幼児用調製粉乳用のもの)

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	3,000

年	合計割当数量(mt)
2年目及びその後の各年	3,000

(ii) 原産品が、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するホエイ及びミルクの天然の組成分から成る製品であること。

(b) アメリカ合衆国からの関税分類番号 040410.149 及び 040410.189 の品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が 25%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

乳たんぱくの含有率が 25%以上 45%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

乳たんぱくの含有率が 45%以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(a)に定める実施区分「EIF」

アメリカ合衆国からの関税分類番号 040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 040410.149、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP19 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP19 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 20 CSQ-JP20 アメリカ合衆国のホエイパーミエイト

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	1,000
2	1,100
3	1,200
4	1,300
5	1,400
6	1,500
7	1,600
8	1,700
9	1,800
10	1,900
11	2,000
12年目及びその後の各年	2,000

(ii) 原産品が、たんぱく質の含有率が 5%未満のホエイパーミエイトであること。

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品

であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱくの含有率が 25%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

乳たんぱくの含有率が 25%以上 45%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

乳たんぱくの含有率が 45%以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(a)に定める実施区分「EIF」

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 040410.149 及び 040410.139 の品目に該当する原産品について適用する。

(d) この CSQ-JP20 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP20 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 21 CSQ-JP21 ニューージーランドのホエイ

(a) ニューージーランドからの関税分類番号 040410.139、040410.149、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品の枠内税率は、無税とする。同国からの関税分類番号 040410.129 及び 040410.169 の品目に該当する原産品の枠内税率は、次のとおり削減する。

年	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(%)	枠内税率(砂糖を加えないものに限る。)(%)
1	31.8	22.7
2	28.6	20.4
3	25.4	18.1
4	22.2	15.9
5	19.0	13.6
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	0	0
12年目及びその後の各年	0	0

(b) (a)に定める枠内税率は、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、適用する。

(i) 各年におけるニューージーランドからの(a)に規定する原産品の輸入数量の合計が、次の合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	1,300
2	1,340
3	1,380
4	1,420
5	1,460
6	1,500
7	1,540

年	合計割当数量(mt)
8	1,580
9	1,620
10	1,660
11	1,700
12年目及びその後の各年	1,700

(ii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号 040410.129 又は 040410.169 の品目に該当する原産品の灰分の含有率が、11%以上であること。

(B) 関税分類番号 040410.149、040410.189、040490.118、040490.128 又は 040490.138 の品目に該当する原産品が、乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するホエイ及びミルクの天然の組成成分から成る製品であること。

(C) 関税分類番号 040410.139 又は 040410.149 の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が 5%未満のホエイパーミエイトであること。

(c) ニュージーランドからの関税分類番号 040410.129、040410.139、040410.149、040410.169 及び 040410.189 の品目に該当する原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、次の実施区分に従って決定される。

乳たんぱく質の含有率が 25%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(dd)及び(ee)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

乳たんぱく質の含有率が 25%以上 45%未満の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(gg)及び(hh)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

乳たんぱく質の含有率が 45%以上の原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(h)及び(i)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品については、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(a)に定める実施区分「EIF」

ニュージーランドからの関税分類番号 040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号 040410.129、040410.139、040410.149、040410.169、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品について適用する。

(e) この CSQ-JP21 の規定の適用上、産品がニュージーランドにおいて生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 4 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP21 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 22 CSQ-JP22 アメリカ合衆国のぶどう糖及び果糖

(a) 各年におけるアメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	450
2	540
3	630
4	720

年	合計割当数量(mt)
5	810
6	900
7	990
8	1,080
9	1,170
10	1,260
11	1,350
12年目及びその後の各年	1,350

(b) (i) アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率は、無税とする。

(ii) アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率は、当該原産品に含まれる砂糖の重量 1kg につき 21.50 円とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額は、関税分類番号 170199.200 の品目に該当する原産品に対する輸入時に適用可能な調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量は、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定される。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

(d) (i) (a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号 170230.221、170230.229、170240.220、170260.220 及び 170290.529 の品目に該当する原産品について適用する。

(ii) (a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号 170230.210、170240.210 及び 170260.210 の品目に該当する原産品について適用する。

(e) この CSQ-JP22 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において生産され、かつ、当該産品の生産に使用される材料(統一システムの第 17 類に分類されるもの)が同国においてのみ生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

(f) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP22 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 23 CSQ-JP23 アメリカ合衆国のとうもろこしでん粉及びばいれいしょでん粉

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、当該原産品が、でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合には当該原産品に 25%を超えない範囲で調整金を課することを、それ以外の用途で使用するでん粉である場合には当該原産品に調整金を課さないことを、それぞれ条件として無税となるもの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	2,500
2	2,650
3	2,800
4	2,950
5	3,100
6	3,250
7年目及びその後の各年	3,250

(b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品

であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。

- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110812.090 及び 110813.090 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) この CSQ-JP23 の規定の適用上、産品がアメリカ合衆国において収穫されようもろこし又はばれいしょから同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP23 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 24 CSQ-JP24 アメリカ合衆国のイヌリン

- (a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	200
2	205
3	210
4	215
5	220
6	225
7	230
8	235
9	240
10	245
11	250
12年目及びその後の各年	250

- (b) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110820.090 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) この CSQ-JP24 の規定の適用上、産品が、アメリカ合衆国において生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料(当該産品が分類され

る統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの)から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。

- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP24 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 25 CSQ-JP25 チリのイヌリン

- (a) チリからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量は、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	40
2	41
3	42
4	43
5	44
6	45
7	46
8	47
9	48
10	49
11	50
12年目及びその後の各年	50

- (b) チリからの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率は、日本国の関税率表についての一般的注釈 4(kkk)に定める実施区分「MFN」に従って決定される。
- (c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110820.090 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d) この CSQ-JP25 の規定の適用上、産品が、チリにおいて生産される材料のみから同国において生産される場合又は同国において生産されない材料(当該産品が分類される統一システムの類と異なる統一システムの類に分類されるもの)から同国において生産される場合には、当該産品は、同国からの産品とする。
- (e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの CSQ-JP25 の規定を運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

## 付録B-1 農産品セーフガード措置

### 第A節 付録B-1についての注釈

- 1 この付録は、次に掲げる事項を定める。
- (a) 日本国の関税率表についての一般的注釈 5 の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産品である農産品(以下この付録において「原産農産品」という。)
- (b) (a)に規定する措置の発動水準
- (c) (a)に規定する各原産農産品について各年において適用される最高の関税率
- 2 日本国は、第 2.4 条(関税の撤廃)の規定にかかわらず、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG3」、「SG4\*」、「SG4\*\*」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に該当する特定の原産農産品に対するセーフガード措置(以下この付録において「農産品セーフガード措置」という。)をとることができる。同国は、この付録に定める条件を満たし、かつ、この付録の規定(この注釈を含む。)に従う場合にのみ農産品セーフガード措置

をとることができる。

- 3 日本国は、この付録に定める条件が満たされた場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで 2 に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。
- (a) 当該農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- (b) 次のいずれかの日における実行最恵国税率
- (i) 他の全ての締約国からの原産農産品に対して当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国について効力を生ずる日の前日
- (ii) 一の締約国からの原産農産品に対してのみ当該農産品セーフガード措置がとられる場合には、この協定が日本国及び当該農産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日

- (c)この付録に定める関税率
- 4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。同国は、農産品セーフガード措置をとる日から 60 日以内に、その原産農産品が当該農産品セーフガード措置の対象となる他の締約国に対して書面により通報を行い、及び当該他の締約国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、当該他の締約国からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることにし、当該他の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他の締約国に対し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により情報を提供する。
- 5 この付録の規定の適用上、原産農産品が一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行われた場合には、当該原産農産品は、当該一の締約国からのものとす。
- 6 3(c)に規定する関税率が 0 となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。
- 7 この付録の規定の適用上、
- (a)「年」とは、
- (i)1 年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の 3 月 31 日までをいう。
- (ii)2 年目及びその後の各年については、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 12 箇月の期間をいう。
- (b)「会計年度」とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。
- (c)「四半期」とは、次の期間をいう。
- (i)4 月 1 日から 6 月 30 日まで
- (ii)7 月 1 日から 9 月 30 日まで
- (iii)10 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (iv)1 月 1 日から 3 月 31 日まで

#### 第 B 節 牛肉についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、前節(付録 B-1 についての注釈)2 の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (a)1 年目については、590,000mt(ただし、9 に規定する場合を除く。)
- (b)2 年目については、601,800mt
- (c)3 年目については、613,600mt
- (d)4 年目については、625,400mt
- (e)5 年目については、637,200mt
- (f)6 年目については、649,000mt
- (g)7 年目については、660,800mt
- (h)8 年目については、672,600mt
- (i)9 年目については、684,400mt
- (j)10 年目については、696,200mt
- (k)11 年目から 15 年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を 5,900mt 引き上げたもの
- (l)16 年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を 11,800mt 引き上げたもの
- 2(a)「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、前節(付録 B-1 についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i)1 年目から 3 年目までについては、38.5%
- (ii)4 年目から 10 年目までについては、30.0%
- (iii)11 年目から 14 年目までについては、20.0%
- (iv)15 年目については、18.0%

- (v)16 年目及びその後の各年については、
- (A)日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を 1.0%引き下げたもの
- (B)日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (b)「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、前節(付録 B-1 についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i)1 年目については、39.0%
- (ii)2 年目及び 3 年目については、38.5%
- (iii)4 年目については、32.7%
- (iv)5 年目については、30.6%
- (v)6 年目から 10 年目までについては、30.0%
- (vi)11 年目から 14 年目までについては、20.0%
- (vii)15 年目については、18.0%
- (viii)16 年目及びその後の各年については、
- (A)日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を 1.0%引き下げたもの
- (B)日本国が当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (c)1 に定める条件が一の年において満たされ、その結果として 3(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、前節(付録 B-1 についての注釈)3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。
- 3 1 に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。
- (a)各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1 に定める発動水準を 1 月 31 日以前に超える場合には、当該会計年度の終了時までの期間
- (b)各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1 に定める発動水準を 2 月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から 45 日の期間
- (c)各会計年度における他の全ての締約国からの「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、1 に定める発動水準を 3 月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から 30 日の期間
- 4(a)この節の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の輸入数量の合計が 1 に定める発動水準を超えた公表期間の終了後 5 執務日目の日の翌日まで開始する。
- (b)この節の規定の適用上、日本国の税関当局は、この節の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における他の全ての締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計を各公表期間の終了後 5 執務日以内に公表する。
- (i)会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (ii)11 年目から 15 年目までについては、四半期の開始から公表期間の終了までの期間
- (c)この節の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

- (i)各月の初日から当該月の10日までの期間
  - (ii)各月の11日から当該月の20日までの期間
  - (iii)各月の21日から当該月の末日までの期間
- 5(a)日本国は、1の規定にかかわらず、11年目から15年目までの各年について、四半期における他の締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が、(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前節(付録 B-1 についての注釈)3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を90日の期間引き上げることができる。当該90日の期間は、四半期における当該原産農産品の輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後5執務日目の日の翌日までに開始する。この5に定める条件が満たされる場合には、同節3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i)11年目から14年目までの間に当該条件が満たされる場合には、20.0%
  - (ii)15年目に当該条件が満たされる場合には、18.0%
- (b)この5の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、1(k)に定める発動水準の4分の1のものの117%をいう。
- (c)日本国は、1の規定にかかわらず、11年目から15年目までの各年について、他の全ての締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が1(k)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める90日の期間の終了の日又は3に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。
- 6 日本国は、15年目の後については、連続する4会計年度の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 7 日本国は、いずれかの締約国からの日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の自国への輸入が、衛生上の懸念のために全面的に又は実質的に3年を超える期間停止されている場合には、その停止を全面的に又は実質的に解除した後4年間は、当該締約国からの当該原産農産品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害(例えば、厳しい干ばつ)により、輸入が停止された締約国における生産力の回復が妨げられる場合には、当該締約国からの当該原産農産品に対して日本国がこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、5年とする。
- 8 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、同国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。
- 9 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、590,000mtに、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 10(a)この協定に基づく原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準又は発動数量を超えるかどうかを決定

するに当たっては、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(以下この付録において「日豪経済連携協定」という。)第1.2条(o)に定義する原産品(以下この付録において「日豪経済連携協定原産品」という。)であって日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類されるものの日本国への輸入数量の合計を、この協定に基づく原産農産品であってこの協定に基づき同一の品目に分類されるものの輸入数量の合計に算入する。

- (b)オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書1第3編第1節(日本国の表についての注釈)3(a)(i)及び(ii)に定める水準を超えた場合において、この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準又は発動数量を超えていないときは、オーストラリアからのこの協定に基づく当該原産農産品の更なる輸入については、同表に従って決定される関税率に従うものとする。
- (c)この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準及び発動数量を超え、かつ、日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書1第3編第1節(日本国の表についての注釈)3(a)(i)及び(ii)に定める水準を超えたときは、オーストラリアからのこの協定に基づく当該原産農産品の輸入については、この節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。
- 11(a)日本国の関税率表に定める第02.01項及び第02.02項に分類される原産農産品に関する約束の実施に際し、日本国及びオーストラリアは、日豪経済連携協定附属書1第3編第1節(日本国の表についての注釈)3(a)(i)及び(ii)の規定にかかわらず、日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が同節3(a)(i)及び(ii)に定める水準を超えるかどうかを決定するに当たっては、オーストラリアからのこの協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される原産農産品の輸入数量の合計を、日豪経済連携協定に基づき同一の品目に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計に算入することについて合意する。
- (b)日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される日豪経済連携協定第1.2条(o)に定義する原産品の総輸入量の急激な増加を避けるために日豪経済連携協定附属書1第3編第1節(日本国の表についての注釈)3(a)(i)及び(ii)の規定に基づく特別セーフガード措置が適切に機能することを確保するため、当該原産品を輸入する締約国の要請により、当該要請を行った締約国及び当該要請を受けた締約国は、(a)の規定の適用について協議する。
- (c)この協定に基づき日本国の関税率表の「備考」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の輸入数量の合計が1及び5(b)に定める発動水準又は発動数量を超えた場合において、オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づき第02.01項及び第02.02項に分類される日豪経済連携協定原産品の輸入数量の合計が日豪経済連携協定附属書1第3編第1節(日本国の表についての注釈)3(a)(i)及び(ii)に定める水準を超えていないときは、オーストラリアからの日豪経済連携協定に基づく当該日豪経済連携協定原産品の更なる輸入については、同節の規定に従って決定される関税率に従うものとする。

## 第C節 豚肉についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG2品」という。)について、次の条件が満たされる場合のみ農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6及び7に規定する場合を除く。
  - (a) 1年目又は2年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの112%を超える場合には、当該一の締約国からのSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6に規定する場合を除く。
  - (b) 3年目又は4年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合には、当該一の締約国からのSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
  - (c) 5年目又は6年目については、次のとおりとする。
    - (i) 日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合には、当該一の締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
    - (ii) 日本国は、各年における他の全ての締約国からのSG2品の基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、次の数量を超える場合には、他の全ての締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
      - (A) 5年目については、90,000mt
      - (B) 6年目については、102,000mt
  - (d) 7年目から11年目までの各年については、次のとおりとする。
    - (i) 日本国は、各年における一の締約国からのSG2品の基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの119%を超える場合には、当該一の締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
    - (ii) 日本国は、各年における他の全ての締約国からのSG2品の基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が、次の数量を超える場合には、他の全ての締約国からのそのようなSG2品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
      - (A) 7年目については、114,000mt
      - (B) 8年目については、126,000mt
      - (C) 9年目については、138,000mt
      - (D) 10年目については、150,000mt
      - (E) 11年目については、150,000mt
- (c)及び(d)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。
  - (iii) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 又は 020649.093 の品目に該当する原産農産品については、399 円/kg
  - (iv) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 又は 020321.030 の品目に該当する原産農産品については、299.25 円/kg
- 2 SG2品に関し、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
  - (a) 関税分類番号 020311.040、020312.022、020319.022、020321.040、020322.022、020329.022、020630.099 又は 020649.099 の品目に該当するSG2品については、
    - (i) 1年目から3年目までについては、4.0%
    - (ii) 4年目から6年目までについては、3.4%
    - (iii) 7年目から9年目までについては、2.8%
    - (iv) 10年目及び11年目については、2.2%
  - (b) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 又は 020649.093 の品目に該当するSG2品については、次のもののうちいずれか低いものとする。
    - (i) 1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と最初のセーフガード基準輸入価格との差額
    - (ii) 最初の代替税率この(b)の規定の適用上、
    - (iii) 「最初のセーフガード基準輸入価格」とは、524 円/kgに、100%に各年について2(a)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。
    - (iv) 「最初の代替税率」とは、次の関税率をいう。
      - (A) 1年目から4年目までについては、関税分類番号 020312.023、020319.023、020322.023、020329.023、020630.093 又は 020649.093 の品目について日本国の関税率表に定める関税率
      - (B) 5年目から9年目までについては、100 円/kg
      - (C) 10年目及び11年目については、70 円/kg
  - (c) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 又は 020321.030 の品目に該当するSG2品については、次のもののうちいずれか低いものとする。
    - (i) 1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第2のセーフガード基準輸入価格との差額
    - (ii) 第2の代替税率この(c)の規定の適用上、
    - (iii) 「第2のセーフガード基準輸入価格」とは、393 円/kgに、100%に各年について2(a)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。
    - (iv) 「第2の代替税率」とは、次の関税率をいう。
      - (A) 1年目から4年目までについては、関税分類番号 020311.020 又は 020321.020 の品目について日本国の関税率表に定める関税率
      - (B) 5年目から9年目までについては、75 円/kg
      - (C) 10年目及び11年目については、52.50 円/kg
- 3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、11年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。
- 5 日本国は、SG2品については、同国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。
- 6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1

年目における一の締約国からのSG2品について適用される発動水準は、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの112%に、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

7 この協定が、第30.5条(効力発生)4及び5の規定に従って日本国以外の一の締約国について効力を生ずる場合において、次のいずれにも該当するときは、1の規定の適用上、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる年における当該一の締約国からのSG2品について適用される発動水準は、その年が完全な1年であるとした場合に1の規定に従って適用される発動水準に、分母を12とし、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

(a) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日が4月1日でないとき。

(b) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの期間が1年目でないとき。

#### 第D節 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG3品」という。)について、次の条件が満たされる場合のみ農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6及び7に規定する場合を除く。

(a) 1年目又は2年目については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの115%を超える場合に限り、当該一の締約国からのSG3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。ただし、6に規定する場合を除く。

(b) 3年目から6年目までの各年については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの118%を超える場合に限り、当該一の締約国からのSG3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c) 7年目から11年目までの各年については、日本国は、各年における一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの121%を超える場合に限り、当該一の締約国からのSG3品に対してこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

2(a) SG3品に関し、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i) 1年目から4年目までについては、基準税率の85%

(ii) 5年目から9年目までについては、基準税率の60%

(iii) 10年目及び11年目については、基準税率の45%

(b) この2の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は

従量税である部分から成るものとし、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、当該部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については8.5%とし、従量税である部分の基準税率についてはSG3品の614.85円/kgから1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の60%の額を減じて得たものとする。

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、11年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 日本国は、SG3品については、同国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1年目における一の締約国からのSG3品について適用される発動水準は、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度における当該一の締約国からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの115%に、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

7 この協定が、第30.5条(効力発生)4及び5の規定に従って日本国以外の一の締約国について効力を生ずる場合において、次のいずれにも該当するときは、1の規定の適用上、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる年における当該一の締約国からのSG3品について適用される発動水準は、その年が完全な1年であるとした場合に1の規定に従って適用される発動水準に、分母を12とし、この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

(a) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日が4月1日でないとき。

(b) この協定が当該一の締約国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの期間が1年目でないとき。

#### 第E節 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG4\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目については、4,500mt(ただし、6に規定する場合を除く。)

(b) 2年目については、4,778mt

(c) 3年目については、5,056mt

(d) 4年目については、5,333mt

(e) 5年目については、5,611mt

(f) 6年目については、5,889mt

(g) 7年目については、6,167mt

(h) 8年目については、6,444mt



- (i) 9年目については、6,722mt
  - (j) 10年目については、7,000mt
  - (k) 11年目については、7,750mt
  - (l) 12年目については、8,500mt
  - (m) 13年目については、9,250mt
  - (n) 14年目については、10,250mt
  - (o) 15年目については、11,250mt
  - (p) 16年目については、12,250mt
  - (q) 17年目については、13,250mt
  - (r) 18年目については、14,250mt
  - (s) 19年目については、15,250mt
  - (t) 20年目については、16,250mt
  - (u) 21年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を1,250mt引き上げたもの
- 2 「SG4\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (a) 1年目から5年目までについては、29.8%+120円/kg
  - (b) 6年目から10年目までについては、23.8%+105円/kg
  - (c) 11年目から15年目までについては、19.4%+90円/kg
  - (d) 16年目から20年目までについては、13.4%+75円/kg
  - (e) 21年目及びその後の各年については、
    - (i) 当該年の前年にこの節に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合は、従価税の部分について当該前年のものを1.9%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを10.70円/kg引き下げたもの
    - (ii) 当該年の前年にこの節に規定する農産品セーフガード措置をとった場合は、従価税の部分について当該前年のものを1.0%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを5円/kg引き下げたもの
- 3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、20年目の後については、連続する3会計年度の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 5 (a) 日本国は、1の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (i) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。
  - (ii) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。
- (b) 日本国がこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、その原産農産品が当該農産品セーフガード措置の対象となる一の締約国が(a)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、当該一の締約国は、次のことを行うことができる。
- (i) 日本国に対し、同国が(a)に定める条件のいずれも満たしていないと考える理由を説明するよう求めること。
  - (ii) 日本国に対し、当該会計年度の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。
- 6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、4,500mtに、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

#### 第F節 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各年における他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (a) 1年目については、5,000mt(ただし、5に規定する場合を除く。)
  - (b) 2年目については、5,333mt
  - (c) 3年目については、5,667mt
  - (d) 4年目については、6,000mt
  - (e) 5年目については、6,333mt
  - (f) 6年目については、6,667mt
  - (g) 7年目については、7,000mt
  - (h) 8年目については、7,333mt
  - (i) 9年目については、7,667mt
  - (j) 10年目については、8,000mt
  - (k) 11年目については、8,500mt
  - (l) 12年目については、9,000mt
  - (m) 13年目については、9,750mt
  - (n) 14年目については、10,500mt
  - (o) 15年目については、11,250mt
  - (p) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を1,000mt引き上げたもの
- 2 「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (a) 1年目から5年目までについては、29.8%+75円/kg
  - (b) 6年目から10年目までについては、23.8%+45円/kg
  - (c) 11年目から15年目までについては、13.4%+30円/kg
  - (d) 16年目及びその後の各年については、
    - (i) 当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合は、当該前年のものをそれぞれ2.0%+4円/kg引き下げたもの
    - (ii) 当該年の前年にこの節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合は、当該前年のものをそれぞれ1.0%+2円/kg引き下げたもの
- 3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、15年目の後については、連続する2年の間この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、この節の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 5 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、5,000mtに、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

#### 第G節 オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、各会計年度の12月1日から3月31日ま

での間の他の全ての締約国からの当該原産農産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目については、35,000mt(ただし、5に規定する場合を除く。)

(b) 2年目については、37,000mt

(c) 3年目については、39,000mt

(d) 4年目については、41,000mt

(e) 5年目については、43,000mt

(f) 6年目については、45,000mt

(g) 7年目については、47,000mt

2 「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(a) 1年目から4年目までについては、28%

(b) 5年目から7年目までについては、20%

3 この節の規定に基づきとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、7年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 1年目が4箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、35,000mtに、分母を4とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

#### 第H節 競走馬についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第A節(付録B-1についての注釈)2の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品について、日本円で表示された1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の90%未満である場合に限り、当該原産農産品に対して農産品セーフ

ード措置をとることができる。当該発動価格は、4の規定に従って合意される価格又は4の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合には850万円とする。

2 「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、第A節(付録B-1についての注釈)3(c)に規定する関税率は、日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

(a) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の10%を超え40%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の30%

(b) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の40%を超え60%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の50%

(c) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の60%を超え75%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の70%

(d) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の75%を超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の関税率表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の100%

3 日本国は、15年目の終了後は、この節の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

4 一の締約国からの要請を受け、日本国が他の全ての締約国に対して当該要請を通報した後、日本国及び協議に関心を有する締約国は、この節に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。

## 付録B-2 林産品セーフガード措置

1 日本国は、第2.4条(関税の撤廃)の規定にかかわらず、日本国の関税率表についての一般的注釈5の規定に従い、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG11」、「SG12」、「SG13」、「SG14」、「SG15」、「SG16」又は「SG17」を掲げる品目に該当する特定の林産品(以下この付録において「原産林産品」という。))に対するセーフガード措置(以下この付録において「林産品セーフガード措置」という。)をとることができる。ただし、この付録に定める条件が満たされる場合に限る。

2 日本国は、6から12までのいずれかの規定に定める条件が満たされた場合には、林産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで他の一の締約国からの原産林産品の関税を引き上げることができる。

(a) 当該林産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b) この協定が日本国及び当該林産品セーフガード措置の対象となる締約国について効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率

3 この付録の規定の適用上、原産林産品が一の締約国において完全に得られ、又は項の最後の変更が一の締約国において行わ

れた場合には、当該原産林産品は、当該一の締約国からのものとする。

4 この付録の規定に基づきとる林産品セーフガード措置については、当該林産品セーフガード措置をとった年の終了時までに限って維持することができる。

5 この付録の規定の適用上、「年」とは、1年目については、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までをいうものとし、2年目及びその後の各年については、4月1日から翌年3月31日までの12箇月の期間をいう。

6 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG11」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目については、1,573,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)

(b) 2年目については、1,604,500m<sup>3</sup>

(c) 3年目については、1,636,000m<sup>3</sup>

(d) 4年目については、1,667,500m<sup>3</sup>

- (e) 5年目については、1,699,000m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、1,730,500m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、1,762,000m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、1,793,500m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、1,825,000m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、1,856,500m<sup>3</sup>
- (k) 11年目については、1,888,000m<sup>3</sup>
- (l) 12年目については、1,919,500m<sup>3</sup>
- (m) 13年目については、1,951,000m<sup>3</sup>
- (n) 14年目については、1,982,500m<sup>3</sup>
- (o) 15年目については、2,014,000m<sup>3</sup>
- (p) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を31,500m<sup>3</sup>引き上げたもの

7 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG12」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるニュージーランドからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 1年目については、65,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (b) 2年目については、66,100m<sup>3</sup>
- (c) 3年目については、67,200m<sup>3</sup>
- (d) 4年目については、68,300m<sup>3</sup>
- (e) 5年目については、69,400m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、70,500m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、71,600m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、72,700m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、73,800m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、74,900m<sup>3</sup>

8 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG13」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 1年目については、224,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (b) 2年目については、228,500m<sup>3</sup>
- (c) 3年目については、233,000m<sup>3</sup>
- (d) 4年目については、237,500m<sup>3</sup>
- (e) 5年目については、242,000m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、246,500m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、251,000m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、255,500m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、260,000m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、264,500m<sup>3</sup>
- (k) 11年目については、269,000m<sup>3</sup>
- (l) 12年目については、273,500m<sup>3</sup>
- (m) 13年目については、278,000m<sup>3</sup>
- (n) 14年目については、282,500m<sup>3</sup>
- (o) 15年目については、287,000m<sup>3</sup>
- (p) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を4,500m<sup>3</sup>引き上げたもの

9 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG14」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるマレーシアからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 1年目については、1,044,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)

- (b) 2年目については、1,064,900m<sup>3</sup>
- (c) 3年目については、1,085,800m<sup>3</sup>
- (d) 4年目については、1,106,700m<sup>3</sup>
- (e) 5年目については、1,127,600m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、1,148,500m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、1,169,400m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、1,190,300m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、1,211,200m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、1,232,100m<sup>3</sup>
- (k) 11年目については、1,253,000m<sup>3</sup>
- (l) 12年目については、1,273,900m<sup>3</sup>
- (m) 13年目については、1,294,800m<sup>3</sup>
- (n) 14年目については、1,315,700m<sup>3</sup>
- (o) 15年目については、1,336,600m<sup>3</sup>
- (p) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を31,300立方メートル引き上げたもの

10 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG15」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるマレーシアからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 1年目については、616,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (b) 2年目については、628,300m<sup>3</sup>
- (c) 3年目については、640,600m<sup>3</sup>
- (d) 4年目については、652,900m<sup>3</sup>
- (e) 5年目については、665,200m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、677,500m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、689,800m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、702,100m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、714,400m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、726,700m<sup>3</sup>
- (k) 11年目については、739,000m<sup>3</sup>
- (l) 12年目については、751,300m<sup>3</sup>
- (m) 13年目については、763,600m<sup>3</sup>
- (n) 14年目については、775,900m<sup>3</sup>
- (o) 15年目については、788,200m<sup>3</sup>
- (p) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を18,500m<sup>3</sup>引き上げたもの

11 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG16」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるベトナムからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、次に定める発動水準を超える場合に限り、同国からの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

- (a) 1年目については、180,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (b) 2年目については、193,000m<sup>3</sup>
- (c) 3年目については、206,000m<sup>3</sup>
- (d) 4年目については、219,000m<sup>3</sup>
- (e) 5年目については、232,000m<sup>3</sup>
- (f) 6年目については、245,000m<sup>3</sup>
- (g) 7年目については、258,000m<sup>3</sup>
- (h) 8年目については、271,000m<sup>3</sup>
- (i) 9年目については、284,000m<sup>3</sup>
- (j) 10年目については、297,000m<sup>3</sup>
- (k) 11年目については、310,000m<sup>3</sup>
- (l) 12年目については、323,000m<sup>3</sup>
- (m) 13年目については、336,000m<sup>3</sup>
- (n) 14年目については、349,000m<sup>3</sup>

(o) 15年目については、362,000m<sup>3</sup>

12 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG17」を掲げる品目に該当する原産林産品について、各年におけるカナダ、ニュージーランド又はチリからの当該原産林産品の輸入数量の合計が、それぞれ次に定める発動水準を超える場合に限り、カナダ、ニュージーランド又はチリからの当該原産林産品に対して林産品セーフガード措置をとることができる。

(a) カナダ

- (i) 1年目については、7,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (ii) 2年目については、7,100m<sup>3</sup>
- (iii) 3年目については、7,200m<sup>3</sup>
- (iv) 4年目については、7,300m<sup>3</sup>
- (v) 5年目については、7,400m<sup>3</sup>
- (vi) 6年目については、7,500m<sup>3</sup>
- (vii) 7年目については、7,600m<sup>3</sup>
- (viii) 8年目については、7,700m<sup>3</sup>
- (ix) 9年目については、7,800m<sup>3</sup>
- (x) 10年目については、7,900m<sup>3</sup>
- (xi) 11年目については、8,000m<sup>3</sup>
- (xii) 12年目については、8,100m<sup>3</sup>
- (xiii) 13年目については、8,200m<sup>3</sup>
- (xiv) 14年目については、8,300m<sup>3</sup>
- (xv) 15年目については、8,400m<sup>3</sup>
- (xvi) 16年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を100m<sup>3</sup>引き上げたもの

(b) ニュージーランド

- (i) 1年目については、60,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (ii) 2年目については、61,200m<sup>3</sup>
- (iii) 3年目については、62,400m<sup>3</sup>
- (iv) 4年目については、63,600m<sup>3</sup>
- (v) 5年目については、64,800m<sup>3</sup>
- (vi) 6年目については、66,000m<sup>3</sup>
- (vii) 7年目については、67,200m<sup>3</sup>
- (viii) 8年目については、68,400m<sup>3</sup>
- (ix) 9年目については、69,600m<sup>3</sup>
- (x) 10年目については、70,800m<sup>3</sup>
- (xi) 11年目については、72,000m<sup>3</sup>
- (xii) 12年目については、73,200m<sup>3</sup>
- (xiii) 13年目については、74,400m<sup>3</sup>
- (xiv) 14年目については、75,600m<sup>3</sup>

(xv) 15年目については、76,800m<sup>3</sup>

(c) チリ

- (i) 1年目については、13,000m<sup>3</sup>(ただし、16に規定する場合を除く。)
- (ii) 2年目については、14,000m<sup>3</sup>
- (iii) 3年目については、15,000m<sup>3</sup>
- (iv) 4年目については、16,000m<sup>3</sup>
- (v) 5年目については、17,000m<sup>3</sup>
- (vi) 6年目については、18,000m<sup>3</sup>
- (vii) 7年目については、19,000m<sup>3</sup>
- (viii) 8年目については、20,000m<sup>3</sup>
- (ix) 9年目については、21,000m<sup>3</sup>
- (x) 10年目については、22,000m<sup>3</sup>
- (xi) 11年目については、23,000m<sup>3</sup>
- (xii) 12年目については、24,000m<sup>3</sup>
- (xiii) 13年目については、25,000m<sup>3</sup>
- (xiv) 14年目については、26,000m<sup>3</sup>
- (xv) 15年目については、27,000m<sup>3</sup>

13 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG12」又は「SG16」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税を撤廃した後については、7又は11に定める林産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

14 日本国は、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG17」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税を撤廃した後については、12に定めるニュージーランド及びチリからの当該原産林産品に対する林産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

15 日本国及びマレーシアは、日本国の関税率表の「備考」欄に「SG14」又は「SG15」を掲げる品目に該当する原産林産品に係る関税が撤廃される時の2年前に、両締約国が設置する小委員会において9及び10に定める林産品セーフガード措置の必要性について検討する。

16 1年目が12箇月未満である場合には、6から12までの規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、6から12までにそれぞれ定める1年目の量に、分母を12とし、この協定が日本国について効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定される。第1文に定める分子及び第1文の規定に従って適用される発動水準を決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

## 付録C 関税率の差異

次の表C-1に掲げる原産品に関し、同表において各産品について定める期間の間、輸入者による関税上の特惠待遇の要求において適用される原産性の基準に従い、

(a) 日本国は、次のいずれかの関税率を適用する。

- (i) 当該原産品が、附属書3-D(品目別原産地規則)に定める加工の要件又は関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した締約国からの当該原産品について適用される関税率
- (ii) 当該原産品が、第3.2条(原産品)(a)若しくは(b)に定める要件又は附属書3-D(品目別原産地規則)に定める域内原産割合の要件に従い、生産工程を通じて原産品としての資格を取得した場合には、特惠待遇の要求に係る生産工程の

中で最大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率、又は特惠待遇の要求に係る生産工程に関与した二以上の締約国からの当該原産品に適用される関税率のうち最も高いもの

- (b) (a)(i)の規定にかかわらず、当該原産品(部分品から組み立てられる第84類から第91類までの各類に分類される産品を除く。)が、附属書3-D(品目別原産地規則)に定める関税分類の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した場合において、当該原産品の生産に使用された材料が次のいずれかに分類されるときは、日本国は、当該材料が生産された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。
  - (i) 完成品と同一の類(関連する要件が類の変更に基づくも

- のである場合)  
(ii) 完成品と同一の項(関連する要件が項の変更に基づくものである場合)  
(iii) 完成品と同一の号(関連する要件が号の変更に基づくものである場合)  
(c) 日本国は、関税率が(a)又は(b)の規定の適用によって決定されない場合には、特惠待遇の要求に係る生産工程の中で最

大の価額が付加された締約国からの当該原産品について適用される関税率を適用する。

- (d) 品目別原産地規則が、加工の要件又は関税分類の変更の要件と共に域内原産割合の要件を満たすことを要求する場合には、適用される関税率については、(a) (ii) の規定の適用によって決定される。

表C-1

関税品目	品名	期間
030199.210	(1)にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	5年目から9年目まで
030242.000	かたくちいわし(エングラウリス属のもの)	5年目から9年目まで
030244.000	さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	5年目から9年目まで
030245.000	あじ(トラクルス属のもの)	5年目から9年目まで
030254.100	1 メルルシウス属のもの	5年目から9年目まで
030255.000	すけそうだら(テラグラ・カルコグランマ)	5年目から9年目まで
030259.100	1 たら(ガドゥス属又はテラグラ属のもの)	5年目から9年目まで
030289.190	—その他のもの	5年目から9年目まで
030354.000	さば(スコムベル・スコムプルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス)	7年目及び8年目
030355.000	あじ(トラクルス属のもの)	5年目から9年目まで
030389.121	—あじ(デカプテルス属のもの)	5年目から9年目まで
170290.523	(b) 麦芽糖	9年目から
190190.243	—その他のもの	8年目から
350510.100	1 エステル化でん粉その他のでん粉誘導体	3年目から
440710.110	(1)かんながけし又はやすりがけしたもの	1年目から3年目まで
440710.121	A まつ属のもの	1年目から3年目まで
441231.111	(1)側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	1年目、2年目及び9年目から15年目まで
441231.191	(2)その他のもの	1年目、2年目及び9年目から15年目まで
441231.911	—厚さが3ミリメートル未満のもの	1年目、2年目及び9年目から15年目まで
441231.921	—厚さが3ミリメートル以上6ミリメートル未満のもの	1年目、2年目及び9年目から15年目まで
441231.931	—厚さが6ミリメートル以上12ミリメートル未満のもの	1年目及び10年目から15年目まで
441231.941	—厚さが12ミリメートル以上24ミリメートル未満のもの	1年目及び10年目から15年目まで
441231.951	—厚さが24ミリメートル以上のもの	1年目及び10年目から15年目まで
720211.000	炭素の含有量が全重量の2%を超えるもの	1年目から5年目まで
750120.100	1 焼結した酸化ニッケル(ニッケルの含有量が全重量の88%以上のものに限る。)	1年目から8年目まで
750210.000	ニッケル(合金を除く。)	1年目から8年目まで

注釈この表は、次の品目のみを含む。

- (1) 3%を超える関税率の差異がある品目  
(2) 関税率の差異がある品目であってその関税が従価税でないもの

## 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書2-A (日本国による関税の撤廃関係)

関税の撤廃及び削減

第1編 一般的注釈

- 1 第2.8条の規定の適用に当たっては、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日に関税を完全に撤廃する。
- 2 関税の毎年均等な引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
- (a) 1年目の引下げについては、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げについては、それぞれの年の初日に

行う。

- 3 この附属書の規定の適用上、「年」とは、
- (a) 次編に関し、1年目については、この協定の効力発生の日から12箇月の期間をいい、その後の各年については、その前年の終了後の12箇月の期間をいう。
- (b) 第3編に関し、1年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 4 一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の引下げのそれ

それぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための区分については、次編第 B 節の欧州連合の表及び第 3 編第 D 節の日本国の表において当該一の品目ごとに明示する。

- 5 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編及び第 3 編に別段の定めがある場合を除くほか、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 6 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、1 ユーロ又は 1 日本円の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。)
- 7 この附属書における記載は、2017 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編及び第 3 編については、次のとおりとする。
  - (a) 次編については、欧州連合の表における各品目についての欧州連合の関税分類番号の 8 桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、欧州連合の統合品目表(2017 年 1 月 1 日の統合品目表)に従ったものである。
  - (b) 第 3 編については、日本国の表における各品目についての日本国の関税分類番号の 9 桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、日本国の品目表(2017 年 4 月 1 日現在の輸入統計品目表)に従ったものである。
- 8 各締約国の表に掲げる関税分類番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、当該各締約国の法令又は告示に従って 7 に規定する当該各締約国の品目表が改正される場合には、変更の対象とされることがあるものとし、当該品目表が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表とともに参照される。  
(第 2 編は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシャ語、ハンガリー語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語及びスウェーデン語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

### 第 3 編 日本国による関税の撤廃及び削減

#### 第 A 節 日本国の表についての注釈

- 1 第 2.8 条の規定の適用に当たっては、第 D 節の日本国の表に掲げる品目について、表の「区分」の欄に掲げる次の区分を適用する。
  - (a) 日本国の表に掲げていない品目に分類される原産品の関税に加え、表の「区分」の欄に「A」掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日から無税とする。
  - (b) 表の「区分」の欄に「B3」掲げる品目に分類される原産品の関税については、4 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (c) 表の「区分」の欄に「B5」掲げる品目に分類される原産品の関税については、6 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (d) 表の「区分」の欄に「B5\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の 20%を削減する。
    - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
  - (e) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の 50%を削減する。
    - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率か

らの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。

- (f) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、5 年目の 3 月 31 日まで基準税率とし、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (g) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 25%+40 円/kg まで削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (h) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 35%+40 円/kg まで削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (i) 表の「区分」の欄に「B7」掲げる品目に分類される原産品の関税については、8 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (j) 表の「区分」の欄に「B7\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の 50%を削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 7 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (k) 表の「区分」の欄に「B7\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の 20%を削減する。
  - (ii) 3 年目の 3 月 31 日まで(i)の規定による税率とする。
  - (iii) 4 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 5 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (l) 表の「区分」の欄に「B8」掲げる品目に分類される原産品の関税については、9 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、9 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (m) 表の「区分」の欄に「B9\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 2.2%まで削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 9 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、10 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (n) 表の「区分」の欄に「B10」掲げる品目に分類される原産品の関税については、11 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (o) 表の「区分」の欄に「B10\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の 50%を削減する。
  - (ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる(i)の規定による税率からの 10 回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11 年目の 4 月 1 日から無税とする。
- (p) 表の「区分」の欄に「B10\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。
  - (i) この協定の効力発生の日から 10 年目の 3 月 31 日まで、次の(A)と(B)との差額とする。
    - (A) 次の(1)と(2)との合計額
    - (1) 1kg についての課税価格に係数(次の表の 3 欄に掲

げる率に100%を加えた率と同表の2欄に掲げる1kgについての額を897.59円で除して得た値との差をいう。)を乗じて得た1kgについての額

(2) 次の表の2欄に掲げる1kgについての額

1	2	3
年	1kg についての額(円)	率(%)
1	307.87	4.3
2	269.50	3.7
3	231.13	3.2
4	192.75	2.7
5	154.38	2.2
6	128.65	1.8
7	102.91	1.4
8	77.19	1.1
9	51.46	0.7
10	25.72	0.3

(B) 1kg についての課税価格

(ii) 11年目の4月1日から無税とする。

(q) 表の「区分」の欄に「B10\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に従価4.3%まで削減する。

(ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの4回の毎年均等な引下げにより、従価2.2%まで削減する。

(iii) 6年目の4月1日から行われる(ii)の規定による税率からの6回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。

(r) 表の「区分」の欄に「B10\*\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の25%を削減する。

(ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの10回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。

(s) 表の「区分」の欄に「B12」掲げる品目に分類される原産品の関税については、13回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、13年目の4月1日から無税とする。

(t) 表の「区分」の欄に「B12\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の50%を削減する。

(ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの12回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、13年目の4月1日から無税とする。

(u) 表の「区分」の欄に「B12\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の20%を削減する。

(ii) 6年目の3月31日まで(i)の規定による税率とする。

(iii) 7年目の4月1日から行われる(ii)の規定による税率からの7回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、13年目の4月1日から無税とする。

(v) 表の「区分」の欄に「B12\*\*\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の50%を削減する。

(ii) 6年目の3月31日まで(i)の規定による税率とする。

(iii) 7年目の4月1日に(ii)の規定による税率から基準税率の25%を削減する。

(iv) 12年目の3月31日まで(iii)の規定による税率とする。

(v) 13年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無

税とする。

(w) 表の「区分」の欄に「B13」掲げる品目に分類される原産品の関税については、14回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、14年目の4月1日から無税とする。

(x) 表の「区分」の欄に「B15」掲げる品目に分類される原産品の関税については、16回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、16年目の4月1日から無税とする。

(y) 表の「区分」の欄に「B15\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。

(i) この協定の効力発生の日から15年目の3月31日まで、次の額のうちのいずれか低いものとする。

(A) 各原産品の課税価格と当該各原産品につき20,400.55円に対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(B) 次の表の2欄に掲げる各原産品についての額

1	2	3
年	各原産品についての額(円)	率(%)
1	18,288.75	7.9
2	17,069.50	7.4
3	15,850.25	6.9
4	14,631.00	6.3
5	13,411.75	5.8
6	12,192.50	5.3
7	10,973.25	4.7
8	9,754.00	4.2
9	8,534.75	3.7
10	7,315.50	3.1
11	6,096.25	2.6
12	4,877.00	2.1
13	3,657.75	1.5
14	2,438.50	1.0
15	1,219.25	0.5

(ii) 16年目の4月1日から無税とする。

(z) 表の「区分」の欄に「B20\*」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる11回の毎年均等な引下げにより、基準税率の80%を削減する。

(ii) 12年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの10回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、21年目の4月1日から無税とする。

(aa) 表の「区分」の欄に「R1」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価27.5%まで削減する。

(ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの9回の毎年均等な引下げにより、従価20%まで削減する。

(iii) 11年目の4月1日から行われる(ii)の規定による税率からの6回の毎年均等な引下げにより、従価9%まで削減する。

(iv) 16年目以降、従価9%とする。

(bb) 表の「区分」の欄に「R2」掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちのいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と393円/kg に対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の2欄に掲げる1kg についての額

1	2	3
年	1kg についての額 (円)	率(%)
1	93.75	2.2
2	93.75	1.9
3	93.75	1.7
4	93.75	1.4
5	52.50	1.2
6	49.50	0.9
7	46.50	0.7
8	43.50	0.4
9	40.50	0.2
10 年目以降	37.50	0

(cc) 表の「区分」の欄に「R3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と 524 円/kg に対し 100%に次の表の 3 欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額

(ii) 次の表の 2 欄に掲げる 1kg についての額

1	2	3
年	1kg についての額 (円)	率(%)
1	125	2.2
2	125	1.9
3	125	1.7
4	125	1.4
5	70	1.2
6	66	0.9
7	62	0.7
8	58	0.4
9	54	0.2
10 年目以降	50	0

(dd) 表の「区分」の欄に「R4」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価 39%まで削減する。

(ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる (i) の規定による税率からの 9 回の毎年均等な引下げにより、従価 20%まで削減する。

(iii) 11 年目の 4 月 1 日から行われる (ii) の規定による税率からの 6 回の毎年均等な引下げにより、従価 9%まで削減する。

(iv) 16 年目以降、従価 9%とする。

(ee) 表の「区分」の欄に「R5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 11 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 50%を削減する。

(ii) 11 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(ff) 表の「区分」の欄に「R6」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 50%を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(gg) 表の「区分」の欄に「R7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の 5%を削減し、その後においても、その税率とする。

(hh) 表の「区分」の欄に「R8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な

引下げにより、基準税率の 25%を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(ii) 表の「区分」の欄に「R9」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、次の表のとおり基準税率の 5%まで削減する。

年	調整金以外の関税 (1kg についての額 (円))	調整金(1kg につい ての額(円))
1	77.43	255.87
2	62.87	207.73
3	48.30	159.60
4	33.73	111.47
5	19.17	63.33
6	4.60	15.20

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(jj) 表の「区分」の欄に「R10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、次の表のとおり基準税率の 5%まで削減する。

年	調整金以外の関税 (1kg についての額 (円))	調整金(1kg につい ての額(円))
1	83.33	274.38
2	67.65	222.77
3	51.98	171.15
4	36.30	119.53
5	20.62	67.92
6	4.95	16.30

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(kk) 表の「区分」の欄に「R11」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価 35%+40 円/kg まで削減する。

(ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる 10 回の毎年均等な引下げにより、(i) の規定による税率の 70%を削減する。

(iii) 11 年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(ll) 表の「区分」の欄に「R12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価 25%+40 円/kg まで削減する。

(ii) 2 年目の 4 月 1 日から行われる 10 回の毎年均等な引下げにより、(i) の規定による税率の 70%を削減する。

(iii) 11 年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(mm) 表の「区分」の欄に「R13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の 15%を削減し、その後においても、その税率とする。

(nn) 表の「区分」の欄に「R14」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の 25%を削減し、その後においても、その税率とする。

(oo) 表の「区分」の欄に「R15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 15%を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。



(pp) 表の「区分」の欄に「R16」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 4 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 50% を削減する。

(ii) 4 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(qq) 表の「区分」の欄に「R17」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 11 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 75% を削減する。

(ii) 11 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(rr) 表の「区分」の欄に「R18」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 10% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(ss) 表の「区分」の欄に「R19」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 75% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(tt) 表の「区分」の欄に「R20」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 60% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(uu) 表の「区分」の欄に「R21」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 63% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(vv) 表の「区分」の欄に「R22」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 66.6% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(ww) 表の「区分」の欄に「R23」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日から行われる 6 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 67% を削減する。

(ii) 6 年目以降、(i) の規定による税率とする。

(xx) 表の「区分」の欄に「TRQ」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める当該品目に適用可能な関税割当ての条件に従うものとする。

(yy) 表の「区分」の欄に「Xb」を掲げる品目に分類される原産品の関税は、関税の撤廃又は削減に関する約束の対象から除外される。当該原産品の関税については、基準税率とする。

(zz) 表の「区分」の欄に「Xq1」を掲げる品目に分類される原産品は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(aaa) 表の「区分」の欄に「Xq2」を掲げる品目に分類される原産品は、日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。

(bbb) 表の「区分」の欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、第 1 編 1 及び(a) から (yy) までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。

2 日本国の表の「注釈」の欄に「SG-n」を掲げる品目に分類される原産品については、第 C 節の規定の適用を受ける。

3 日本国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目に分類される原産品の取扱いは、第 2.8 条 3 及び 4 の規定に基づく見直しの対象となる。

4 第 1 編 6 の規定は、関税分類番号 210610.219 及び 210690.283 の品目に分類される原産品の関税については、適用しない。

第 B 節 日本国の関税割当て

1 一般規定

(a) 前節 1(xx) の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「TRQ-n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該品目の関税割当ての条件に従うものとする。

(b) この節に定める関税割当ての実施に当たっては、1 年目が 12 箇月未満である場合には、各関税割当てに基づく 1 年目の合計割当数量については、1 年目の残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この(b) の規定の適用上、この節の関連する規定に特定する単位を適用することを条件として、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)

(c) この節において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2 TRQ-1 小麦製品

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d) に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100
2	120
3	140
4	160
5	180
6	200
7 年目及びその後の各年	200

(b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び(b) の規定は、関税分類番号 190410.221、190420.221、190430.010、190490.210 及び 210690.214 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) この TRQ-1 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、日本国の農林水産省(以下この節において「MAFF」という。)又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約(以下この節において「SBS」という。)方式を用いて運用する。日本国は、この TRQ-1 の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

3 TRQ-2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	10,400
2	11,160
3	11,920
4	12,680
5	13,440
6	14,200
7年目及びその後の各年	14,200

(b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190120.222、190120.232、190120.235 及び 190120.243 の品目に分類される原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-2 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

#### 4 TRQ-3 主として小麦で作られた調製食料品

(a)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	2,000
2	2,200
3	2,400
4	2,600
5	2,800
6	3,000
7年目及びその後の各年	3,000

(b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190190.242、190190.247、190190.252 及び 190190.267 の品目に分類される原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-3 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

#### 5 TRQ-4 小麦粉、ペレット、ロールにかけた調製品及び調製食料品

(a)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(d)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	3,700
2	3,800
3	3,900
4	4,000
5	4,100
6	4,200
7年目及びその後の各年	4,200

(b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつ

て、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110100.011、110100.091、110290.210、110311.010、110319.210、110320.110、110320.510、110419.111、110419.121、110429.111、110429.121、110811.010、190120.131、190120.151、190190.151 及び 190190.171 の品目に分類される原産品について適用する。

(d)この TRQ-4 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この TRQ-4 の規定による関税割当てに基づいて輸入される製品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 6 TRQ-5 小麦

(a)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(e)及び(f)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益(1kg についての額(円))
1	200	16.2
2	212	15.3
3	223	14.5
4	235	13.6
5	247	12.8
6	258	11.9
7	270	11.1
8	270	10.2
9	270	9.4
10年目及びその後の各年	270	9.4

(b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 100111.010、100119.010、100191.011、100191.019、100199.011、100199.019 及び 100860.210 の品目に分類される原産品について適用する。

(d)この TRQ-5 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。

(e)この TRQ-5 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が製品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより

高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(f) SBS 取引の際に産品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該産品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 7 TRQ-6 うどん

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	10
2 年目及びその後の各年	10

(b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190219.092 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-6 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 8 TRQ-7 大麦又は裸麦の粉、ひき割りしたもの及びペレット

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d) に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100
2	120
3	140
4	160
5	180
6	200
7 年目及びその後の各年	200

(b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 110290.110、110319.110、110320.410、110419.410、110429.410 及び 190410.231 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) この TRQ-7 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この TRQ-7 の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 9 TRQ-8 大麦又は裸麦の調製食料品

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(d) に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100
2	120
3	140
4	160
5	180
6	200
7 年目及びその後の各年	200

(b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190120.141、190190.161、190420.231、190490.310 及び 210690.216 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) この TRQ-8 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。日本国は、この TRQ-8 の規定による関税割当てに基づいて輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、同表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

#### 10 TRQ-9 大麦及び裸麦

(a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(e) 及び (f) に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	最低売渡価格を設定するための最大輸入差益 (1kg についての額 (円))
1	30	7.6
2	30	7.2
3	30	6.8
4	30	6.4
5	30	6.0
6	30	5.6
7	30	5.2
8	30	4.8
9	30	4.4
10 年目及びその後の各年	30	4.4

(b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 100310.010 及び 100390.019 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) この TRQ-9 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての外に設定するものとし、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いて運用する。輸入者と生産者との間の取引契約に基づき、より長い船積みのための期間が認められる。

- (e) この TRQ-9 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が製品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。
- (f) SBS 取引の際に製品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該製品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 11 TRQ-10 麦芽

- (a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	185,700
2年目及びその後の各年	185,700

- (b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 110710.029 及び 110720.020 の品目に分類される原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-10 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 12 TRQ-11 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

- (a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	1,270
2	1,321
3	1,372
4	1,423
5	1,474
6	1,525
7	1,576
8	1,627
9	1,678
10	1,729
11	1,780
12年目及びその後の各年	1,780

- (b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 170290.219、190120.239、190190.217、190190.248、190190.253、210112.110、210112.246、210120.246、210690.251、210690.271、210690.272 及び 210690.281 の品目に分類される原産品について適用する。

- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-11 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 13 TRQ-12 調製食料品

- (a) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	150.0
2	157.5
3	165.0
4	172.5
5	180.0
6	187.5
7	195.0
8	202.5
9	210.0
10	217.5
11	225.0
12年目及びその後の各年	225.0

- (b) (c) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 210690.590 の品目に分類される原産品について適用する。
- (d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-12 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 14 TRQ-13 ぶどう糖及び果糖

- (a) (d) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	1,780
2	2,136
3	2,492
4	2,848
5	3,204
6	3,560
7	3,916
8	4,272
9	4,628
10	4,984
11	5,340
12年目及びその後の各年	5,340

- (b) (i) (d) (i) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。
- (ii) (d) (ii) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量 1kg につき 21.50 円とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額は、関税分類番号 170199.200 の品目に分類される原産品に対する輸入時に適用可能な調整金の額を上回ってはならない。(d) (ii) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしょ糖の重量により決定する。

(c) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (i) (a)、(b) (i) 及び (c) の規定は、関税分類番号 170230.221、170230.229、170240.220、170260.220 及び 170290.529 の品目に分類される原産品について適用する。

(ii) (a)、(b) (ii) 及び (c) の規定は、関税分類番号 170230.210、170240.210 及び 170260.210 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-13 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

15 TRQ-14 調製食料品

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	3,500	14.0
2	3,850	14.0
3	4,200	14.0
4	4,550	14.0
5	4,900	14.0
6	5,250	14.0
7	5,600	14.0
8	5,950	14.0
9	6,300	14.0
10	6,650	14.0
11	7,000	14.0
12年目及びその後の各年	7,000	14.0

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a) 及び (b) の規定は、関税分類番号 190190.211 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-14 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

16 TRQ-15 調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち50%を超えるものに限る。)及びココア粉

(a) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	100
2	103
3	106
4	109
5	112
6	115
7	118
8	121
9	124
10	127
11	130

12年目及びその後の各年	130
--------------	-----

(b) (i) 関税分類番号 170113.000、170114.190、200540.190、200551.190、200599.119、210690.282 及び 210690.510 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii) 関税分類番号 190190.219 及び 210690.284 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率(%)
1	28.7
2	27.6
3	26.5
4	25.4
5	24.3
6	23.3
7	22.2
8	21.1
9	20.0
10	18.9
11	17.9
12年目及びその後の各年	17.9

(iii) 関税分類番号 180610.100 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率(%)
1	28.4
2	27.0
3	25.7
4	24.3
5	23.0
6	21.6
7	20.3
8	18.9
9	17.6
10	16.2
11	14.9
12年目及びその後の各年	14.9

(c) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (a) から (c) までの規定は、関税分類番号 170113.000、170114.190、180610.100、190190.219、200540.190、200551.190、200599.119、210690.282、210690.284 及び 210690.510 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-15 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

17 TRQ-16 砂糖

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、日本国の法令に従って払い戻される調整金の対象となることを条件として、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	500

2年目及びその後の各年	500
-------------	-----

(ii) 当該原産品が、日本国の法令に定める基準及び条件を満たしていることを証明する製品の試験及び開発に関する証明書を付して輸入されること。

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) (i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 170112.100、170112.200、170114.110、170114.200、170191.000、170199.100、170199.200、170290.110、170290.211、170290.521及び210690.221の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-16 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 18 TRQ-17 でん粉

(a) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	6,400
2	6,550
3	6,700
4	6,850
5	7,000
6	7,150
7年目及びその後の各年	7,150

(b) (i) 関税分類番号 110812.090、110813.090、110814.090、110819.019 及び 110819.099 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、当該原産品がでん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するために輸入される場合に限り、25%を超えない範囲の調整金の対象となることを条件として、無税とする。

(ii) 関税分類番号 110813.090 の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、当該原産品が次のいずれかの条件に従って輸入される場合に限り、無税とする。

(A) 当該原産品が小売用又は外食産業用に直接使用されないこと。(注)

注 この(A)の規定に基づく輸入については、関税割当ての証明書において小売用又は外食産業用に直接使用されない旨を日本国政府が証明する。

(B) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するばれいしょでん粉であって、日本国において国産ばれいしょにより製造され、かつ、当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(iii) 関税分類番号 110820.090 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。

(iv) 関税分類番号 110812.090 の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、12.5%とする。

(v) 関税分類番号 190120.159(砂糖を加えてないものに限る。)及び 190190.179(砂糖を加えてないものに限る。)の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、16%とする。

(vi) 関税分類番号 110814.090、110819.019 及び 110819.099 の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(i)に規定する用途以外の用途のために輸入されるものの枠内税率については、25%とする。

(vii) 関税分類番号 190120.159(砂糖を加えたものに限る。)及び 190190.179(砂糖を加えたものに限る。)の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、25%とする。

(c) (d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号 110812.090、110813.090、110814.090、110819.019、110819.099、110820.090、190120.159 及び 190190.179 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-17 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 19 TRQ-18 調製食用脂

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	360	20.3
2	380	19.4
3	400	18.4
4	420	17.4
5	440	16.5
6	460	15.5
7	480	14.5
8	500	13.6
9	520	12.6
10	540	11.6
11	560	10.7
12年目及びその後の各年	560	10.7

(b) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c) (a)及び(b)の規定は、関税分類番号 210690.291 の品目に分類される原産品について適用する。

(d) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-18 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 20 TRQ-19 ココアを含有する調製食料品

(a) (c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量及び各年における枠内税率については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	580	20.3
2	580	19.4
3	580	18.4
4	580	17.4
5	580	16.5
6	580	15.5
7	580	14.5

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
8	580	13.6
9	580	12.6
10	580	11.6
11	580	10.7
12年目及びその後の各年	580	10.7

- (b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.290 の品目に分類される原産品について適用する。
- (d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-19 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

21 TRQ-20 ココアを含有する調製食料品(チョコレートの製造用のものに限る。)

- (a)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	440
2	526
3	612
4	698
5	784
6	870
7	956
8	1,042
9	1,128
10	1,214
11	1,300
12年目及びその後の各年	1,300

- (ii)輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であつて、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

- (b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 180620.290 の品目に分類される原産品について適用する。
- (d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-20 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

22 TRQ-21 無糖れん乳

- (a)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合には、無税とする。

(i)各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	780
2	1,124
3	1,468
4	1,812
5	2,156
6	2,500
7年目及びその後の各年	2,500

- (ii)当該原産品が常温(およそ摂氏1度から32度まで)において液状であること。

- (b)(c)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040291.129 及び 040291.290 の品目に分類される原産品について適用する。

- (d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-21 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従つて関税割当ての証明書を発給する。

23 TRQ-22 ホエイ

- (a)関税分類番号 040410.139、040410.149、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無税とする。関税分類番号 040410.129 及び 040410.169 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(%)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。)(%)
1	31.8	22.7
2	28.6	20.5
3	25.5	18.2
4	22.3	15.9
5	19.1	13.6
6	0	0
7年目及びその後の各年	0	0

- (b)(a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i)各年において欧州連合から輸入される(a)に規定する原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量を超えないこと。

年	合計割当数量(mt)
1	6,200
2	6,520
3	6,840
4	7,160
5	7,480
6	7,800
7	8,120
8	8,440
9	8,760
10	9,080
11	9,400
12年目及びその後の各年	9,400

- (ii)次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号 040410.129 及び 040410.169 の品目に分類される原産品の灰分の含有率が 11%以上であること。

(B) 関税分類番号 040410.149、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に分類される原産品がホエイ(乳幼児用の調製粉乳及び調製液状乳に使用するものに限る。)及びミルクの天然の組成成分から成る製品(乳幼児用の調製粉乳及び調製液状乳に使用するものに限る。)であること。

(C) 関税分類番号 040410.139 及び 040410.149 の品目に分類される原産品が、たんぱく質の含有率が 5%未満のホエイパーミエイトであること。

(c) 関税分類番号 040410.129、040410.139、040410.149、040410.169 及び 040410.189 の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(b)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、乳たんぱく質の含有率が 25%未満の原産品及び乳たんぱく質の含有率が 25%以上 45%未満の原産品に関しては前節 1(kk)及び(II)にそれぞれ定める区分「R11」及び「R12」、乳たんぱく質の含有率が 45%以上の原産品に関しては同節 1(g)及び(h)にそれぞれ定める区分「B5\*\*\*\*」及び「B5\*\*\*\*\*」又は着色料を加えた配合飼料を製造するための原産品に関しては同節 1(a)に定める区分「A」に従って決定する。関税分類番号 040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に分類される欧州連合の原産品であって、(b)(i)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (a)から(c)までの規定は、関税分類番号 040410.129、040410.139、040410.149、040410.169、040410.189、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-22 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

24 TRQ-23 バター、脱脂粉乳、粉乳、バターミルクパウダー及び加糖れん乳

(a) (e)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の各年における合計割当数量((c)に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量(mt)によって表示されるもの)については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量 (全乳換算数量(mt))
1	12,857
2	13,286
3	13,714
4	14,143
5	14,571
6	15,000
7年目及びその後の各年	15,000

(b)(i) 関税分類番号 040510.129、040510.229、040520.090、040590.190 及び 040590.229 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	バターについての枠内税率
1	35%+290 円/kg
2	35%+261 円/kg
3	35%+232 円/kg
4	35%+203 円/kg

年	バターについての枠内税率
5	35%+174 円/kg
6	35%+145 円/kg
7	35%+116 円/kg
8	35%+87 円/kg
9	35%+58 円/kg
10	35%+29 円/kg
11	35%
12年目及びその後の各年	35%

(ii) 関税分類番号 040210.129、040210.212、040210.229、040221.212、040221.229 及び 040229.291 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	脱脂粉乳(砂糖を加えてないものに限る。)についての枠内税率	脱脂粉乳(砂糖を加えたものに限る。)についての枠内税率
1	25%+130 円/kg	35%+130 円/kg
2	25%+117 円/kg	35%+117 円/kg
3	25%+104 円/kg	35%+104 円/kg
4	25%+91 円/kg	35%+91 円/kg
5	25%+78 円/kg	35%+78 円/kg
6	25%+65 円/kg	35%+65 円/kg
7	25%+52 円/kg	35%+52 円/kg
8	25%+39 円/kg	35%+39 円/kg
9	25%+26 円/kg	35%+26 円/kg
10	25%+13 円/kg	35%+13 円/kg
11	25%	35%
12年目及びその後の各年	25%	35%

(iii) 関税分類番号 040221.119、040221.129、040229.119、040229.129、040390.113、040390.123 及び 040390.133 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	バターミルクパウダー(砂糖を加えてないものに限る。)についての枠内税率	バターミルクパウダー(砂糖を加えたものに限る。)についての枠内税率	粉乳についての枠内税率
1	25%+200 円/kg	35%+200 円/kg	30%+210 円/kg
2	25%+180 円/kg	35%+180 円/kg	30%+189 円/kg
3	25%+160 円/kg	35%+160 円/kg	30%+168 円/kg
4	25%+140 円/kg	35%+140 円/kg	30%+147 円/kg
5	25%+120 円/kg	35%+120 円/kg	30%+126 円/kg
6	25%+100 円/kg	35%+100 円/kg	30%+105 円/kg
7	25%+80 円/kg	35%+80 円/kg	30%+84 円/kg
8	25%+60 円/kg	35%+60 円/kg	30%+63 円/kg
9	25%+40 円/kg	35%+40 円/kg	30%+42 円/kg
10	25%+20 円/kg	35%+20 円/kg	30%+21 円/kg
11	25%	35%	30%
12年目及びその後の各年	25%	35%	30%

(iv) 関税分類番号 040299.129 及び 040299.290 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、無



税とする。

(c) この TRQ-23 の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、同表の上欄に掲げる関税品目に分類されるそれぞれの原産品について、その全乳換算数量による重量を算定するための係数を示す。

関税品目	換算係数
040210.129	6.48
040210.212	6.48
040210.229	6.48
040221.119	8.9
040221.129	13.43
040221.212	6.84
040221.229	6.84
040229.119	8.9
040229.129	13.43
040229.291	6.84
040299.129	6.69
040299.290	3.65
040390.113	6.48
040390.123	8.57
040390.133	13.43
040510.129	12.34
040510.229	15.05
040520.090	12.34
040590.190	12.34
040590.229	15.05

(d) (e) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(e) (a) から (d) までの規定は、関税分類番号 040510.129、040510.229、040520.090、040590.190、040590.229、040210.129、040210.212、040210.229、040221.212、040221.229、040229.291、040221.119、040221.129、040229.119、040229.129、040390.113、040390.123、040390.133、040299.129 及び 040299.290 の品目に分類される原産品について適用する。

(f) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-23 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

25 TRQ-24 粉乳(チョコレート製造用のものに限る。)

(a) (d) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次の (i) 及び (ii) の要件を満たす場合には、無税とする。

(i) 各年において欧州連合から輸入される当該原産品の合計数量が次の表に掲げる合計割当数量 (b) に掲げる換算係数に基づいて算定される全乳換算数量 (mt) によって表示されるものを超えないこと。

年	合計割当数量 (全乳換算数量(mt))
1	5,242
2	6,312
3	7,382
4	8,451
5	9,521
6	10,591
7	11,661

年	合計割当数量 (全乳換算数量(mt))
8	12,731
9	13,800
10	14,870
11	15,940
12年目及びその後の各年	15,940

(ii) 輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に 3 を乗じて得られる数量の限度を超えないこと。

(b) この TRQ-24 の規定の適用上、次の表の下欄に掲げる換算係数は、同表の上欄に掲げる関税品目に分類されるそれぞれの原産品について、その全乳換算数量による重量を算定するための係数を示す。

関税品目	換算係数
040221.119	8.9
040221.129	13.43

(c) (d) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であって、(a) (i) に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d) (a) から (c) までの規定は、関税分類番号 040221.119 及び 040221.129 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこの TRQ-24 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

26 TRQ-25 チーズ

(a) (i) (d) に規定する品目に分類される欧州連合の原産品の 1 年目から 16 年目までの各年における合計割当数量については、次の表のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	20,000
2	20,600
3	21,200
4	21,800
5	22,500
6	23,200
7	23,900
8	24,600
9	25,300
10	26,100
11	26,900
12	27,700
13	28,500
14	29,300
15	30,200
16	31,000

(ii) 17 年目以降の各年における合計割当数量については、次の (A) から (C) までに定める算定方法に従って 5 年ごとに算定するものとし、また、日本国の法令又は省令で定める。

(A) 17 年目以降のそれぞれの 5 年間の各年における合計割当数量については、日本国内のチーズの合計消費量の複利計算の方法による年間増加率であって、

MAFF 又は MAFF を承継する者によって公表される公的な統計を用いて(B)の規定に従って5年ごとに算定される6会計年度(注)の間のも及びこの(ii)の規定に基づく合計割当数量の算定の対象となる各年の直前の年における合計割当数量に基づいて算定する。ただし、当該6会計年度間の日本国内のチーズの合計消費量に正の増加がある場合に限る。

注 このTRQ-25の規定の適用上、「会計年度」とは、4月1日に開始し、その後の最初の3月31日に終了する日本国の会計年度をいう。

(B)(A)に規定する複利計算の方法による年間増加率の算定に当たっては、17年目以降のそれぞれの5会計年度の最初の会計年度の2会計年度前の会計年度及び当該5会計年度の最初の会計年度の7会計年度前の会計年度における日本国内のチーズの合計消費量を用いる。

(C)(A)に規定する6会計年度間の日本国内のチーズの合計消費量に正の増加がない場合には、17年目以降のそれぞれの5年間の各年における合計割当数量については、その直近の年における合計割当数量とする。

(b)(i) 関税分類番号 040610.020 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率(%)
1	21.0
2	19.6
3	18.2
4	16.8
5	15.4
6	14.0
7	12.6
8	11.2
9	9.8
10	8.4
11	7.0
12	5.6
13	4.2
14	2.8
15	1.4
16	0
17年目及びその後の各年	0

(ii) 関税分類番号 040610.090、040640.090 及び 040690.090 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率(%)
1	27.9
2	26.1
3	24.2
4	22.4
5	20.5
6	18.6
7	16.8
8	14.9
9	13.0
10	11.2
11	9.3
12	7.5
13	5.6
14	3.7

年	枠内税率(%)
15	1.9
16	0
17年目及びその後の各年	0

(iii) 関税分類番号 040620.100 及び 040630.000 の品目に分類される欧州連合の原産品の枠内税率については、次のとおり撤廃する。

年	枠内税率(%)
1	37.5
2	35.0
3	32.5
4	30.0
5	27.5
6	25.0
7	22.5
8	20.0
9	17.5
10	15.0
11	12.5
12	10.0
13	7.5
14	5.0
15	2.5
16	0
17年目及びその後の各年	0

(c)(d)に規定する品目に分類される欧州連合の原産品であつて、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 040610.020、040610.090、040640.090、040620.100、040630.000 及び 040690.090 の品目に分類される原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じ、差別的でない態様でこのTRQ-25の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 第C節 農産物セーフガード措置

##### 第1款 第C節についての注釈

1 この節は、次の事項を定める。

(a) 第A節2の規定に基づく農産物セーフガード措置の対象となる原産農産物

(b) (a)に規定する措置の発動水準

(c) (a)に規定する原産農産物のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率

2 第2.8条の規定にかかわらず、日本国は、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG3」、「SG4\*」、「SG4\*\*」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対して農産物セーフガード措置をとることができる。日本国は、この節に定める条件を満たし、かつ、この節の規定に従う場合にのみ農産物セーフガード措置をとることができる。

3 日本国は、この節に定める条件が満たされる場合には、農産物セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産物の関税を引き上げることができる。

(a) 農産物セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率

(b) この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率

(c) この節に定める関税率

4 日本国は、透明性のある方法で農産物セーフガード措置を実

施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとる日から 60 日以内に、欧州連合に対して書面によりその旨の通報を行い、及び欧州連合に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、欧州連合からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により、欧州連合からの個別の質問に応じ、及び欧州連合に対して情報を提供する。

5 3(c)に規定する関税率が 0 となる日以後は、農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

6 この節の規定の適用上、

(a)「会計年度」とは、4 月 1 日に開始し、その後の最初の 3 月 31 日に終了する日本国の会計年度をいう。

(b)「四半期」とは、次の期間をいう。

(i) 4 月 1 日から 6 月 30 日まで

(ii) 7 月 1 日から 9 月 30 日まで

(iii) 10 月 1 日から 12 月 31 日まで

(iv) 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

#### 第 2 款 牛肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、前款 2 の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1\*」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG1\*品」という。)及び同欄に「SG1\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG1\*\*品」という。)に対し、各年における欧州連合からのこれらの原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1 年目については、43,500mt(ただし、9 に規定する場合を除く。)

(b) 2 年目については、44,278mt

(c) 3 年目については、45,056mt

(d) 4 年目については、45,833mt

(e) 5 年目については、46,611mt

(f) 6 年目については、47,389mt

(g) 7 年目については、48,167mt

(h) 8 年目については、48,944mt

(i) 9 年目については、49,722mt

(j) 10 年目については、50,500mt

(k) 11 年目から 15 年目までの各年については、その前年の発動水準に 385mt を加えたもの

(l) 16 年目以降の各年については、その前年の発動水準に 770mt を加えたもの

2 (a) SG1\*品に関し、前款 3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 1 年目から 3 年目までについては、38.5%

(ii) 4 年目から 10 年目までについては、30%

(iii) 11 年目から 14 年目までについては、20%

(iv) 15 年目については、18%

(v) 16 年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を 1%引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(b) SG1\*\*品に関し、前款 3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 1 年目については、39%

(ii) 2 年目及び 3 年目については、38.5%

(iii) 4 年目については、32.7%

(iv) 5 年目については、30.6%

(v) 6 年目から 10 年目までについては、30%

(vi) 11 年目から 14 年目までについては、20%

(vii) 15 年目については、18%

(viii) 16 年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を 1%引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(c) 1 に定める条件が一の年において満たされ、その結果として 3(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての前款 3(c)に規定する関税率については、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

3 1 に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(a) 各会計年度における欧州連合からの SG1\*品及び SG1\*\*品の輸入数量の合計が 1 に定める発動水準を 1 月 31 日以前に超える場合には、当該各会計年度の終了時までの期間

(b) 各会計年度における欧州連合からの SG1\*品及び SG1\*\*品の輸入数量の合計が 1 に定める発動水準を 2 月中旬に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から 45 日の期間

(c) 各会計年度における欧州連合からの SG1\*品及び SG1\*\*品の輸入数量の合計が 1 に定める発動水準を 3 月中旬に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から 30 日の期間

4 (a) この款の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、1 に定める条件が満たされた(c)に定める公表期間の終了後 5 執務日目の日の翌日までに開始する。

(b) この款の規定の適用上、日本国の税関当局は、この款の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における欧州連合からの SG1\*品及び SG1\*\*品の輸入数量の合計を各公表期間の終了後 5 執務日以内に公表する。

(i) 会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間

(ii) 11 年目から 15 年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間

(c) この款の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i) 各月の初日から 10 日までの期間

(ii) 各月の 11 日から 20 日までの期間

(iii) 各月の 21 日から末日までの期間

5 (a) 1 の規定にかかわらず、日本国は、11 年目から 15 年目までの各年について、四半期における欧州連合からの SG1\*品及び SG1\*\*品の輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前款 3 の規定に従ってこれらの製品の関税を 90 日の期間引き上げることができる。当該 90 日の期間は、四半期におけるこれらの製品の輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後 5 執務日目の日の翌日までに開始する。この 5 に定める条件が満たされる場合には、同款 3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 11 年目から 14 年目までについては、20%

(ii) 15 年目については、18%

(b) この 5 の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、1(k)に定める発動水準の 4 分の 1 のも

の 117%をいう。

(c)1の規定にかかわらず、日本国は、11年目から15年目までの各年について、欧州連合からのSG1\*品及びSG1\*\*品の輸入数量の合計が1(k)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における欧州連合からのこれらの製品の輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める90日の期間の満了の日又は3に定める期間の満了の日のいずれか遅い日まで、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

6 日本国は、15年目の後については、連続する4年間この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をSG1\*品に対してとらなかった場合には、当該製品に対してこの款の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとってはならない。SG1\*\*品についても、同様とする。

7 1の規定にかかわらず、日本国は、欧州連合からのSG1\*品及びSG1\*\*品の自国への輸入が衛生上の懸念のために全面的又は実質的に36箇月を超える期間停止された場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後48箇月間は、欧州連合からのこれらの製品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。欧州連合からのこれらの製品の輸入が停止された場合において、自然災害(例えば、厳しい干ばつ)により欧州連合におけるこれらの製品の生産力の回復が妨げられるときは、欧州連合からのこれらの製品に対して日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、60箇月とする。

8 日本国は、SG1\*品については、日本国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

9 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1年目において適用される発動水準については、43,500mtに、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

### 第3款 豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG2品」という。)に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a)1年目及び2年目については、日本国は、6に規定する場合を除くほか、各年における欧州連合からのSG2品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの112%を超える場合に限り、SG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)3年目及び4年目については、日本国は、各年における欧州連合からのSG2品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合に限り、SG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c)5年目及び6年目については、次のとおりとする。

(i)日本国は、各年における欧州連合からのSG2品の基準価格(注)以上の価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合に限り、そのようなSG2品に

対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

注 この(c)及び(d)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(a) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 及び 020649.093 の品目に分類される原産農産品については、399円/kg

(b) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 及び 020321.030 の品目に分類される原産農産品については、299.25円/kg

(ii)日本国は、各年における欧州連合からのSG2品の基準価格未満の価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、そのようなSG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)5年目については、63,000mt

(B)6年目については、71,400mt

(d)7年目から11年目までについては、次のとおりとする。

(i)日本国は、各年における欧州連合からのSG2品の基準価格以上の価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのそのようなSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの119%を超える場合に限り、そのようなSG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(ii)日本国は、各年における欧州連合からのSG2品の基準価格未満の価格で輸入されるSG2品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、そのようなSG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A)7年目については、79,800mt

(B)8年目については、88,200mt

(C)9年目については、96,600mt

(D)10年目については、105,000mt

(E)11年目については、105,000mt

2 SG2品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 関税分類番号 020311.040、020312.022、020319.022、020321.040、020322.022、020329.022、020630.099 及び 020649.099 の品目に分類されるSG2品については、

(i)1年目から3年目までについては、4%

(ii)4年目から6年目までについては、3.4%

(iii)7年目から9年目までについては、2.8%

(iv)10年目及び11年目については、2.2%

(b) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 及び 020649.093 の品目に分類されるSG2品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i)1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第1のセーフガード基準輸入価格(注)との差額

注 この(b)の規定の適用上、「第1のセーフガード基準輸入価格」とは、524円/kgに、100%に各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii)第1の代替税率(注)

注 この(b)の規定の適用上、「第一の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a) 1年目から4年目までについては、関税分類番号 020312.023、020319.023、020322.023、020329.023、020630.093 又は 020649.093 の品目について日本国の表に定める関税率

(b) 5年目から9年目までについては、100円/kg

(c) 10年目及び11年目については、70円/kg

(c) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 及び 020321.030 の品目に分類される SG2 品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg 当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第2のセーフガード基準輸入価格(注)との差額

注 この(c)の規定の適用上、「第2のセーフガード基準輸入価格」とは、393円/kgに、100%に各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii) 第2の代替税率(注)

注 この(c)の規定の適用上、「第2の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a) 1年目から4年目までについては、関税分類番号 020311.020 又は 020321.020 の品目について日本国の表に定める関税率

(b) 5年目から9年目までについては、75円/kg

(c) 10年目及び11年目については、52.50円/kg

3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、11年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5 日本国は、SG2品については、日本国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、欧州連合からのSG2品について1年目において適用される1に定める発動水準については、その前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG2品の輸入数量の合計のうち最大のものの112%に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

#### 第4款 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG3」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG3品」という。))に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目及び2年目については、日本国は、6に規定する場合を除くほか、各年における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの115%を超える場合に限り、SG3品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b) 3年目から6年目までについては、日本国は、各年における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの118%を超える場合に限り、SG3品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(c) 7年目から11年目までについては、日本国は、各年における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計がその前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG3品

の輸入数量の合計のうち最大のものの121%を超える場合に限り、SG3品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

2 (a) SG3品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 1年目から4年目までについては、基準税率の85%

(ii) 5年目から9年目までについては、基準税率の60%

(iii) 10年目及び11年目については、基準税率の45%

(b) (a)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分及び従量税である部分から成るものとし、第1款3(c)に規定する関税率については、各部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものに決定する。従価税である部分の基準税率については、8.5%とし、従量税である部分の基準税率については、SG3品の614.85円/kgからSG3品の1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の60%の額を減じて得たものとする。

3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、11年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

5 日本国は、SG3品については、日本国の関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、欧州連合からのSG3品について1年目において適用される1に定める発動水準については、その前の3会計年度の間の一の会計年度における欧州連合からのSG3品の輸入数量の合計のうち最大のものの115%に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

#### 第5款 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、各年における欧州連合からの当該原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目については、2,000mt(ただし、6に規定する場合を除く。)

(b) 2年目については、2,133mt

(c) 3年目については、2,267mt

(d) 4年目については、2,400mt

(e) 5年目については、2,533mt

(f) 6年目については、2,667mt

(g) 7年目については、2,800mt

(h) 8年目については、2,933mt

(i) 9年目については、3,067mt

(j) 10年目については、3,200mt

(k) 11年目については、3,544mt

(l) 12年目については、3,888mt

(m) 13年目については、4,232mt

(n) 14年目については、4,690mt

(o) 15年目については、5,148mt

(p) 16年目については、5,606mt

(q) 17年目については、6,064mt

(r) 18年目については、6,522mt

- (s) 19年目については、6,980mt  
(t) 20年目については、7,438mt  
(u) 21年目以降の各年については、その前年の発動水準に573mtを加えたもの
- 2 「SG4\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。  
(a) 1年目から5年目までについては、29.8%+120円/kg  
(b) 6年目から10年目までについては、23.8%+105円/kg  
(c) 11年目から15年目までについては、19.4%+90円/kg  
(d) 16年目から20年目までについては、13.4%+75円/kg  
(e) 21年目以降については、  
(i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかつた場合には、従価税の部分について当該前年のものを1.9%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを10.70円/kg引き下げたもの  
(ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとつた場合には、従価税の部分について当該前年のものを1%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを5円/kg引き下げたもの
- 3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、20年目の後については、連続する3年間この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかつた場合には、この款の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとつてはならない。
- 5 (a) 1の規定にかかわらず、日本国は、次のいずれかの要件が満たされる場合には、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとつてはならない。  
(i) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。  
(ii) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。  
(b) 日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとる場合において、欧州連合が(a)に定める要件のいずれかが満たされていると信ずるときは、欧州連合は、次のことを行うことができる。  
(i) 日本国に対し、日本国が(a)に定める要件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。  
(ii) 日本国に対し、当該年の残余の期間当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。
- 6 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1年目において適用される発動水準については、2,000mtに、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 第6款 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置
- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、各年における欧州連合からの当該原産農産品の輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。  
(a) 1年目については、2,300mt(ただし、5に規定する場合を除く。)  
(b) 2年目については、2,456mt  
(c) 3年目については、2,611mt  
(d) 4年目については、2,767mt  
(e) 5年目については、2,922mt  
(f) 6年目については、3,078mt  
(g) 7年目については、3,233mt  
(h) 8年目については、3,389mt  
(i) 9年目については、3,544mt  
(j) 10年目については、3,700mt  
(k) 11年目については、3,929mt  
(l) 12年目については、4,158mt  
(m) 13年目については、4,502mt  
(n) 14年目については、4,846mt  
(o) 15年目については、5,190mt  
(p) 16年目以降の各年については、その前年の発動水準に458mtを加えたもの
- 2 「SG4\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。  
(a) 1年目から5年目までについては、29.8%+75円/kg  
(b) 6年目から10年目までについては、23.8%+45円/kg  
(c) 11年目から15年目までについては、13.4%+30円/kg  
(d) 16年目以降については、  
(i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかつた場合には、従価税の部分について当該前年のものを2%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを4円/kg引き下げたもの  
(ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとつた場合には、従価税の部分について当該前年のものを1%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを2円/kg引き下げたもの
- 3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、15年目の後については、連続する2年間この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかつた場合には、この款の規定に基づく更なる農産品セーフガード措置をとつてはならない。
- 5 1年目が12箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1年目において適用される発動水準については、2,300mtに、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 第7款 オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置
- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、5に規定する場合を除くほか、日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、各会計年度の12月1日から3月31日までの間の欧州連合からの当該原産農産品の輸入数量の合計が2,000mtを超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。
- 2 「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。  
(a) 1年目から4年目までについては、28%  
(b) 5年目から7年目までについては、20%
- 3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、7年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとつてはならない。
- 5 1年目が4箇月未満である場合には、1(a)の規定の適用上、1年目において適用される1に定める発動水準については、

2,000mt に、分母を 4 とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第 1 文の規定に従って決定するに当たり、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)

#### 第 8 款 競走馬についての農産物セーフガード措置

- 1 日本国は、第 1 款 2 の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、日本円で表示される 1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の 90%未満である場合に限り、農産物セーフガード措置をとることができる。当該発動価格については、4 の規定に従って合意される価格又は 4 の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合には、1,070 万円とする。
- 2 「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第 1 款 3(c)に規定する関税率については、第 A 節 1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。
  - (a) 1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の 10%を超え 40%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第 A 節 1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 30%

- (b) 1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の 40%を超え 60%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第 A 節 1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 50%
  - (c) 1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の 60%を超え 75%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第 A 節 1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 70%
  - (d) 1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の 75%を超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第 A 節 1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 100%
- 3 日本国は、15 年目の終了後は、この款の規定に基づく農産物セーフガード措置をとってはならない。
  - 4 欧州連合の要請があった場合には、日本国及び欧州連合は、この款に定める農産物セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、また、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。

## 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の附属書 2-A (日本国による関税の撤廃関係)

### 第 1 編 一般的注釈

- 1 第 2.8 条の規定の適用に当たっては、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の効力発生の日に関税を完全に撤廃する。
- 2 この附属書の規定の適用上、「年」とは、
  - (a) 次編に関し、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 1 月 31 日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の 2 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
  - (b) 第 3 編に関し、1 年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の 4 月 1 日に開始する 12 箇月の期間をいう。
- 3 関税の毎年均等な引下げの実施に当たり、毎年の引下げについては、それぞれの年の初日に行う。
- 4 一の品目の関税の基準税率及び当該一の品目の引下げのそれぞれの段階における暫定的な関税率を決定するための区分については、次編第 B 節の英国の表及び第 3 編第 D 節の日本国の表において当該一の品目ごとに明示する。
- 5 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編及び第 3 編に別段の定めがある場合を除くほか、関税の撤廃又は引下げの開始点となるものをいう。
- 6 この附属書に別段の定めがある場合を除くほか、この附属書に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを四捨五入し(0.05%は、0.1%とする。)、従量税の場合には、1 ポンド又は 1 日本円の 0.01 未満の端数は、これを四捨五入する(0.005 は、0.01 とする。)
- 7 この附属書における記載は、2017 年 1 月 1 日に改正された統一システムに従ったものであり、また、次編及び第 3 編については、次のとおりとする。

- (a) 次編については、英国の表における各品目についての英国の関税分類番号の 8 桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、欧州連合の統合品目表(2017 年 1 月 1 日の統合品目表)に従ったものである。
  - (b) 第 3 編については、日本国の表における各品目についての日本国の関税分類番号の 9 桁番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、日本国の品目表(2017 年 4 月 1 日現在の輸入統計品目表)に従ったものである。
- 8 各締約国の表に掲げる関税分類番号及び当該関税分類番号に対応する品名は、当該各締約国の法令又は告示に従って 7 に規定する当該各締約国の品目表が変更される場合には、変更の対象とされることがあるものとし、当該品目表が変更される場合には、当該各締約国が公表する対照表とともに参照される。
  - 9 この附属書に定める関税に係る毎年の約束の実施に当たり、両締約国は、この協定が 2021 年 1 月 1 日後のいずれかの日に効力を生ずる場合には、この協定が 2021 年 1 月 1 日に効力を生じたものとして当該いずれかの日から次編及び第 3 編の規定を適用し、1 年目が 2021 年 1 月 1 日に開始したものとして年数を計算する。
  - 10 締約国は、特定の年における一の品目の関税率に関し、自国の表に掲げる当該一の品目の区分について同表の注釈により決定される関税率と同表の当該特定の年における引下げの段階において明示される当該一の品目の関税率との間に乖離が生ずる場合には、前者の関税率を適用する。  
(第 2 編は、英語により作成され、この附属書の不可分の一部を成す。)

### 第 3 編 日本国による関税の撤廃及び削減

#### 第 A 節 日本国の表についての注釈

- 1 第 2.8 条の規定の適用に当たっては、第 D 節の日本国の表に掲げる品目について、表の「区分」の欄に掲げる次の区分を適用

する。

- (a) 日本国の表に掲げていない品目に分類される原産品の関税に加え、表の「区分」の欄に「A」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定の効力発生の日から無税とする。
- (b) 表の「区分」の欄に「B3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の75%を削減する。
  - (ii) 当該原産品は、2年目の4月1日から無税とする。
- (c) 表の「区分」の欄に「B5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の50%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの3回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (d) 表の「区分」の欄に「B5\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の52%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (e) 表の「区分」の欄に「B5\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の70%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (f) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、3年目の3月31日まで基準税率とし、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (g) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 15%+24 円/kg まで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (h) 表の「区分」の欄に「B5\*\*\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 21%+24 円/kg 円まで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、4年目の4月1日から無税とする。
- (i) 表の「区分」の欄に「B7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の37.5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの5回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6年目の4月1日から無税とする。
- (j) 表の「区分」の欄に「B7\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に、基準税率の50%を削減し、これにより得られる税率の7分の2を更に削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの5回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6年目の4月1日から無

税とする。

- (k) 表の「区分」の欄に「B7\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の20%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの5回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、6年目の4月1日から無税とする。
- (l) 表の「区分」の欄に「B8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の3分の1を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの6回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (m) 表の「区分」の欄に「B9\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に従価 1.7%まで削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの7回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、8年目の4月1日から無税とする。
- (n) 表の「区分」の欄に「B10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の11分の3を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの8回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。
- (o) 表の「区分」の欄に「B10\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の60%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの8回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。
- (p) 表の「区分」の欄に「B10\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。
  - (i) この協定の効力発生の日から8年目の3月31日までは、次の(A)と(B)との差額とする。

(A) 次の(1)と(2)との合計額

- (1) 1kg についての課税価格に係数(100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率と同表の2欄に掲げる1kg についての額を 897.59 円/kg で除して得た値との差をいう。)を乗じて得た 1kg についての額
- (2) 次の表の2欄に掲げる 1kg についての額

1	2	3
年	1kg についての額(円)	率(%)
1	231.13	3.2
2	192.75	2.7
3	154.38	2.2
4	128.65	1.8
5	102.91	1.4
6	77.19	1.1
7	51.46	0.7
8	25.72	0.3



- (B)1kg についての課税価格
- (ii)9年目の4月1日から無税とする。
- (q)表の「区分」の欄に「B10\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)次に定める税率まで関税を削減する。
- (A)1年目については、従価 3.3%
- (B)2年目については、従価 2.7%
- (C)3年目については、従価 2.2%
- (ii)4年目の4月1日から行われる(i)(C)の規定による税率からの6回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。
- (r)表の「区分」の欄に「B10\*\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に、基準税率の25%を削減し、これにより得られる税率の20%を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの8回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。
- (s)表の「区分」の欄に「B12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の13分の3を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの10回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (t)表の「区分」の欄に「B12\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の12分の7を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの10回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (u)表の「区分」の欄に「B12\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の20%を削減する。
- (ii)4年目の3月31日まで(i)の規定による税率とする。
- (iii)5年目の4月1日から行われる(ii)の規定による税率からの7回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、11年目の4月1日から無税とする。
- (v)表の「区分」の欄に「B12\*\*\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の50%を削減する。
- (ii)4年目の3月31日まで(i)の規定による税率とする。
- (iii)5年目の4月1日に(ii)の規定による税率から基準税率の25%を削減する。
- (iv)10年目の3月31日まで(iii)の規定による税率とする。
- (v)11年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。
- (w)表の「区分」の欄に「B13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の14分の3を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの11回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、12年目の4月1日から無税とする。
- (x)表の「区分」の欄に「B15」を掲げる品目に分類される原産品

の関税については、次の規定に従って撤廃する。

- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の16分の3を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの13回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、14年目の4月1日から無税とする。
- (y)表の「区分」の欄に「B15\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次のとおりとする。
- (i)この協定の効力発生の日から13年目の3月31日まで、次の額のうちのいずれか低いものとする。
- (A)各原産品の課税価格と当該各原産品につき20,400.55円に対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た額との差額
- (B)次の表の2欄に掲げる各原産品についての額

1	2	3
年	各原産品についての額(円)	率(%)
1	15,850.25	6.9
2	14,631.00	6.3
3	13,411.75	5.8
4	12,192.50	5.3
5	10,973.25	4.7
6	9,754.00	4.2
7	8,534.75	3.7
8	7,315.50	3.1
9	6,096.25	2.6
10	4,877.00	2.1
11	3,657.75	1.5
12	2,438.50	1.0
13	1,219.25	0.5

- (ii)14年目の4月1日から無税とする。
- (z)表の「区分」の欄に「B20\*」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定の効力発生の日に基準税率の55分の12を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの8回の毎年均等な引下げにより、基準税率の20%まで削減する。
- (iii)10年目の4月1日から行われる(ii)の規定による税率からの10回の毎年均等な引下げにより撤廃し、当該原産品は、19年目の4月1日から無税とする。
- (aa)表の「区分」の欄に「R1」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
- (i)次に定める税率まで関税を削減する。
- (A)1年目については、従価 25.8%
- (B)2年目については、従価 25%
- (C)3年目については、従価 24.2%
- (D)4年目については、従価 23.3%
- (E)5年目については、従価 22.5%
- (F)6年目については、従価 21.7%
- (G)7年目については、従価 20.8%
- (H)8年目については、従価 20%
- (ii)9年目の4月1日から行われる(i)(H)の規定による税率からの6回の毎年均等な引下げにより、従価9%まで削減する。

(iii) 14年目以降、従価9%とする。

(bb) 表の「区分」の欄に「R2」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と 393 円/kg に対し 100%に次の表の 3 欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た 1kg についての額との差額

(ii) 次の表の 2 欄に掲げる 1kg についての額

1	2	3
年	1kg についての額 (円)	率(%)
1	93.75	1.7
2	93.75	1.4
3	52.50	1.2
4	49.50	0.9
5	46.50	0.7
6	43.50	0.4
7	40.50	0.2
8年目以降	37.50	0

(cc) 表の「区分」の欄に「R3」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の額のうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg についての課税価格と 524 円/kg に対し 100%に次の表の 3 欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た 1kg についての額との差額

(ii) 次の表の 2 欄に掲げる 1kg についての額

1	2	3
年	1kg についての額 (円)	率(%)
1	125	1.7
2	125	1.4
3	70	1.2
4	66	0.9
5	62	0.7
6	58	0.4
7	54	0.2
8年目以降	50	0

(dd) 表の「区分」の欄に「R4」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次に定める税率まで関税を削減する。

- (A) 1年目については、従価 34.8%
- (B) 2年目については、従価 32.7%
- (C) 3年目については、従価 30.6%
- (D) 4年目については、従価 28.4%
- (E) 5年目については、従価 26.3%
- (F) 6年目については、従価 24.2%
- (G) 7年目については、従価 22.1%
- (H) 8年目については、従価 20%

(ii) 9年目の 4月1日 から行われる (i) (H) の規定による税率からの 6 回の毎年均等な引下げにより、従価 9%まで削減する。

(iii) 14年目以降、従価9%とする。

(ee) 表の「区分」の欄に「R5」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の 22 分の 3 を削減する。

(ii) 2年目の 4月1日 から行われる端数を処理しない形で (i) の規定に従って計算された税率からの 8 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 50%まで削減する。

(iii) 9年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(ff) 表の「区分」の欄に「R6」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の 25%を削減する。

(ii) 2年目の 4月1日 から行われる端数を処理しない形で (i) の規定に従って計算された税率からの 3 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 50%まで削減する。

(iii) 4年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(gg) 表の「区分」の欄に「R7」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の 5%を削減し、その後においても、その税率とする。

(hh) 表の「区分」の欄に「R8」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に基準税率の 12.5%を削減する。

(ii) 2年目の 4月1日 から行われる端数を処理しない形で (i) の規定に従って計算された税率からの 3 回の毎年均等な引下げにより、基準税率の 75%まで削減する。

(iii) 4年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(ii) 表の「区分」の欄に「R9」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次の表のとおり基準税率の 5%まで削減する。

年	調整金以外の関税 (1kg についての額(円))	調整金(1kg についての額(円))
1	48.30	159.60
2	33.73	111.47
3	19.17	63.33
4	4.60	15.20

(ii) 4年目以降、(i) の規定による税率とする。

(jj) 表の「区分」の欄に「R10」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) 次の表のとおり基準税率の 5%まで削減する。

年	調整金以外の関税 (1kg についての額(円))	調整金(1kg についての額(円))
1	51.98	171.15
2	36.30	119.53
3	20.62	67.92
4	4.95	16.30

(ii) 4年目以降、(i) の規定による税率とする。

(kk) 表の「区分」の欄に「R11」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価 30.1%+34.40 円/kg まで削減する。

(ii) 2年目の 4月1日 から行われる 8 回の毎年均等な引下げにより、(i) の規定による税率から従価 10.5%+12 円/kg まで削減する。

(iii) 9年目以降、(ii) の規定による税率とする。

(ll) 表の「区分」の欄に「R12」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i) この協定の効力発生の日に従価 21.5%+34.40 円/kg まで削減する。

- (ii) 2年目の4月1日から行われる8回の毎年均等な引下げにより、(i)の規定による税率から従価7.5%+12円/kgまで削減する。
- (iii) 9年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (mm) 表の「区分」の欄に「R13」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の15%を削減し、その後においても、その税率とする。
- (nn) 表の「区分」の欄に「R14」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に基準税率の25%を削減し、その後においても、その税率とする。
- (oo) 表の「区分」の欄に「R15」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の7.5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の85%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (pp) 表の「区分」の欄に「R16」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の37.5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日に基準税率の50%まで削減し、その後においても、その税率とする。
- (qq) 表の「区分」の欄に「R17」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の44分の9を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの8回の毎年均等な引下げにより、基準税率の25%まで削減する。
  - (iii) 9年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (rr) 表の「区分」の欄に「R18」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の90%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (ss) 表の「区分」の欄に「R19」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の37.5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の25%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (tt) 表の「区分」の欄に「R20」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の30%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の40%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (uu) 表の「区分」の欄に「R21」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
  - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の31.5%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の37%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
- (vv) 表の「区分」の欄に「R22」を掲げる品目に分類される原産品

の関税については、次の規定に従って削減する。

- (i) この協定の効力発生の日に基準税率の33.3%を削減する。
  - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の33.4%まで削減する。
  - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
  - (ww) 表の「区分」の欄に「R23」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次の規定に従って削減する。
    - (i) この協定の効力発生の日に基準税率の33.5%を削減する。
    - (ii) 2年目の4月1日から行われる(i)の規定による税率からの3回の毎年均等な引下げにより、基準税率の33%まで削減する。
    - (iii) 4年目以降、(ii)の規定による税率とする。
  - (xx) 表の「区分」の欄に「PIC」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、次節に定める条件に従うものとする。
  - (yy) 表の「区分」の欄に「Xb」を掲げる品目に分類される原産品の関税は、関税の撤廃又は削減に関する約束の対象から除外される。当該原産品の関税については、基準税率とする。
  - (zz) 表の「区分」の欄に「Xq1」を掲げる品目に分類される原産品は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。
  - (aaa) 表の「区分」の欄に「Xq2」を掲げる品目に分類される原産品は、日本国の関係政令に定める関税割当ての対象となるものであり、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外される。
  - (bbb) 表の「区分」の欄に「X」を掲げる品目に分類される原産品は、第1編1及び(a)から(yy)までに規定する関税に係る約束の対象から除外される。
- 2 日本国の表の「注釈」の欄に「SG-n」を掲げる品目に分類される原産品については、第C節の規定の適用を受ける。
  - 3 日本国の表の「注釈」の欄に「S」を掲げる品目に分類される原産品の取扱い、第2.8条3(a)及び4の規定に基づく見直しの対象となる。
  - 4 第1編6の規定は、関税分類番号210610.219及び210690.283の品目に分類される原産品の関税については、適用しない。
- 第B節 特定原産品についての関税上の特恵待遇を適用するための制度
- 第1款 第B節についての注釈
- 1 前節1(xx)の規定の適用上、日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-n」を掲げる品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日からこの節に定める当該原産品について適用する条件に従うものとする。
  - 2 日本国の農林水産省(以下この節において「MAFF」という。)又はMAFFを承継する者は、各年の終了後1箇月以内に、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品であって、日本国の法令に従って輸入の許可前に当該各年において引き取られたものについての証明書(以下この節において「日英特恵輸入証明書」という。)を輸入者による日英特恵輸入証明書の申請の後に発給する。
  - 3 輸入者は、次款1から10までのそれぞれに規定する原産品について第3.1条に定義する関税上の特恵待遇を要求する場合には、輸入の許可前に日本国の税関当局に対して日英特恵輸入証明書を提出することを求められる。日英特恵輸入証明書の日本国の税関当局への提出の手続については、速やかに公に入手可能なものとする。
  - 4 日英特恵輸入証明書については、各年の終了後の最初の6月30日以前に輸入者が日本国の税関当局に提出するものとし、そ

の提出については、輸入申告の時に行われたものとみなす。

- 5 次款 1 から 10 までのそれぞれに規定する原産品に関し、MAFF 又は MAFF を承継する者が各年について輸入者に対し日英特惠輸入証明書を利用可能とする当該原産品の合計数量は、当該各年における日 EU 経済連携協定附属書 2-A 第 3 編第 B 節に規定する産品であって当該原産品に対応するものの合計割当数量と日 EU 経済連携協定の下で輸入者が利用したことを MAFF 又は MAFF を承継する者が確認した当該対応する産品の割当数量との差とする。(注)

注 この 5 に定める各年の合計数量については、次款 1 から 10 までのそれぞれの規定について算出する。

- 6 MAFF 又は MAFF を承継する者は、次款 1 から 10 までのそれぞれに規定する原産品についての日英特惠輸入証明書の申請において要求された総数量が 5 に定める合計数量を超える場合には、提出された当該申請の優先順位を当該原産品の引取りが承認された日の順序に基づいて決定し、及び日英特惠輸入証明書が発給される当該原産品の数量が 5 に定める合計数量に達する限度において日英特惠輸入証明書を発給する。MAFF 又は MAFF を承継する者は、当該原産品(輸入者に対して日英特惠輸入証明書が発給されたもの)の引取りが承認された日のうち最も遅い日を公に入手可能なものとする。MAFF 又は MAFF を承継する者は、また、5 に定める合計数量、日英特惠輸入証明書の申請において要求された総数量及び日英特惠輸入証明書が発給される当該原産品の数量を公に入手可能なものとする。
- 7 MAFF 又は MAFF を承継する者は、その省令及び通達を通じ、日英特惠輸入証明書に関し、次のものを速やかに公に利用可能なものとする。

- (a) 様式及び申請書  
(b) 申請及び発給の手続

- 8 次款 1 から 10 までのそれぞれに規定する品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの節の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、これらの規定の対象となる関連する品目の適用範囲を変更するものではなく、また、当該適用範囲に代わるものでもない。

## 第二款 特定の原産品についての関税上の特惠待遇

### 1 小麦製品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-1」を掲げる関税分類番号 190410.221、190420.221、190430.010、190490.210 及び 210690.214 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。
- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。
- (c) (a)の規定による輸入については、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約(以下この節において「SBS」という。)方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

### 2 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-2」を掲げる関税分類番号 190120.222、190120.232、190120.235 及び 190120.243 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明

書提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

### 3 主として小麦で作られた調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-3」を掲げる関税分類番号 190190.242、190190.247、190190.252 及び 190190.267 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

### 4 大麦又は裸麦の調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-4」を掲げる関税分類番号 190120.141、190190.161、190420.231、190490.310 及び 210690.216 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、(c)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

- (c) (a)の規定による輸入については、MAFF 又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、SBS 方式を用いるものとする。日本国は、(a)の規定に従って輸入される産品について輸入差益を徴収することができる。当該輸入差益の額は、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該産品について許容される額を超えてはならない。

### 5 コーヒー、茶の混合物、調製食料品及び練り生地

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-5」を掲げる関税分類番号 170290.219、190120.239、190190.217、190190.248、190190.253、210112.110、210112.246、210120.246、210690.251、210690.271、210690.272 及び 210690.281 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

### 6 調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-6」を掲げる関税分類番号 210690.590 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

### 7 調製食料品(しよ糖の含有量が全重量のうち 50%を超えるものに限る。)及びココア粉

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号 170113.000、170114.190、200540.190、200551.190、200599.119、210690.282 及び 210690.510 の品目に分類され、

かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。

- (b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号 190190.219 及び 210690.284 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率(%)
1	26.5
2	25.4
3	24.3
4	23.3
5	22.2
6	21.1
7	20.0
8	18.9
9	17.9
10年目及びその後の各年	17.9

- (c) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-7」を掲げる関税分類番号 180610.100 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率(%)
1	25.7
2	24.3
3	23.0
4	21.6
5	20.3
6	18.9
7	17.6
8	16.2
9	14.9
10年目及びその後の各年	14.9

- (d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

8 ココアを含有する調製食料品

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-8」を掲げる関税分類番号 180620.290 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり削減する。

年	関税率(%)
1	18.4
2	17.4
3	16.5
4	15.5
5	14.5
6	13.6
7	12.6
8	11.6
9	10.7

年	関税率(%)
10年目及びその後の各年	10.7

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

9 ココアを含有する調製食料品(チョコレート製造用のものに限る。)

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-9」を掲げる関税分類番号 180620.290 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものについては、無税とする。ただし、輸入者による各申請について日英特惠輸入証明書が発給される当該原産品の数量が、当該申請において特定する粉乳であって、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、チョコレートの製造のために当該輸入者が使用するものの数量に3を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。

- (b) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)に規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

10 チーズ

- (a) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号 040610.020 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率(%)
1	18.2
2	16.8
3	15.4
4	14.0
5	12.6
6	11.2
7	9.8
8	8.4
9	7.0
10	5.6
11	4.2
12	2.8
13	1.4
14	0
15年目及びその後の各年	0

- (b) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号 040610.090、040640.090 及び 040690.090 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率(%)
1	24.2
2	22.4
3	20.5
4	18.6
5	16.8

年	関税率(%)
6	14.9
7	13.0
8	11.2
9	9.3
10	7.5
11	5.6
12	3.7
13	1.9
14	0
15年目及びその後の各年	0

(c) 日本国の表の「注釈」の欄に「PIC-10」を掲げる関税分類番号 040620.100 及び 040630.000 の品目に分類され、かつ、各年において輸入の許可前に引き取られる原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されるものの関税については、次のとおり撤廃する。

年	関税率(%)
1	32.5
2	30.0
3	27.5
4	25.0
5	22.5
6	20.0
7	17.5
8	15.0
9	12.5
10	10.0
11	7.5
12	5.0
13	2.5
14	0
15年目及びその後の各年	0

(d) 各年において輸入の許可前に引き取られる(a)から(c)までに規定する原産品であって、前款の規定に従って日英特惠輸入証明書が提出されないものについては、この協定に基づく関税に係る約束の対象から除外する。

## 第C節 農産品セーフガード措置

### 第1款 第C節についての注釈

- この節は、次の事項を定める。
  - 第A節2の規定に基づく農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品
  - (a)に規定する措置の発動水準
  - (a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率
- 第2.8条の規定にかかわらず、日本国は、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1\*」、「SG1\*\*」、「SG2」、「SG3」、「SG4\*」、「SG4\*\*」、「SG5」又は「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。日本国は、この節に定める条件を満たし、かつ、この節の規定に従う場合にのみ農産品セーフガード措置をとることができる。
- 日本国は、この節に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。

- 農産品セーフガード措置をとる時における実行最恵国税率
- この協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率
- この節に定める関税率

4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとる日から60日以内に、英国に対して書面によりその旨の通報を行い、及び英国に対して当該農産品セーフガード措置に関する関連データを提供する。日本国は、英国からの書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置をとることに関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面すること等により、英国からの個別の質問に応じ、及び英国に対して情報を提供する。

5 3(c)に規定する関税率が0となる日以後は、農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

6 この節の規定の適用上、

- 「会計年度」とは、4月1日に開始し、その後の最初の3月31日に終了する日本国の会計年度をいう。
- 「四半期」とは、次のそれぞれの期間をいう。
  - 4月1日から6月30日まで
  - 7月1日から9月30日まで
  - 10月1日から12月31日まで
  - 1月1日から3月31日まで

### 第2款 牛肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、前款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG1\*」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG1\*品」という。)及び同欄に「SG1\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG1\*\*品」という。)に対し、英国からのこれらの原産農産品並びに日EU経済連携協定第2.5条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第2款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG1\*」及び「SG1\*\*」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

- 1年目については、45,056mt
- 2年目については、45,833mt
- 3年目については、46,611mt
- 4年目については、47,389mt
- 5年目については、48,167mt
- 6年目については、48,944mt
- 7年目については、49,722mt
- 8年目については、50,500mt
- 9年目から13年目までの各年については、その前年の発動水準に385mtを加えたもの
- 14年目以降の各年については、その前年の発動水準に770mtを加えたもの

2(a) SG1\*品に関し、前款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

- 1年目については、38.5%
- 2年目から8年目までについては、30%
- 9年目から12年目までについては、20%
- 13年目については、18%
- 14年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を1%引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(b) SG1\*\*品に関し、前款3(c)に規定する関税率については、

次のとおりとする。

- (i) 1年目については、38.5%
- (ii) 2年目については、32.7%
- (iii) 3年目については、30.6%
- (iv) 4年目から8年目までについては、30%
- (v) 9年目から12年目までについては、20%
- (vi) 13年目については、18%
- (vii) 14年目以降については、

(A) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を1%引き下げたもの

(B) 日本国が当該年の前年にこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの

(c) 1に定める条件が一の年において満たされ、その結果として3(b)又は(c)の規定により農産品セーフガード措置がその翌年にもとられる場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての前款3(c)に規定する関税率については、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。

3 1に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。

(a) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を1月31日以前に超える場合には、当該各会計年度の終了時までの期間

(b) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を2月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から45日の期間

(c) 各会計年度における1に規定する輸入数量の合計が1に定める発動水準を3月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から30日の期間

4 (a) この款の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、1に定める条件が満たされた(c)に規定する公表期間の終了後5執務日目の日の翌日までに開始する。

(b) この款の規定の適用上、日本国の税関当局は、この款の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間における1に規定する輸入数量の合計を各公表期間の終了後5執務日以内に公表する。

(i) 会計年度の開始から公表期間の終了までの期間

(ii) 9年目から13年目までについては、四半期の開始から公表期間の終了までの期間

(c) この款の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。

(i) 各月の初日から10日までの期間

(ii) 各月の11日から20日までの期間

(iii) 各月の21日から末日までの期間

5 (a) 1の規定にかかわらず、日本国は、9年目から13年目までの各年について、四半期における1に規定する輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、前款3の規定に従って英国からのSG1\*品及びSG1\*\*品の関税を90日の期間引き上げることができる。当該90日の期間は、四半期における1に規定する輸入数量の合計が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後5執務日目の日の翌日までに開始する。この5に定める条件が満たされる場合には、同款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(i) 9年目から12年目までについては、20%

(ii) 13年目については、18%

(b) この5の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、1(i)に定める発動水準の4分の1のもの117%をいう。

(c) 1の規定にかかわらず、日本国は、9年目から13年目までの各年について、1に規定する輸入数量の合計が1(i)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における1に規定する輸入数量の合計が(b)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(a)に定める90日の期間の満了の日又は3に定める期間の満了の日のいずれか遅い日まで、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。

6 日本国は、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第2款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款6の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

7 1の規定にかかわらず、日本国は、英国からのSG1\*品及びSG1\*\*品の自国への輸入が衛生上の懸念のために全面的又は実質的に36箇月を超える期間停止された場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後48箇月間は、英国からのこれらの製品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。英国からのこれらの製品の輸入が停止された場合において、自然災害(例えば、厳しい干ばつ)により英国におけるこれらの製品の生産力の回復が妨げられるときは、英国からのこれらの製品に対して日本国がこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、60箇月とする。

8 この協定が効力を生ずる年が12箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてSG1\*品及びSG1\*\*品に関し1に定める発動水準に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

第3款 豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG2品」という。)に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1年目及び2年目については、日本国は、各年における英国からのSG2品及び日EU経済連携協定第2.5条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第3款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計(以下この款において「SG2品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計」という。)が当該各年の前の3会計年度の間の一の会計年度におけるSG2品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合に限り、SG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b) 3年目及び4年目については、次のとおりとする。

(i) 日本国は、各年におけるSG2品の基準価格(注)以上の価格で輸入されるSG2品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計が当該各年の前の3会計年度の間の一の会計年度におけるSG2品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計のうち最大のものの116%を超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入されるSG2品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

注 この(b)及び(c)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(a) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 及び 020649.093 の品目に分類される原産農産品については、399 円/kg

(b) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 及び 020321.030 の品目に分類される原産農産品については、299.25 円/kg

(ii) 日本国は、各年における SG2 品の基準価格未満の価格で輸入される SG2 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入される SG2 品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A) 3 年目については、63,000mt

(B) 4 年目については、71,400mt

(c) 5 年目から 9 年目までについては、次のとおりとする。

(i) 日本国は、各年における SG2 品の基準価格以上の価格で輸入される SG2 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計が当該各年の前の 3 会計年度の間の一の会計年度における SG2 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計のうち最大のものの 119%を超える場合に限り、当該基準価格以上の価格で輸入される SG2 品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(ii) 日本国は、各年における SG2 品の基準価格未満の価格で輸入される SG2 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計が次の数量を超える場合に限り、当該基準価格未満の価格で輸入される SG2 品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(A) 5 年目については、79,800mt

(B) 6 年目については、88,200mt

(C) 7 年目については、96,600mt

(D) 8 年目については、105,000mt

(E) 9 年目については、105,000mt

2 SG2 品に関し、第 1 款 3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。

(a) 関税分類番号 020311.040、020312.022、020319.022、020321.040、020322.022、020329.022、020630.099 及び 020649.099 の品目に分類される SG2 品については、

(i) 1 年目については、4%

(ii) 2 年目から 4 年目までについては、3.4%

(iii) 5 年目から 7 年目までについては、2.8%

(iv) 8 年目及び 9 年目については、2.2%

(b) 関税分類番号 020312.021、020312.023、020319.021、020319.023、020322.021、020322.023、020329.021、020329.023、020630.092、020630.093、020649.092 及び 020649.093 の品目に分類される SG2 品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg 当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第 1 のセーフガード基準輸入価格(注)との差額

注 この(b)の規定の適用上、「第 1 のセーフガード基準輸入価格」とは、524 円/kg に対し 100%に各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii) 第 1 の代替税率(注)

注 この(b)の規定の適用上、「第 1 の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a) 1 年目及び 2 年目については、関税分類番号

020312.023、020319.023、020322.023、020329.023、020630.093 又は 020649.093 の品目について日本国の表に定める関税率

(b) 3 年目から 7 年目までについては、100 円/kg

(c) 8 年目及び 9 年目については、70 円/kg

(c) 関税分類番号 020311.020、020311.030、020321.020 及び 020321.030 の品目に分類される SG2 品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(i) 1kg 当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第 2 のセーフガード基準輸入価格(注)との差額

注 この(c)の規定の適用上、「第 2 のセーフガード基準輸入価格」とは、393 円/kg に対し 100%に各年について(a)に定める関税率を加えた率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(ii) 第 2 の代替税率(注)

注 この(c)の規定の適用上、「第 2 の代替税率」とは、次の関税率をいう。

(a) 1 年目及び 2 年目については、関税分類番号 020311.020 又は 020321.020 の品目について日本国の表に定める関税率

(b) 3 年目から 7 年目までについては、75 円/kg

(c) 8 年目及び 9 年目については、52.50 円/kg

3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1 に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

4 日本国は、9 年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならず、又は維持してはならない。

5 この協定が効力を生ずる年が 12 箇月未満である場合には、1 の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について SG2 品に関し 1 に定める発動水準に、分母を 12 とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の 3 月 31 日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第 1 文の規定に従って決定するに当たり、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする)。

第 4 款 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置

1 日本国は、第 1 款 2 の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG3」を掲げる品目に分類される原産農産品(以下この款において「SG3 品」という。)に対し、次の条件が満たされる場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。

(a) 1 年目から 4 年目までについては、日本国は、各年における英国からの SG3 品及び日 EU 経済連携協定第 2.5 条 1 に定義する「原産農産品」であって、日 EU 経済連携協定附属書 2-A 第 3 編第 C 節第 4 款 1 に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG3」を掲げる品目に分類されるものの輸入数量の合計(以下この款において「SG3 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計」という。)が当該各年の前の 3 会計年度の間の一の会計年度における SG3 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計のうち最大のものの 118%を超える場合に限り、SG3 品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(b) 5 年目から 9 年目までについては、日本国は、各年における SG3 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計が当該各年の前の 3 会計年度の間の一の会計年度における SG3 品及び対応する欧州連合からの製品の輸入数量の合計のうち最大のものの 121%を超える場合に限り、SG3 品に対してこの款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

2 (a) SG3 品に関し、第 1 款 3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。



- (i) 1年目及び2年目については、基準税率の85%
  - (ii) 3年目から7年目までについては、基準税率の60%
  - (iii) 8年目及び9年目については、基準税率の45%
- (b) (a)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分及び従量税である部分から成るものとし、第1款3(c)に規定する関税率については、各部分の基準税率を(a)に定める百分率を乗じた値まで減じたものに決定する。従価税である部分の基準税率については、8.5%とし、従量税である部分の基準税率については、SG3品の614.85円/kgからSG3品の1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の60%の額を減じて得たものとする。
- 3 この款の規定に基づいてとる農産物セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、9年目の終了後は、この款の規定に基づく農産物セーフガード措置をとってはならない。
- 5 この協定が効力を生ずる年が12箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年についてSG3品に関し1に定める発動水準に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 第5款 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産物セーフガード措置
- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日EU経済連携協定第2.5条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第5款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産物セーフガード措置をとることができる。
- (a) 1年目については、2,267mt
  - (b) 2年目については、2,400mt
  - (c) 3年目については、2,533mt
  - (d) 4年目については、2,667mt
  - (e) 5年目については、2,800mt
  - (f) 6年目については、2,933mt
  - (g) 7年目については、3,067mt
  - (h) 8年目については、3,200mt
  - (i) 9年目については、3,544mt
  - (j) 10年目については、3,888mt
  - (k) 11年目については、4,232mt
  - (l) 12年目については、4,690mt
  - (m) 13年目については、5,148mt
  - (n) 14年目については、5,606mt
  - (o) 15年目については、6,064mt
  - (p) 16年目については、6,522mt
  - (q) 17年目については、6,980mt
  - (r) 18年目については、7,438mt
  - (s) 19年目以降の各年については、その前年の発動水準に573mtを加えたもの
- 2 「SG4\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。
- (a) 1年目から3年目までについては、29.8%+120円/kg
  - (b) 4年目から8年目までについては、23.8%+105円/kg
  - (c) 9年目から13年目までについては、19.4%+90円/kg
  - (d) 14年目から18年目までについては、13.4%+75円/kg
  - (e) 19年目以降については、
    - (i) 当該年の前年にこの款に規定する農産物セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを1.9%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを10.70円/kg引き下げたもの
    - (ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産物セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを1%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを5円/kg引き下げたもの
- 3 この款の規定に基づいてとる農産物セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第5款の規定に基づく農産物セーフガード措置が同款4の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産物セーフガード措置をとってはならない。
- 5 (a) 1の規定にかかわらず、日本国は、次のいずれかの要件が満たされる場合には、この款の規定に基づく農産物セーフガード措置をとってはならない。
- (i) 自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること。
  - (ii) 自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと。
- (b) 日本国がこの款の規定に基づく農産物セーフガード措置をとる場合において、英国が(a)に定める要件のいずれかが満たされていると信ずるときは、英国は、次のことを行うことができる。
- (i) 日本国に対し、日本国が(a)に定める要件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。
  - (ii) 日本国に対し、農産物セーフガード措置がとられた年の残余の期間当該農産物セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。
- 6 この協定が効力を生ずる年が12箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し1に定める発動水準に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 第6款 ホエイ粉についての農産物セーフガード措置
- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日EU経済連携協定第2.5条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第6款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に分類されるものの各年における輸入数量の合計が次に定める発動水準を超える場合に限り、農産物セーフガード措置をとることができる。
- (a) 1年目については、2,611mt
  - (b) 2年目については、2,767mt
  - (c) 3年目については、2,922mt
  - (d) 4年目については、3,078mt
  - (e) 5年目については、3,233mt
  - (f) 6年目については、3,389mt
  - (g) 7年目については、3,544mt
  - (h) 8年目については、3,700mt
  - (i) 9年目については、3,929mt
  - (j) 10年目については、4,158mt

- (k) 11年目については、4,502mt  
 (l) 12年目については、4,846mt  
 (m) 13年目については、5,190mt  
 (n) 14年目以降の各年については、その前年の発動水準に458mtを加えたもの
- 2 「SG4\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。
- (a) 1年目から3年目までについては、29.8%+75円/kg  
 (b) 4年目から8年目までについては、23.8%+45円/kg  
 (c) 9年目から13年目までについては、13.4%+30円/kg  
 (d) 14年目以降については、
- (i) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、従価税の部分について当該前年のものを2%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを4円/kg引き下げたもの  
 (ii) 当該年の前年にこの款に規定する農産品セーフガード措置をとった場合には、従価税の部分について当該前年のものを1%引き下げたもの及び従量税の部分について当該前年のものを2円/kg引き下げたもの
- 3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。
- 4 日本国は、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第6款の規定に基づく農産品セーフガード措置が同款4の規定に従って適用されなくなる場合には、その後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 5 この協定が効力を生ずる年が12箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される発動水準については、同年について「SG4\*\*」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し1に定める発動水準に、分母を12とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第一文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

第7款 オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、5に規定する場合を除くほか、日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、英国からの当該原産農産品及び日EU経済連携協定第2.5条1に定義する「原産農産品」であって、日EU経済連携協定附属書2-A第3編第C節第7款1に規定する日本国の表の「注釈」の欄に「SG5」を掲げる品目に分類されるものの各会計年度の12月1日から3月31日までの間の輸入数量の合計が2,000mtを超える場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。
- 2 「SG5」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、次のとおりとする。
- (a) 1年目及び2年目については、28%  
 (b) 3年目から5年目までについては、20%
- 3 この款の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置につい

ては、1に定める条件が満たされた年の終了時までに限って維持することができる。

- 4 日本国は、5年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 5 この協定が効力を生ずる年が4箇月未満である場合には、1の規定の適用上、同年において適用される1に定める発動水準については、2,000mtに、分母を4とし、かつ、この協定の効力発生の日からその後の最初の3月31日までの間の月数を分子とする分数を乗じて得たものに決定する。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

第8款 競走馬についての農産品セーフガード措置

- 1 日本国は、第1款2の規定に従い、日本国の表の「注釈」の欄に「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に対し、日本円で表示される1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の90%未満である場合に限り、農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格については、4の規定に従って合意される価格又は4の規定による発動価格に関する特定の合意が存在しない場合には、1,070万円とする。
- 2 「SG6」を掲げる品目に分類される原産農産品に関し、第1款3(c)に規定する関税率については、第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。
- (a) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の10%を超え40%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の30%  
 (b) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の40%を超え60%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の50%  
 (c) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の60%を超え75%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の70%  
 (d) 1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差が当該発動価格の75%を超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と第A節1(x)に定める区分「B15」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の100%
- 3 日本国は、13年目の終了後は、この款の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- 4 英国の要請があった場合には、日本国及び英国は、この款に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、また、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて相互に合意することができる。

## 地域的な包括的経済連携協定の附属書 I (日本国による関税の撤廃関係)

一般的注釈

- 1 この附属書は、2012年1月1日に効力を生じた2012年版の統一システムに基づいて作成されたものである。
- 2 この附属書の規定の適用上、各締約国の表に定める基準税率

は、2014年1月1日における当該各締約国の実行最恵国税率を反映したものである。

- 3 この附属書の規定の適用上、「この協定が効力を生ずる日」とは、第20.6条(効力発生)2の規定に従ってこの協定が効力を生

ずる日をいう。

- 4 この附属書に定める関税の引下げの適用上、「年」(注)とは、注 関税の引下げについては、該当する年の初日に行う。
  - (a) オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア、中国、韓国、ラオス、マレーシア、ミャンマー、ニュージーランド、シンガポール、タイ及びベトナムに関し、1年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の12月31日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の1月1日に開始する12箇月の期間をいう。
  - (b) インドネシア、日本国及びフィリピンに関し、1年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの期間をいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 5 この附属書の全ての表に定める段階的な関税の引下げ又は撤廃(この協定が第20.6条(効力発生)3の規定に従ってより遅い日に自国について効力を生ずる署名国の表に定める段階的な関税の引下げ又は撤廃を含む。)については、この協定が効力を生

ずる日に開始したものとみなす。

附属書 I の日本国の関税に係る約束の表  
頭注

- 1 この表の規定の適用上、
  - (a) 「ASEAN」とは、ASEANの構成国をいう。
  - (b) 「部」、「類」、「項」及び「号」とは、それぞれ、附属書3A(品目別規則)3(a)から(d)までに定義する「部」、「類」、「項」及び「号」をいう。
- 2 この表に掲げる日本国の関税分類番号の9桁番号は、日本国の品目表(2014年1月1日現在の輸入統計品目表)に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。
- 3 この表の引下げの各段階における「無税」とは、関税の免除をいう。
- 4 この表の引下げの各段階に「U」掲げる品目は、関税の引下げ又は撤廃に係る約束の対象から除外される。

## 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の附属書 I (日本国の関税及び関税に関連する規定)

### 第A節 一般規定

- 1 この附属書の規定の適用上、
  - (a) 「類」とは、統一システムの類をいう。
  - (b) 「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム(解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。)であって、日本国により日本国の法令の下で採用され、及び実施されるものをいう。
  - (c) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の4桁をいう。
  - (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の6桁をいう。
  - (e) 「年」とは、1年目については、この協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までをいい、その後の各年については、当該各年の4月1日に開始する12箇月の期間をいう。
- 2 この附属書における日本国の関税分類番号の9桁番号は、日本国の品目表(2019年4月1日現在の輸入統計品目表)に基づく。これらの番号は、日本国の法令又は告示に従って変更の対象とされるものとし、日本国の品目表が変更される場合には、公表される対照表とともに参照される。この附属書は、2017年1月1日に改正された統一システムに基づいて作成されたものである。
- 3 日本国は、この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。

### 第B節 日本国の関税に係る約束

#### 第1款 一般的注釈

- 1 第5条1の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。
  - (a) 1年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。
  - (b) その後の毎年の引下げは、毎年4月1日に行う。
- 2 この節の規定の適用上、「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をいう。
- 3 この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に

従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、

- (a) 従価税の場合には、0.1%未満の端数は、これを切り捨てる(0.15%は、0.1%とする。)
  - (b) 従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の0.01未満の端数は、これを四捨五入する(0.005は、0.01とする。)
- 4 1及び前節1(e)の規定にかかわらず、この協定が2020年3月31日後に効力を生ずる場合には、日本国は、この協定がこの協定の署名の日と2020年3月31日との間に効力を生じたものとしてこの節の規定を適用する。
  - 5 アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する。

#### 第2款 関税の撤廃又は削減

- 1 一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決定するための実施区分については、第5款に規定する日本国の表(以下「日本国の表」という。)において当該一の品目ごとに掲げる。
- 2 日本国は、第5条1の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する。
  - (a) 実施区分の欄に「EIF」掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。
  - (b) 実施区分の欄に「B4」掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。
    - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの2回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、3年目の4月1日から無税とする。
  - (c) 実施区分の欄に「B6」掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
    - (i) この協定が効力を生ずる日に基準税率の3分の1を削減する。
    - (ii) 2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、5年目の4月1日から無税とする。

- (d)実施区分の欄に「JPB6\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の20%を削減し、これにより得られる税率の20%を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、5年目の4月1日から無税とする。
- (e)実施区分の欄に「JPB6\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の50%を削減し、これにより得られる税率の20%を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、5年目の4月1日から無税とする。
- (f)実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、従価25%+40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の20%を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、5年目の4月1日から無税とする。
- (g)実施区分の欄に「JPB6\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、従価35%+40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の20%を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、5年目の4月1日から無税とする。
- (h)実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の25%を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの6回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (i)実施区分の欄に「JPB8\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の50%を削減し、これにより得られる税率の7分の1を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの6回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (j)実施区分の欄に「JPB8\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の20%を削減する。
- (ii)2年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。
- (iii)3年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの5回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (k)実施区分の欄に「JPB8\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の3分の1を削減し、これにより得られる税率の7分の1を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの6回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (l)実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に従価8.5%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は35.73円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (ii)2年目の4月1日に従価7.1%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は26.80円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iii)3年目の4月1日に従価5.7%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は17.87円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iv)4年目の4月1日に従価4.2%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又はにつき8.93円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (v)5年目の4月1日に従価2.8%(その率が125円/1の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。
- (vi)6年目の4月1日に従価1.4%(その率が125円/1の従量税率より高いときは、当該従量税率)まで削減する。
- (vii)当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (m)実施区分の欄に「JPB8\*\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に従価8.5%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は38.29円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (ii)2年目の4月1日に従価7.1%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は31.90円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iii)3年目の4月1日に従価5.7%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は25.52円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (iv)4年目の4月1日に従価4.2%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は19.14円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (v)5年目の4月1日に従価2.8%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は12.76円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (vi)6年目の4月1日に従価1.4%(その率が125円/1の従量税率より高いとき、又は6.38円/1の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)まで削減する。
- (vii)当該原産品は、7年目の4月1日から無税とする。
- (n)実施区分の欄に「B9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の9分の2を削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの7回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、8年目の4月1日から無税とする。
- (o)実施区分の欄に「JPB10\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。
- (i)この協定が効力を生ずる日に、従価2.2%まで削減し、これにより得られる税率の9分の1を更に削減する。
- (ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの8回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、9年目の4月1日から無税とする。

とする。

(p)実施区分の欄に「B11」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の11分の2を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの9回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、10年目の4月1日から無税とする。

(q)実施区分の欄に「JPB11\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のとおりとする。

(i)この協定が効力を生ずる日から9年目の3月31日まで、次の(A)と(B)との差額とする。

(A)次の(1)と(2)との合計額

(1)1kgについての課税価格に係数を乗じて得た1kgについての額

(2)次の表の2欄に掲げる1kgについての額

この(A)の規定の適用上、係数は、次の(3)と(4)との差とする。

(3)次の表の3欄に掲げる率に100%を加えた率

(4)次の表の2欄に掲げる額を897.59円で除して得た値

1	2	3
年	1kgについての額(円)	率(%)
1	269.50	3.7
2	231.13	3.2
3	192.75	2.7
4	154.38	2.2
5	128.65	1.8
6	102.91	1.4
7	77.19	1.1
8	51.46	0.7
9	25.72	0.3

(B)1kgについての課税価格

(ii)10年目の4月1日から無税とする

(r)実施区分の欄に「JPB11\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)(A)1年目については、従価3.7%

(B)2年目については、従価3.2%

(C)3年目については、従価2.7%

(D)4年目については、従価2.2%

(ii)5年目の4月1日から毎年行われる(i)(D)に規定する税率からの6回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、10年目の4月1日から無税とする。

(s)実施区分の欄に「JPB11\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の25%を削減し、これにより得られる税率の10%を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの9回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、10年目の4月1日から無税とする。

(t)実施区分の欄に「JPB11\*\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の50%を削減し、これにより得られる税率の10%を更に削減する

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの9回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、10年目の4月1日から無税とする。

(u)実施区分の欄に「JPB13\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、基準税率の50%を削減し、これにより得られる税率の12分の1を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの11回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、12年目の4月1日から無税とする。

(v)実施区分の欄に「JPB13\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の50%を削減する。

(ii)5年目の3月31日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii)6年目の4月1日に端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率から基準税率の25%を削減する。

(iv)11年目の3月31日までは、(iii)の規定による税率とする。

(v)12年目の4月1日に撤廃し、当該原産品は、同日から無税とする。

(w)実施区分の欄に「B16」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の12.5%を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの14回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、15年目の4月1日から無税とする。

(x)実施区分の欄に「JPB16\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、従価25%及び40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の15分の1を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの14回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、15年目の4月1日から無税とする。

(y)実施区分の欄に「JPB16\*\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、従価35%及び40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の15分の1を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの14回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、15年目の4月1日から無税とする。

(z)実施区分の欄に「JPB21\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、従価25%及び40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の5%を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの19回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、20年目の4月1日から無税とする。

(aa)実施区分の欄に「JPB21\*\*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)この協定が効力を生ずる日に、従価35%及び40円/kgまで削減し、これにより得られる税率の5%を更に削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの19回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、20年目の4月1日から無税とする。

(bb)実施区分の欄に「JPR2」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)1年目については、従価 26.6%

(ii)2年目については、従価 25.8%

(iii)3年目については、従価 25%

(iv)4年目については、従価 24.1%

(v)5年目については、従価 23.3%

(vi)6年目については、従価 22.5%

(vii)7年目については、従価 21.6%

(viii)8年目については、従価 20.8%

(ix)9年目については、従価 20%

(x)10年目の4月1日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの6回の引下げにより、従価 9%まで削減する。

(xi)15年目以降、従価 9%とする。

(cc)実施区分の欄に「JPR3」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)1年目については、従価 36.8%

(ii)2年目については、従価 34.7%

(iii)3年目については、従価 32.6%

(iv)4年目については、従価 30.5%

(v)5年目については、従価 28.4%

(vi)6年目については、従価 26.3%

(vii)7年目については、従価 24.2%

(viii)8年目については、従価 22.1%

(ix)9年目については、従価 20%

(x)10年目の4月1日から毎年行われる(ix)に規定する税率からの6回の引下げにより、従価 9%まで削減する。

(xi)15年目以降、従価 9%とする。

(dd)実施区分の欄に「JPR4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i)1kgについての課税価格と393円/kgに対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た1kgについての額との差額

(ii)次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	1kgについての額(円)	率(%)
1	93.75	1.9
2	93.75	1.7
3	93.75	1.4
4	52.50	1.2
5	49.50	0.9
6	46.50	0.7
7	43.50	0.4
8	40.50	0.2
9年目以降	37.50	0

(ee)実施区分の欄に「JPR5」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次のいずれか低い額とする。

(i)1kgについての課税価格と524円/kgに対し100%に次の表の3欄に掲げる率を加えた率を乗じて得た1kgについての額との差額

(ii)次の表の2欄に掲げる額

1	2	3
年	1kgについての額(円)	率(%)
1	125	1.9
2	125	1.7
3	125	1.4
4	70	1.2
5	66	0.9
6	62	0.7
7	58	0.4
8	54	0.2
9年目以降	50	0

(ff)実施区分の欄に「JPR7」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、この協定が効力を生ずる日に、基準税率の10%を削減し、その後においても、その税率とする。

(gg)実施区分の欄に「JPR9」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の6分の1を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより、基準税率の50%まで削減する。

(iii)5年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(hh)実施区分の欄に「JPR12」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の25%を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの4回の引下げにより、基準税率の25%まで削減する。

(iii)5年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(ii)実施区分の欄に「JPR13」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の11分の1を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの9回の引下げにより、基準税率の50%まで削減する。

(iii)10年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(jj)実施区分の欄に「JPR20」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)この協定が効力を生ずる日に基準税率の15分の2を削減する。

(ii)2年目の4月1日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの7回の引下げにより、基準税率の40%まで削減する。

(iii)8年目以降、(ii)の規定による税率とする。

(kk)実施区分の欄に「JPR21」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って削減する。

(i)(A)1年目については、29.84円/kg

(B)2年目については、27.77円/kg

(C)3年目については、25.69円/kg

(D)4年目については、23.61円/kg

(E)5年目については、21.53円/kg

(F)6年目については、19.46円/kg

(G)7年目については、17.38円/kg

(H)8年目については、15.30円/kg

(ii)8年目以降、(i)(H)に規定する税率とする。

(ll)実施区分の欄に「JPM1」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、日本国が最低売渡価格を設定するに当たって、当該原産品に対して支払う額に加えることができる最大の額（以下この2において「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」という。）は、次のとおりとする。

- (i)1年目については、15.30 円/kg
- (ii)2年目については、14.50 円/kg
- (iii)3年目については、13.60 円/kg
- (iv)4年目については、12.80 円/kg
- (v)5年目については、11.90 円/kg
- (vi)6年目については、11.10 円/kg
- (vii)7年目については、10.20 円/kg
- (viii)8年目及びその後の各年については、9.40 円/kg

(mm)実施区分の欄に「JPM2」を掲げる品目に該当する原産品であって世界貿易機関設立協定に基づく関税割当ての対象となるものについて、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益は、次のとおりとする。

- (i)1年目については、7.20 円/kg
- (ii)2年目については、6.80 円/kg
- (iii)3年目については、6.40 円/kg
- (iv)4年目については、6 円/kg
- (v)5年目については、5.60 円/kg
- (vi)6年目については、5.20 円/kg
- (vii)7年目については、4.80 円/kg
- (viii)8年目及びその後の各年については、4.40 円/kg

(nn)実施区分の欄に「TRQ-n」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、当該品目に適用可能な関税割当ての条件であって、次款に定めるものに従うものとする。

3 2 に規定する関税の撤廃又は削減のために毎年行われる引下げは、2 において別段の定めがある場合を除き、毎年均等であるものとする。

### 第3款 関税割当て

1 この款において、各関税割当ての表題における品名は、必ずしも網羅的ではない。当該品名は、専ら利用者がこの款の規定を理解するに当たっての便宜のために付するものであり、関連する品目に応じて設定される各関税割当ての適用範囲を変更するものではなく、又は当該適用範囲に代わるものではない。

2 日本国は、この協定が効力を生ずる日における年の残存期間が12箇月未満の場合には、この協定が効力を生じた後最初の年の期間中、この款に定める割当数量に、分母を12とし、分子をこの協定が効力を生ずる日における年の残余の月数（この協定が効力を生ずる日が属する月を含む。）から成る整数とする分数を乗じて得た割当数量を、割当ての申請者が利用可能なものとする。この2の規定の適用上、1.0未満の端数は、これを四捨五入する（0.5は、1.0とする。）。

3 TRQ-JP1 混合物及び練り生地並びにケーキミックス

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)
1	10,800
2	11,100
3	11,400
4	11,700
5	12,000
6年目及びその後の各年	12,000

(b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最惠国税率とする。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 190120.222、190120.232、190120.235 及び 190120.243 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP1 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

### 4 TRQ-JP2 小麦

(a)アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(f)及び(g)に定めるところにより日本国が適用する輸入差益の対象となることを条件として無税となるものの各年における合計割当数量並びに当該原産品の各年における最低売渡価格を設定するための最大輸入差益については、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (mt)	最低売渡価格 を設定するた めの最大輸入 差益（グルー プ1）（1kg についての額 （円））	最低売渡価格 を設定するた めの最大輸入 差益（グルー プ2）（1kg についての額 （円））
1	120,000	15.3	15.1
2	126,000	14.5	14.2
3	132,000	13.6	13.2
4	138,000	12.8	12.3
5	144,000	11.9	11.3
6	150,000	11.1	10.4
7	150,000	10.2	9.4
8	150,000	9.4	8.5
9年目 及びそ の後の 各年	150,000	9.4	8.5

(b)この TRQ-JP2 の規定の適用上、

(i)グループ1とは、ダーク・ノーザン・スプリング、ハード・レッド・ウインター及びウエスタン・ホワイトの小麦の銘柄をいう。

(ii)グループ2とは、(i)に規定する小麦の銘柄以外の全ての小麦の銘柄をいう。

(c)アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時における実行最惠国税率とする。

(d)(a)から(c)までの規定は、関税分類番号 100111.010、100119.010、100191.011、100191.019、100199.011、100199.019 及び 100860.210 の品目に該当する原産品について適用する。

(e)この TRQ-JP2 の規定による関税割当てについては、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表における関税割当ての外に設定するものとし、農林水産省（以下「MAFF」という。）又は MAFF を承継する者が、国家貿易企業として、売買同時契約（以下「SBS」という。）方式を用いて運用する。

(f)この TRQ-JP2 の規定の適用上、「最低売渡価格を設定するための最大輸入差益」とは、MAFF 又は MAFF を承継する者

が最低売渡価格を設定するに当たって、MAFF 又は MAFF を承継する者が製品に対して支払う額に加えることができる最大の額をいう。MAFF 又は MAFF を承継する者は、SBS 入札における最低売渡価格と等しい額又はそれを超える額での応札については、当該 SBS 入札における入札数量の全てがより高い額で応札されない限り、当該応札を拒否してはならない。

(g)SBS 取引の際に製品に対して購入者が支払う額と MAFF 又は MAFF を承継する者が支払う額との差額については、MAFF 又は MAFF を承継する者が当該製品についての輸入差益として保有する。当該輸入差益については、最低売渡価格を設定するための最大輸入差益よりも大きいものとなり得るが、世界貿易機関設立協定の日本国の譲許表に基づき当該製品について許容される額を超えてはならない。

#### 5 TRQ-JP3 煎っていない麦芽

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (mt)
1	22,400
2	24,800
3	27,200
4	29,600
5	32,000
6年目及びその後の各年	32,000

(b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最惠国税率とする。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110710.029 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP3 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 6 TRQ-JP4 煎った麦芽

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (mt)
1	735
2	770
3	805
4	840
5	875
6	910
7	945
8	980
9	1,015
10	1,050
11年目及びその後の各年	1,050

(b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最惠国税率とする。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110720.020 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-

JP4 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 7 TRQ-JP5 プロセスチーズ

(a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量及び当該原産品の各年における枠内税率については、次のとおりとする。

年	合計割当数量(mt)	枠内税率(%)
1	105	32.7
2	110	29.0
3	115	25.4
4	120	21.8
5	125	18.1
6	130	14.5
7	135	10.9
8	140	7.2
9	145	3.6
10	150	0
11年目及びその後の各年	150	0

(b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最惠国税率とする。

(c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 040630.000 の品目に該当する原産品について適用する。

(d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP5 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 8 TRQ-JP6 ホエイ

(a)アメリカ合衆国からの関税分類番号 040410.135、040410.145、040410.185、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。アメリカ合衆国からの関税分類番号 040410.125 及び 040410.165 の品目に該当する原産品の枠内税率については、次のとおり削減する。

年	枠内税率(砂糖を加えたものに限る。)(%)	枠内税率(砂糖を加えてないものに限る。)(%)
1	28.6	20.4
2	25.4	18.1
3	22.2	15.9
4	19.0	13.6
5	0	0
6	0	0
7	0	0
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11年目及びその後の各年	0	0

(b)(a)に定める枠内税率については、次の(i)及び(ii)の要件を満たす場合に適用する。

(i)アメリカ合衆国からの(a)に規定する原産品の各年における合計輸入数量が次の合計割当数量を超えないこと。



年	合計割当数量 (mt)
1	5,400
2	5,800
3	6,200
4	6,600
5	7,000
6	7,400
7	7,800
8	8,200
9	8,600
10	9,000
11年目及びその後の各年	9,000

(ii) 次のいずれかの条件を満たすこと。

(A) 関税分類番号 040410.125 及び 040410.165 の品目に該当する原産品の灰分の含有率が 11%以上であること。

(B) 関税分類番号 040410.145、040410.185、040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品がホエイ(乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。)又はミルクの天然の組成分から成る製品(乳幼児用の調製粉乳の製造に使用するものに限る。)であること。

(C) 関税分類番号 040410.135 及び 040410.145 の品目に該当する原産品が、たんぱく質の含有率が 5%未満のホエイパーミエイトであること。

(c)(i) 関税分類番号 040410.125、040410.135、040410.145、040410.165 及び 040410.185 の品目に関し、アメリカ合衆国からの原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、次の実施区分に従って決定する。

(A) 乳たんぱく質の含有率が 25%未満の原産品については、前款 2(x)及び(y)にそれぞれ定める実施区分「JPB16\*\*」及び「JPB16\*\*\*」

(B) 乳たんぱく質の含有率が 25%以上 45%未満の原産品については、前款 2(z)及び(aa)にそれぞれ定める実施区分「JPB21\*」及び「JPB21\*\*」

(C) 乳たんぱく質の含有率が 45%以上の原産品については、前款 2(f)及び(g)にそれぞれ定める実施区分「JPB6\*\*\*\*」及び「JPB6\*\*\*\*\*」

(D) 着色料を加えた原産品であって、配合飼料を製造するためのものについては、前款 2(a)に定める実施区分「EIF」

(ii) アメリカ合衆国からの関税分類番号 040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品であって、(b)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。

(d)(i)(a)、(b)及び(c)(i)の規定は、関税分類番号 040410.125、040410.126、040410.127、040410.128、040410.135、040410.136、040410.137、040410.145、040410.146、040410.147、040410.148、040410.165、040410.166、040410.167、040410.185、040410.186 及び 040410.187 の品目に該当する原産品について適用する。

(ii)(a)、(b)及び(c)(ii)の規定は、関税分類番号 040490.118、040490.128 及び 040490.138 の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP6 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に

従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 9 TRQ-JP7 ぶどう糖及び果糖

(a) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品の各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (mt)
1	540
2	630
3	720
4	810
5	900
6	990
7	1,080
8	1,170
9	1,260
10	1,350
11年目及びその後の各年	1,350

(b)(i) アメリカ合衆国からの(d)(i)に規定する品目に該当する原産品の枠内税率については、無税とする。

(ii) アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に対する調整金以外の枠内税率については、当該原産品に含まれる砂糖の重量 21.50 円/kg とし、日本国は、当該原産品に含まれる砂糖に調整金を課することができる。当該調整金の額については、輸入の時に関税分類番号 170199.200 の品目に該当する原産品に対して適用される調整金の額を上回ってはならない。アメリカ合衆国からの(d)(ii)に規定する品目に該当する原産品に含まれる砂糖の重量については、当該原産品に含まれる乾燥状態におけるしよ糖の重量により決定する。

(c) アメリカ合衆国からの(d)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。

(d)(i)(a)、(b)(i)及び(c)の規定は、関税分類番号 170230.221、170230.229、170240.220、170260.220 及び 170290.529 の品目に該当する原産品について適用する。

(ii)(a)、(b)(ii)及び(c)の規定は、関税分類番号 170230.210、170240.210 及び 170260.210 の品目に該当する原産品について適用する。

(e) 日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP7 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 10 TRQ-JP8 とうもろこしでん粉及びばいれいしょでん粉

(a) アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。ただし、当該原産品が、でん粉糖、デキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉又はスターチグルーの製造に使用するでん粉である場合には 25%を超えない範囲の調整金が課されることを条件とするものとし、それ以外の用途に使用するでん粉である場合には調整金が課されることはない。

年	合計割当数量 (mt)
1	2,650
2	2,800
3	2,950
4	3,100
5	3,250
6年目及びその後の各年	3,250

- (b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。
- (c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110812.091、110812.099、110813.091 及び 110813.099 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP8 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 11 TRQ-JP9 イヌリン

- (a)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、無税となるものの各年における合計割当数量については、次のとおりとする。

年	合計割当数量 (mt)
1	205
2	210
3	215
4	220
5	225
6	230
7	235
8	240
9	245
10	250
11年目及びその後の各年	250

- (b)アメリカ合衆国からの(c)に規定する品目に該当する原産品であって、(a)に定める合計割当数量を超えて輸入されるものの関税率については、当該原産品の輸入の時ににおける実行最恵国税率とする。
- (c)(a)及び(b)の規定は、関税分類番号 110820.090 の品目に該当する原産品について適用する。
- (d)日本国は、先着順による輸入許可手続を通じてこの TRQ-JP9 の規定による関税割当てを運用し、当該輸入許可手続に従って関税割当ての証明書を発給する。

#### 第4款 農産品セーフガード措置

- 1 この款は、次の事項を定める。
- (a)農産品セーフガード措置の対象となる原産農産品
- (b)(a)に規定する措置の発動水準
- (c)(a)に規定する原産農産品のそれぞれについて各年において適用される最高の関税率
- 2 日本国は、第5条1の規定にかかわらず、9から15までに規定する特定の原産農産品に対するセーフガード措置をとることができる。
- 3 日本国は、この款に定める条件が満たされる場合には、農産品セーフガード措置として、次の関税率のうちいずれか低いものを超えない水準まで2に規定する原産農産品の関税を引き上げることができる。
- (a)当該農産品セーフガード措置をとる時ににおける実行最恵国税率
- (b)この協定が効力を生ずる日の前日における実行最恵国税率
- (c)この款に定める関税率
- 4 日本国は、透明性のある方法で農産品セーフガード措置を実施する。日本国は、農産品セーフガード措置をとった日から60日以内に、アメリカ合衆国に対して書面により通報を行い、及びアメリカ合衆国に対して当該農産品セーフガード措置に関する

関連データを提供する。日本国は、アメリカ合衆国の書面による要請があった場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に関し、電子メール、電話会議、ビデオ会議、対面等により、アメリカ合衆国の個別の質問に応じ、及びアメリカ合衆国に対して情報を提供する。

- 5 9(b)、10(a)(iii)(B)及び(iv)(B)、12(a)、13(a)並びに14(b)に定める農産品セーフガード措置の適用のための条件については、日本国とアメリカ合衆国との間の協議の後に修正することができる。その修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。
- 6 3(c)に規定する関税率が零となる日以後は、農産品セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。
- 7 日本国は、第1款4の規定が適用される場合において、この協定が効力を生ずる日における最初の年の残存期間が12箇月未満のときは、当該年の期間中、この款の関連する規定に定める発動水準に、分母を365とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の日数とする分数を乗じて得た発動水準を適用する。ただし、14の規定の適用については、「12箇月」及び「365」をそれぞれ「4箇月」及び「121」と読み替えるものとする。適用される発動水準を第1文及び第2文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)
- 8 この款の規定の適用上、
- (a)「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。
- (b)「四半期」とは、次のいずれかの期間をいう。
- (i)4月1日から6月30日まで
- (ii)7月1日から9月30日まで
- (iii)10月1日から12月31日まで
- (iv)1月1日から3月31日まで
- 9 牛肉についての農産品セーフガード措置
- (a)日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (b)日本国は、各年におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i)1年目については、(k)に定める発動水準
- (ii)2年目については、242,000mt
- (iii)3年目から9年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を4,840mt引き上げたもの
- (iv)10年目から14年目までの各年については、当該年の前年の発動水準を2,420mt引き上げたもの
- (v)15年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を4,840mt引き上げたもの
- (c)(b)の規定にかかわらず、日本国及びアメリカ合衆国は、4年目の前半の終わりまでに、また、いずれかの締約国の要請によりいつでも、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置の5年目及びその後の各年における適用の条件を修正するために協議する。協議の結果として修正された条件は、日本国とアメリカ合衆国との間の書面による合意により効力を生ずる。
- (d)(i)「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A)1年目及び2年目については、38.5%
- (B)3年目から9年目までについては、30%
- (C)10年目から13年目までについては、20%

- (D)14年目については、18%
- (E)15年目及びその後の各年については、
- (1)日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を1%引き下げたもの
- (2)日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (ii)「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A)1年目及び2年目については、38.5%
- (B)3年目については、32.7%
- (C)4年目については、30.6%
- (D)5年目から9年目までについては、30%
- (E)10年目から13年目までについては、20%
- (F)14年目については、18%
- (G)15年目及びその後の各年については、
- (1)日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年の関税率を1%引き下げたもの
- (2)日本国が当該年の前年にこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年の関税率と同じもの
- (iii)(b)に定める条件が一の年において満たされ、その結果として(e)(ii)又は(iii)の規定に基づき農産品セーフガード措置がその翌年においてもとられている場合には、当該農産品セーフガード措置の適用に当たっての3(c)に規定する関税率は、当該農産品セーフガード措置がとられている間、当該条件が満たされた年について適用される関税率とする。
- (e)(a)及び(b)に規定する農産品セーフガード措置については、次の期間維持することができる。
- (i)合計輸入数量が(b)に定める発動水準を1月31日以前に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日が属する会計年度の終了までの期間
- (ii)合計輸入数量が(b)に定める発動水準を2月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から45日の期間
- (iii)合計輸入数量が(b)に定める発動水準を3月中に超える場合には、当該農産品セーフガード措置の適用の日から30日の期間
- (f)(i)この9の規定の適用上、農産品セーフガード措置を維持することができる期間は、原産農産品の合計輸入数量が(b)に定める発動水準を超えた公表期間の終了後5執務日目の日の翌日までに開始する。
- (ii)この9の規定の適用上、日本国の税関当局は、この9の規定を実施するためにとる例外的な措置として、次の期間におけるアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量を各公表期間の終了後5執務日以内に公表する。
- (A)会計年度の開始から各公表期間の終了までの期間
- (B)10年目から14年目までについては、四半期の開始から各公表期間の終了までの期間
- (iii)この9の規定の適用上、「公表期間」とは、次のそれぞれの期間をいう。
- (A)各月の初日から当該月の10日までの期間
- (B)各月の11日から当該月の20日までの期間
- (C)各月の21日から当該月の末日までの期間
- (g)(i)日本国は、(b)の規定にかかわらず、十年目から十四年目までの各年について、四半期におけるアメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、3の規定に従って当該原産農産品に対する関税率を90日の期間引き上げることができる。当該90日の期間は、当該四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が当該四半期のセーフガードの発動数量を超えた公表期間の終了後5執務日目の日の翌日までに開始する。この(g)に定める条件が満たされる場合には、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A)10年目から13年目までの間に当該条件が満たされる場合には、20%
- (B)14年目に当該条件が満たされる場合には、18%
- (ii)この(g)の規定の適用上、「四半期のセーフガードの発動数量」とは、各年について、(b)(iv)に定める発動水準の4分の1のものの117%をいう。
- (iii)日本国は、(b)の規定にかかわらず、10年目から14年目までの各年について、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の合計輸入数量が(b)(iv)に定める各年における発動水準を超え、同時に、四半期における当該原産農産品の合計輸入数量が(ii)に定める四半期のセーフガードの発動数量を超える場合には、(i)に定める90日の期間の終了の日又は(e)に定める期間の終了の日のいずれか遅い日まで、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置を維持することができる。
- (h)日本国は、14年目の後の連続する4会計年度の間この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (i)日本国は、アメリカ合衆国からの日本国の表の「実施区分」欄に「SG1\*」又は「SG1\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品の日本国への輸入を衛生上の懸念のために全面的又は実質的に3年を超える期間停止した場合には、その停止を全面的又は実質的に解除した後4年間は、アメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。自然災害(例えば、厳しい干ばつ)によりアメリカ合衆国における生産力の回復が妨げられる場合には、日本国がアメリカ合衆国からの当該原産農産品に対してこの9の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない期間は、5年とする。
- (j)日本国は、日本国の表の「実施区分」欄に「SG1\*」を掲げる品目に該当する原産農産品については、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の5に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。
- (k)(b)(i)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、242,000mtに、分母を365とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。))。
- 10 豚肉についての農産品セーフガード措置
- (a)日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG2 産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i)1年目については、アメリカ合衆国からのSG2産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合

(ii)2年目及び3年目については、各年におけるアメリカ合衆国からのSG2製品の合計輸入数量が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からのSG2製品の合計輸入数量のうち最大のものの116%を超える場合

(iii)4年目及び5年目については、次のとおりとする。

(A)日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2製品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2製品の合計輸入数量のうち最大のものの116%を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2製品に対してこの10の規定に基づく農産物セーフガード措置をとることができる。

(B)日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2製品及び当該価格で輸入される2018年3月8日にサンティアゴで作成された環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(以下「CPTPP」という。)の締約国(原署名国に限る。)からのCPTPPの規定に従ってCPTPPにおける原産品とされる産品(以下「CPTPP原産品」という。)であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2製品に対してこの10の規定に基づく農産物セーフガード措置をとることができる。

(1)4年目については、90,000mt

(2)5年目については、102,000mt

(iv)6年目から10年目までの各年については、次のとおりとする。

(A)日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格に等しい価格又はこれを超える価格で輸入されるSG2製品の各年における合計輸入数量が、当該年に先立つ3会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの当該SG2製品の合計輸入数量のうち最大のものの119%を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2製品に対してこの10の規定に基づく農産物セーフガード措置をとることができる。

(B)日本国は、アメリカ合衆国からの基準価格よりも低い価格で輸入されるSG2製品及び当該価格で輸入されるCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG2」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合には、アメリカ合衆国からの当該SG2製品に対してこの10の規定に基づく農産物セーフガード措置をとることができる。

(1)6年目については、114,000mt

(2)7年目については、126,000mt

(3)8年目については、138,000mt

(4)9年目については、150,000mt

(5)10年目については、150,000mt

(iii)及びこの(iv)の規定の適用上、「基準価格」とは、次の価格をいう。

(C)関税分類番号020312.023、020312.024、020312.025、020319.023、020319.024、020319.025、020322.023、020322.024、020322.025、020329.023、020329.024、020329.025、020630.093、020630.094、020630.095、020649.093、020649.094又は020649.095の品目に

該当する原産農産品については、399円/kg

(D)関税分類番号020311.020、020311.031、020311.032、020321.020、020321.031又は020321.032の品目に該当する原産農産品については、299.25円/kg

(b)SG2製品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

(i)関税分類番号020311.040、020312.022、020319.022、020321.040、020322.022、020329.022、020630.099又は020649.099の品目に該当するSG2製品については、

(A)1年目及び2年目については、4%

(B)3年目から5年目までについては、3.4%

(C)6年目から8年目までについては、2.8%

(D)9年目及び10年目については、2.2%

(ii)関税分類番号020312.023、020312.024、020312.025、020319.023、020319.024、020319.025、020322.023、020322.024、020322.025、020329.023、020329.024、020329.025、020630.093、020630.094、020630.095、020649.093、020649.094又は020649.095の品目に該当するSG2製品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A)1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第1セーフガード基準輸入価格との差額

(B)第1代替税率

この(ii)の規定の適用上、

(C)「第1セーフガード基準輸入価格」とは、524円/kgに、100%に各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D)「第1代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1)1年目から3年目までについては、関税分類番号020312.023、020319.023、020322.023、020329.023、020630.093又は020649.093の品目について日本国の表に定める関税率

(2)4年目から8年目までについては、100円/kg

(3)9年目及び10年目については、70円/kg

(iii)関税分類番号020311.020、020311.031、020311.032、020321.020、020321.031又は020321.032の品目に該当するSG2製品については、次のもののうちいずれか低いものとする。

(A)1kg当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格と第2セーフガード基準輸入価格との差額

(B)第2代替税率

この(iii)の規定の適用上、

(C)「第2セーフガード基準輸入価格」とは、393円/kgに、100%に各年について(i)に定める関税率を加えた百分率を乗じて得た価格に等しい価格をいう。

(D)「第2代替税率」とは、次の関税率をいう。

(1)1年目から3年目までについては、関税分類番号020311.020又は020321.020の品目について日本国の表に定める関税率

(2)4年目から8年目までについては、75円/kg

(3)9年目及び10年目については、52.50銭/kg

(c)この10の規定に基づいてとる農産物セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)日本国は、10年目の終了後は、この10の規定に基づく農産物セーフガード措置をとり、又は維持してはならない。

(e)日本国は、SG2製品については、関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の6第1項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。

- (f)(a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からの SG2 産品に適用される一年目の発動水準は、当該年に先立つ 3 会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの SG2 産品の合計輸入数量のうち最大のものの 112%に、分母を 365 とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の 3 月 31 日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第 1 文の規定に従って決定するに当たり、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)
- 11 加工された豚肉についての農産品セーフガード措置
- (a)日本国は、2 の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG3」を掲げる品目に該当する原産農産品(以下「SG3 産品」という。)について、次の条件が満たされる場合にのみ、農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i)1 年目については、アメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量が、(f)に定める発動水準を超える場合
- (ii)2 年目から 5 年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ 3 会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量のうち最大のものの 118%を超える場合
- (iii)6 年目から 10 年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量が、当該年に先立つ 3 会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量のうち最大のものの 121%を超える場合
- (b)(i)SG3 産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (A)1 年目から 3 年目までについては、基準税率の 85%
- (B)4 年目から 8 年目までについては、基準税率の 60%
- (C)9 年目及び 10 年目については、基準税率の 45%
- (ii)この(b)の規定の適用上、基準税率は、従価税である部分又は従量税である部分から成るものとし、3(c)に規定する関税率は、各部分の基準税率に(i)に定める百分率を乗じて得た率に引き下げたものとして決定される。従価税である部分の基準税率については 8.5%とし、従量税である部分の基準税率についてはそれぞれの SG3 産品の 614.85 円/kg から 1kg 当たりの保険料及び運賃込みの輸入価格の 60%の額を減じて得たものとする。
- (c)この 11 の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (d)日本国は、10 年目の終了後は、この 11 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e)日本国は、SG3 産品については、関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)第 7 条の 6 第 1 項に規定する豚肉等に係る関税の緊急措置を適用しない。
- (f)(a)(i)の規定の適用上、アメリカ合衆国からの SG3 産品に適用される 1 年目の発動水準は、当該年に先立つ 3 会計年度の間の一の会計年度におけるアメリカ合衆国からの SG3 産品の合計輸入数量のうち最大のものの 115%に、分母を 365 とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の 3 月 31 日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第 1 文の規定に従って決定するに当たり、1.0 未満の端数は、これを四捨五入する(0.5 は、1.0 とする。)
- 12 ホエイのたんぱく質濃縮物についての農産品セーフガード措置
- (a)日本国は、2 の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。
- (i)1 年目から 4 年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A)1 年目については、(f)に定める発動水準
- (B)2 年目については、1,000mt
- (C)3 年目については、1,050mt
- (D)4 年目については、1,100mt
- (ii)5 年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及び CPTPP の締約国(原署名国に限る。)からの CPTPP 原産品であって日本国の表の「実施区分」の欄に「SG4\*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合
- (A)5 年目については、5,889mt
- (B)6 年目については、6,167mt
- (C)7 年目については、6,444mt
- (D)8 年目については、6,722mt
- (E)9 年目については、7,000mt
- (F)10 年目については、7,750mt
- (G)11 年目については、8,500mt
- (H)12 年目については、9,250mt
- (I)13 年目については、10,250mt
- (J)14 年目については、11,250mt
- (K)15 年目については、12,250mt
- (L)16 年目については、13,250mt
- (M)17 年目については、14,250mt
- (N)18 年目については、15,250mt
- (O)19 年目については、16,250mt
- (P)20 年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を 1,250mt 引き上げたもの
- (b)「SG4\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。
- (i)1 年目から 4 年目までについては、29.8%及び 120 円/kg
- (ii)5 年目から 9 年目までについては、23.8%及び 105 円/kg
- (iii)10 年目から 14 年目までについては、19.4%及び 90 円/kg
- (iv)15 年目から 19 年目までについては、13.4%及び 75 円/kg
- (v)20 年目及びその後の各年については、
- (A)当該年の前年にこの 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ 1.9%及び 10.70 円/kg 引き下げたもの
- (B)当該年の前年にこの 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ 1%及び 5 円/kg 引き下げたもの
- (c)この 12 の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。
- (d)日本国は、19 年目の後の連続する 3 会計年度の間この 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (e)(i)日本国は、(a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、この 12 の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (A)自国において脱脂粉乳が国内的に不足していること
- (B)自国において脱脂粉乳に対する国内需要の明らかな減少がないこと
- (ii)日本国がこの 12 の規定に基づく農産品セーフガード

措置をとる場合において、アメリカ合衆国が(i)に定める条件のいずれかが満たされていると信ずるときは、アメリカ合衆国は、次のことを行うことができる。

(A)日本国に対し、日本国が(i)に定める条件のいずれも満たされていないと考える理由を説明するよう求めること。

(B)日本国に対し、当該農産品セーフガード措置がとられた会計年度の残余の期間における当該農産品セーフガード措置の適用を停止するよう要請すること。

(f)(a)(i)(A)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、1,000mtに、分母を365とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

### 13 ホエイ粉についての農産品セーフガード措置

(a)日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品について、次の条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)1年目から4年目までの各年については、各年におけるアメリカ合衆国からの当該原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

- (A)1年目については、(e)に定める発動水準
- (B)2年目については、1,100mt
- (C)3年目については、1,175mt
- (D)4年目については、1,250mt

(ii)5年目及びその後の各年については、アメリカ合衆国からの当該原産農産品及びCPTPPの締約国(原署名国に限る。)からのCPTPP原産品であって日本国の表の「実施区分」欄に「SG4\*\*」を掲げる品目に分類されるものの各年における合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合

- (A)5年目については、6,667mt
- (B)6年目については、7,000mt
- (C)7年目については、7,333mt
- (D)8年目については、7,667mt
- (E)9年目については、8,000mt
- (F)10年目については、8,500mt
- (G)11年目については、9,000mt
- (H)12年目については、9,750mt
- (I)13年目については、10,500mt
- (J)14年目については、11,250mt

(K)15年目及びその後の各年については、当該年の前年の発動水準を1,000mt引き上げたもの

(b)「SG4\*\*」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする

- (i)1年目から4年目までについては、29.8%及び75円/kg
- (ii)5年目から9年目までについては、23.8%及び45円/kg
- (iii)10年目から14年目までについては、13.4%及び30円/kg
- (iv)15年目及びその後の各年については、

(A)当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらなかった場合には、当該前年のものをそれぞれ2%及び4円/kg引き下げたもの

(B)当該年の前年にこの13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとった場合には、当該前年のものをそれぞれ1%及び2円/kg引き下げたもの

(c)この13の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(d)日本国は、14年目の後の連続する2会計年度の間この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとらない場合には、その後は、この13の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(e)(a)(i)(A)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、1,100mtに、分母を365とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

### 14 オレンジ(生鮮のものに限る。)についての農産品セーフガード措置

(a)日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品について、(b)に定める条件が満たされる場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。

(b)日本国は、各会計年度の12月1日から3月31日までの間のアメリカ合衆国からの(a)に規定する原産農産品の合計輸入数量が、次に定める発動水準を超える場合にのみ、当該原産農産品に対して(a)の規定に基づく農産品セーフガード措置をとることができる。

(i)1年目については、(f)に定める発動水準

- (ii)2年目については、37,050mt
- (iii)3年目については、38,950mt
- (iv)4年目については、40,850mt
- (v)5年目については、42,750mt
- (vi)6年目については、44,650mt

(c)「SG5」を掲げる品目に該当する原産農産品に関し、3(c)に規定する関税率は、次のとおりとする。

- (i)1年目から3年目までについては、28%
- (ii)4年目から6年目までについては、20%

(d)この14の規定に基づいてとる農産品セーフガード措置については、発動水準を超えた会計年度の終了時までに限って維持することができる。

(e)日本国は、6年目の終了後は、この14の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。

(f)(b)(i)の規定の適用上、適用される1年目の発動水準は、次のとおりとする。

(i)この協定が2019年12月1日以前に効力を生ずる場合には、35,150mt

(ii)この協定が2019年12月1日後に効力を生ずる場合には、35,150mtに、分母を121とし、分子をこの協定が効力を生ずる日からその後の最初の3月31日までの間の日数とする分数を乗じて得たものに決定される。適用される発動水準を第1文の規定に従って決定するに当たり、1.0未満の端数は、これを四捨五入する(0.5は、1.0とする。)

### 15 競走馬についての農産品セーフガード措置

(a)日本国は、2の規定に従い、日本国の表の「実施区分」欄に「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品について、日本円で表示された1頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格が発動価格の90%未満である場合にのみ、当該原産農産品に対して農産品セーフガード措置をとることができる。当該発動価格は、(d)の規定に従って合意される価格又は850万円((d)の規定による発動価格に関する特別の合意が存在しない場合に限る。)とする。

(b)「SG6」を掲げる品目に該当する原産農産品に関して、3(c)に規定する関税率は、日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品について決定される関税率に次のものを加えたものとする。

- (i)1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の 10%を超え 40%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 30%
- (ii)1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の 40%を超え 60%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 50%
- (iii)1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の 60%を超え 75%以下である場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 70%
- (iv)1 頭当たりの当該原産農産品の保険料及び運賃込みの輸入価格と発動価格との差額が発動価格の 75%を超える場合には、輸入の時の実行最恵国税率と日本国の表に定める実施区分「B16」に従って当該原産農産品に適用される関税率との差の 100%
- (c)日本国は、14年目の終了後は、この 15の規定に基づく農産品セーフガード措置をとってはならない。
- (d)日本国及びアメリカ合衆国は、いずれか一方の要請に基づき、この 15に定める農産品セーフガード措置の運用について協議を行うものとし、発動価格を定期的に評価し、及び改定することについて、相互に合意することができる。